

沖縄における国別・品目別 輸出戦略

平成31年3月

沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会

○ はじめに	4
○ 沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会の取組について	5
1 狙うべき重点市場について（市場の特性）	8
2 狙うべき重点市場について－香港－	9
3 狙うべき重点市場について－台湾－	10
4 狙うべき重点市場について－シンガポール－	11
5 沖縄の農林水産物・食品の輸出に係る課題（概要）	12
【青果分野共通】：課題及び対応方策	15
6 【青果分野】マンゴー	16
7 【青果分野】かぼちゃ	19
8 【青果分野】紅芋（かんしょ）	21
9 【青果分野】キャベツ（新）注	24
【特産物分野共通】：課題及び対応方策	27

10【特産物分野】黒糖	28
11【特産物分野】きのこ	31
12【特産物分野】シークワサー加工品（新）注)	33
【畜産物分野共通】：課題及び対応方策	37
13【畜産物分野】豚肉	38
14【畜産物分野】鶏肉	40
【水産物分野共通】：課題及び対応方策	43
15【水産物分野】まぐろ	44
16【水産物分野】もずく	46
17【水産物分野】ミーバイ（ヤイトハタ）（新）注)	48

注) 品目中の（新）は、現在、輸出実績が少ないが、今後輸出増が期待されるもの。

○ 事例集（通関トラブル関係）	51
○ 事例集（関係機関の連携等）	53
○ 参考資料 1 沖縄県アジア経済戦略構想推進計画（抜粋）	55
○ 参考資料 2 各国の輸入規制（原発事故後の規制）	60
○ 参考資料 2 各国の輸入規制（植物検疫：貨物編、郵便物編）	68
○ 参考資料 2 各国の輸入規制（食肉の受入れ状況）	70
○ 参考資料 2 各国の輸入規制（水産物・水産加工品関係手続き）	71
○ 参考資料 3 輸出規制等に関するもの	75
○ 参考資料 4 支援策に関するもの	79
○ 参考資料 5 海外現地調査報告	81
○ 農林水産物・食品輸出取組事例（沖縄県）	106
○ 沖縄県農業協同組合におけるクルーズ船向け食材等の供給	115
○ 沖縄からの農林水産物・食品の輸出状況	116
○ 沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会 規約	122

○はじめに

沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会は、県内農林水産物等の輸出方策を検討するとともに、輸出に取り組む意欲のある者を支援するため、平成19年度に設置され、これまで、構成員の行政機関等から輸出促進に関する各種支援策の紹介や輸出に取り組む事業者にも事例発表をしていただく等の取組を行ってまいりました。

そのような中、平成28年5月に、農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：内閣総理大臣）において「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられ、これを受け、当局では当該戦略を参考に、沖縄県産農林水産物・食品の輸出促進について、沖縄版の品目別・国地域別の対応方策を取りまとめることが重要と考え、これまで当協議会において検討を行ってきました。

一方、平成30年7月には、農林水産省と経済産業省において「農林水産物・食品輸出促進合同チーム」が創設され、輸出に携わる事業者の皆様が輸出支援策をまとめて確認できる「農林水産物・食品支援策ガイド」の作成や地方農政局と経済産業局との連携強化の優良事例について作成・周知等の取組を行っているところです。

沖縄においても、更なる輸出促進を図るべく、当戦略は、青果、特産物、畜産物、水産物の分野別ごとに輸出実績或いは輸出可能性の高い品目を選定し、品目ごとに対応方策を取りまとめています。また、各国の輸入規制や国内における輸出規制の制度、輸出現場における通関トラブルや関係機関の連携の事例等、数多くの項目を幅広く取りまとめております。

これから輸出を始めようとする皆様や既に輸出に携わっている輸出事業者の皆様、各関係機関ご担当の皆様におかれましては、当戦略を積極的にご活用いただき輸出業務の一助となり、更なる沖縄県産農林水産物・食品の輸出拡大に資することを期待します。

平成31年3月31日
沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会
会長 仲程倫由
(内閣府沖縄総合事務局次長)

1 分野別・品目別の課題を抽出するに至った経緯及び目的

沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会では、平成28年5月に農林水産業・地域の活力創造本部において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」の品目別の輸出力強化に向けた対応方向を参考に、将来的には、沖縄版の分野別・品目別対応方策を取りまとめることが重要であると考え、主要な品目ごとの課題整理及び対応方策について検討してきた。

具体的には、平成28年度において、輸出促進協議会担当者会議の下に分野別チームを設置し、各分野別に代表的な品目を選定し、輸出に関する課題等について具体的に洗い出した。平成29年度は、品目ごとに抽出した課題について、当協議会担当者会議の下に設置した分野別ワーキンググループにおいて品目ごとの対応方策の検討を行った。また、平成30年度においては、本報告書をまとめるべく、対応方策の更なる検討及び情報収集を行った。

沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会

(平成29年度構成メンバー)

- | | | |
|---------------------|------------------------------|-----------------------------|
| ・内閣府 沖縄総合事務局 次長【会長】 | ・財務省 沖縄国税事務所 酒類業調整官 | ・（独）日本貿易振興機構 沖縄貿易情報センター 所長 |
| ・沖縄県 農林水産部長【副会長】 | ・同上 沖縄地区税関 統括審査官 | ・沖縄振興開発金融公庫 融資第三部 農林漁業融資班課長 |
| ・内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部長 | ・農林水産省 那覇植物防疫事務所 所長 | ・（公社）沖縄県工業連合会 専務理事 |
| ・ 同上 農林水産部 総務調整官 | ・ 同上 動物検疫所沖縄支所 所長 | ・沖縄県農業協同組合 常務理事 |
| ・ 同上 農政課長 | ・国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 広域空港管理官 | ・沖縄県花卉園芸農業協同組合 代表理事組合長 |
| ・ 同上 経営課長 | ・沖縄県 農林水産部 農政企画統括監 | ・沖縄県漁業協同組合連合会 代表理事会長 |
| ・ 同上 生産振興課長 | ・ 同上 農業振興統括監 | ・（株）沖縄県物産公社 海外ビジネス課長 |
| ・ 同上 畜産振興室長 | ・ 同上 農漁村基盤統括監 | ・農林中央金庫那覇支店 支店長 |
| ・ 同上 消費・安全課長 | ・ 同上 農林水産総務課長 | |
| ・ 同上 食料産業課長 | ・ 同上 流通・加工推進課長 | |
| ・ 同上 林務水産課長 | ・ 同上 営農支援課長 | |
| ・ 同上 経済産業部 地域経済課長 | ・ 同上 園芸振興課長 | |
| ・ 同上 商務通商課長 | ・ 同上 糖業農産課長 | |
| ・ 同上 開発建設部 港湾計画課長 | ・ 同上 畜産課長 | |
| ・ 同上 空港整備課長 | ・ 同上 水産課長 | |
| ・ 同上 運輸部 企画室長 | ・ 同上 商工労働部 アジア経済戦略課長 | |

【担当者会議】

協議会を円滑に運営するため、構成組織各担当者をメンバーに開催

【分野別ワーキンググループ】

課題に対する対応方策取りまとめに特化し開催

○沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会の取組について（2）

2 品目の選定等について

品目の選定は、分野別チーム（分野別ワーキンググループの前身）において、構成メンバーからの意見を踏まえ2～3品目を選定した。また、現在、輸出実績は少ないが、今後、輸出増が期待される新たな品目として3品目を選定した。

- ・（分野1）青果（品目）マンゴー、かぼちゃ、紅芋、キャベツ（新）
 - ・（分野2）畜産物（品目）豚肉、鶏肉
 - ・（分野3）水産物（品目）マグロ、モズク、ミーバイ（新）
 - ・（分野4）特産物（品目）黒糖、きのこ、シークワサー加工品（新）
- ※（新）・・・現在、輸出実績が少ないが、今後輸出増が期待されるもの。

平成28年度	
6月10日	第1回担当者会議
8月25日	第1回協議会
10月24日	第2回担当者会議
11月29日	分野別チーム（青果、特産物、水産物）
12月19日	〃（畜産物）
3月22日	第2回協議会
平成29年度	
6月29日	第1回担当者会議
8月17日	分野別ワーキンググループ（青果分野）
9月15日	〃（特産物分野）
11月21日	〃（畜産物分野）
12月26日	〃（水産物分野）

平成29年度	
3月14日	第2回担当者会議
3月28日	第1回協議会
平成30年度	
6月20日	第1回担当者会議
8月29日	分野別ワーキンググループ（畜産物分野：牛肉）
1月30日	第2回担当者会議
2月13日	第1回協議会

3 輸出の課題・対応方向等について

分野別ワーキンググループにおける関係機関等からの意見等を取りまとめた。また、品目別の生産状況を整理するとともに、輸出実績（※）については、財務省「貿易統計」のデータを利用し、取りまとめを行った。

※「実際に沖縄から輸出されたと想定される農林水産物・食品の輸出額」であることに注意。

品目別の統計番号「貿易統計」

品目名	年	H S cord関税番号
マンゴー	平成22年（2010年）	0804. 50-000
	平成30年（2018年）	
かぼちゃ	平成24年（2012年）	0709. 93-000
	平成30年（2018年）	
紅芋（かんしょ）	平成22年（2010年）	0714. 20-000
	平成30年（2018年）	
キャベツ	平成22年（2010年）	0704. 90-000
	平成30年（2018年）	
黒糖	平成22年（2010年）	1701
	平成30年（2018年）	
きのこ	平成22年（2010年）	0709. 51-000
	平成30年（2018年）	0709. 59-000
	平成30年（2018年）	0711. 51-000
		0711. 59-000
		0712. 31-000
		0712. 32-000
		0712. 33-000
		0712. 39-100
		0712. 39-900
2003		
シークワサー加工品	平成22年（2010年）	2007. 91-000
	平成30年（2018年）	2008. 30-000
	平成30年（2018年）	2009. 31-000
		2009. 39-000

品目名	年	H S cord関税番号
豚肉	平成22年（2010年）	0203
	平成30年（2018年）	
鶏肉	平成22年（2010年）	0207. 11-000
	平成30年（2018年）	0207. 12-000
	平成30年（2018年）	0207. 13-000 0207. 14-000
まぐろ	平成23年（2011年）	0302. 31~0302. 32
	平成30年（2018年）	0302. 34~0302. 39 0303. 41~0303. 42 0303. 44~0303. 49 0304. 49-100 0304. 59-100 0304. 87-100
	平成30年（2018年）	
もずく	平成22年（2010年）	1212. 21-900
	平成30年（2018年）	
ミーバイ（ヤイトハタ）	平成22年（2010年）	0302. 69-900
	平成23年（2011年）	0303. 79-900 0304. 19-900 0304. 29-900 0304. 99-900
	平成24年（2012年）	0302. 89-000
	平成30年（2018年）	0303. 89-900 0304. 49-900 0304. 59-900 0304. 89-900 0304. 99-000
	平成30年（2018年）	

※かぼちゃは、平成22年（2010年）～平成23年（2011年）の2カ年は品目名がないため使用せず。

1 狙うべき重点市場について（市場の特性）

沖縄産農林水産物・食品の輸出拡大に向けて重点的に取組を進めていく市場を重点市場とし、日本食材の浸透度や輸入規制等の状況に応じて取組を進めていく。

- （状況）輸入の制約は比較的小さく、日本食材の浸透度が高い地域。
 - ・幅広い品目で輸出が行われており、日系小売・外食向けに販売の競合も見られる状況
- （取組）農林漁業者、食品事業者における以下の自主的な輸出の取組みを促し、市場の拡大・深掘りを進めていく。
 - ・輸出品目やジャンル（健康食品、中食等）の拡大、日系小売・外食以外への販路拡大、輸出ロットの拡大や物流の効率化等による価格競争力の強化

香港

- 輸入規制が他国に比べ少なく、関税も無税であるため輸入が容易。
- 中国大陸からの旅行者(4,720万人/2014年)が香港経済に一定の影響。中国やアジアへのショーケース機能も有り、国際見本市も多数開催。
- 外食率が高い（約6割）。日本食は人気。ラーメン店や寿司店などの行列もみられる。日本の外食企業の進出意欲も高い。旅行雑誌で日本掲載も多い。
- 日本産食品は種類、量とも豊富。頻りに日本産品のフェアが開催されている。日系以外の現地の卸・小売との取引も増加しつつある。

台湾

- 親日で、人口2,300万人に対し年間300万人以上が訪日。日本統治時代から日本食が浸透（弁当文化も伝わっている）。家庭食でも日本産食材を使用する人が多く、農産品に限れば最大の輸出先。
- 専門チャンネルで日本の番組が放送されているほか、現地語に翻訳された日本関連の書籍やレシピが、日本食文化の情報源になっている。日本の地方の特産品や地方グルメなどの需要も高まっている。
- 急速な高齢化のため、健康志向を反映した食材・料理への需要も拡大が見込まれる。
- 関税率が低い品目は輸入量も多いため競合が激しい。

シンガポール

- 多様な民族・人種が存在（中華系7割越え、マレー系、インド系など）
- 1人当たりGDPは日本を上回る。男女共働き社会で、可処分所得も高い。
- 人口550万人程度だが、近隣諸国を中心に年間1,500万人もの観光客が訪れるため、「ショーケース」的な役割。再輸出比率も4割と高い。
- 品揃えは豊富だが、商品サイクルは短い。
- 日本食材は、輸入全体に占めるシェアは低いが、安全性や味などから、日常的に購入されている。中心部から郊外にも波及。
- 日系の伊勢丹、高島屋、明治屋では、毎週のように各自治体がイベントを開催し、競合。



1.基礎データ

日本からの農林水産物・
食品輸出
1,794億円 (2015年)

- ・人口:7百万人 (人口増加率 0.8%)
- ・面積:1,103km²(東京都の約半分)
- ・宗教:仏教、道教、キリスト教
- ・名目GDP:2,909億ドル
- ・一人当たり名目GDP:40,033ドル
- ・実質GDP成長率:2.5%



2.日本との関係

日本とのEPA締結なし、TPP未参加

- ・為替レート:1香港ドル=14.75円 (2016年1月時点)
- ・対日輸入:37,316百万ドル(電気機器、一般機械、化学製品等)
- ・対日輸出:16,989百万ドル(輸送用機械、原料別製品、電気機器等)
- ・日本の直接投資:63億香港ドル(約929億円)
- ・進出日本企業(拠点)数:1,388、居留邦人数:27,146人
- ・日本への渡航者数:1,524,300人 (国・地域別4位)
- ・日本からの渡航者数:約1,078,766人



3.状況・課題

- ・幅広い品目で輸出が行われ、日系小売・現地小売とも日本製品の取扱いが見られる。外食向けでは、中華食材の輸出も多い。
- ・輸入規制は比較的少ない(放射性物質規制、残留農薬基準などが課題)
- ・日系小売・日本食レストランへの販売の競合が見られる。
- ・日系百貨店などでのプロモーション活動が多く行われているが、産地ごとでバラバラに行われている。

4.今後の方向性

重点品目:幅広い品目で輸出に取組

- ・最大の輸出先だが、まだ香港の輸入額の数%でしかなく、幅広い品目でさらなる輸出の拡大が可能と考えられる。
- ・輸出ロットの拡大、流通マージンの削減等による価格競争力の強化、日系小売・日本食レストラン以外への販路の拡大などを進め、ショールーム効果も活用し、中国本土や他のアジアの国への輸出拡大にもつなげる。
- ・プロモーション活動を、イベントカレンダーに基づき、日本ブランドの下で統一的。戦略的に実施するとともに、リレー出荷にも取り組む。
- ・放射性物質規制の撤廃や農薬の登録などの働きかけを引き続き進める。

※参考:農林水産業の輸出力強化戦略
(平成28年5月 農林水産業・地域の活力創造本部)

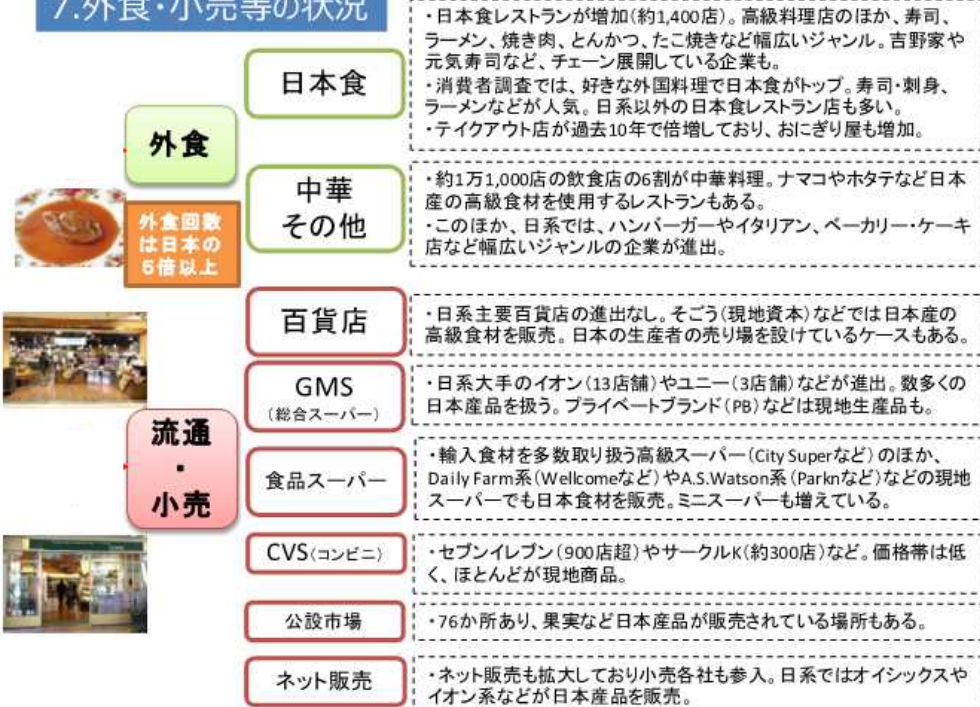
5.消費者の味覚、嗜好上の特徴

- ・主食は米、麺類。一般的に甘い味を好み、酸っぱいものは苦手。
- ・米飯とおかずは基本的に分けられていることが多く、家庭ではおかずを取って白飯の上のせて食べるが多い。
- ・食事の時の飲酒は一般的ではない(食事と宴会が分かれている)。
- ・傾向として個々の食品への特別な嗜好(うんちく)に左右されやすい。
- ・食の安全へのこだわりも高まっている(中国からの輸入野菜などへの抵抗感も)。

6.商流・商習慣

- ・食品スーパーは、現地資本2グループ(Daily FarmとA.S.Watson)が全体の7割以上を占め、複占状態。日本の生鮮食品は、日系スーパーに加え現地の高級スーパーでの取り扱いも増えてきている。加工食品は現地スーパーでも取り扱っている。
- ・春節、中秋節に食品の贈答用の需要が大きい(春節は主に水産乾物、果物等。中秋節は主に月餅、果物等)。

7.外食・小売等の状況



3 狙うべき重点市場についてー 台湾

1. 基礎データ

日本からの農林水産物・食品輸出
952億円 (2015年)

- ・人口: 23百万人
- ・面積: 3万6千km² (九州とほぼ同じ)
- ・宗教: 仏教、道教、キリスト教
- ・名目GDP総額: 5,296億ドル
- ・一人当たりの名目GDP: 22,600ドル
- ・実質GDP成長率: 3.8%

日本からの距離
約2,300km
(東京から台北)



2. 日本との関係

日本とのEPA締結なし、TPP未参加

- ・為替レート: 1台湾ドル=3.52円 (2016年1月時点)
- ・対日輸入: 41,693百万ドル (電子・電気機器、化学品、基本金属等)
- ・対日輸出: 19,904百万ドル (電子・電気機器、基本金属、化学品等)
- ・日本の直接投資: 5億4,876万ドル
- ・進出日本企業(拠点)数: 1,112社、居留邦人数: 18,592人
- ・日本への渡航者数: 3,677,100人 (国・地域別3位)
- ・日本からの渡航者数: 1,634,790人



3. 状況・課題

- ・台湾へは、農産物の輸出の割合が高い一方で、台湾は漁業が盛んなこともあり、水産物の輸出の割合が低い。
- ・農産品では、りんごやながいもなど、特定の青果物の輸出量が大さい。
- ・牛肉については、平成29年9月に輸出解禁されており、牛肉輸出が増加しているが、販売の競争が見られる。

4. 今後の方向性

重点品目: 幅広い品目で輸出に取組

- ・品目によっては輸入規制や関税に留意する必要があるものの、所得が高い、日本からの距離が比較的近い、日本食・日本産品の浸透度合いが高いなどの条件がそろっているため、様々な品目で輸出を拡大することが可能。
- ・日系小売や日本食レストランへの販売の競争が見られることから、輸出する品奥やジャンルの拡大、日系小売や日本食レストラン以外への販路拡大、輸出ロットの拡大、物流の効率化や流通マージンの削減等による価格競争力強化等の取組を進め、さらなる輸出拡大を目指す。
- ・比較的輸出しやすい環境にあるものの、安全性に対する意識が高いことを踏まえ、輸出にあたっては安全性の確保や規制の遵守に留意するとともに、訪日旅行者などへの安全性PRを行い、安全前進の日本ブランドの維持・向上を図る。

※参考: 農林水産物の輸出強化戦略
(平成28年5月 農林水産部・地域の活力創造本部)

5. 消費者の味覚、嗜好上の特徴

- ・主食はコメだが、パン食が急速に普及。コメ、パンのほか、麺類、水餃子などの消費も多い。家庭ではほぼ中華料理(台湾料理)。
- ・汁物は薄味が好まれる。日本では塩味の食品に甘さがプラスされていることもある。若年層等を中心に、本場(日本)そのままの味が好きな層も存在する。
- ・晩酌の習慣が無く、食べながらお酒を飲む人は少ない。一方で、普段はビールも飲まないが、宴会では度数の高いお酒を大量に飲む人もいる。

6. 商流・物流・商習慣

- ・春節、中秋節に食品のギフトを贈る習慣。
(春節は主に果物(リンゴなど)、中秋節は主に月餅など。)
- ・商品自体は台湾市場に既にあるものでも、日本産品としては製法・パッケージ・ブランド力・味等で明確に差別化できる商品が求められる。

7. 外食・小売等の状況



1. 基礎データ

日本からの農林水産物・食品輸出
223億円 (2015年)

- ・人口: 6百万人 (人口増加率 2.0%)
- ・面積: 約716km² (東京23区と同程度)
- ・宗教: 仏教、イスラム教、ヒンドゥー教、道教、キリスト教ほか
- ・名目GDP: 3,079億ドル
- ・一人当たり名目GDP: 56,287ドル
- ・実質GDP成長率: 2.9%



2. 日本との関係

日本とEPA締結、TPP参加国

- ・為替レート: 1シンガポールドル=82.11円 (2016年1月時点)
- ・対日輸入: 20,106百万ドル (電気機器、一般機械、鉱物性燃料等)
- ・対日輸出: 16,753百万ドル (化学製品、電気機器、一般機械等)
- ・日本の直接投資: 75億8,000万ドル
- ・進出日本企業 (拠点) 数: 779、居留邦人数: 35,982人
- ・日本への渡航者数: 308,800人 (国・地域別8位)
- ・日本からの渡航者数: 824,741人



3. 状況・課題

- ・幅広い品目で輸出が行われており、日本食レストランや日系小売などで日本製品の取扱いが見られる (小売は、現地大手2社の寡占状態)。
- ・輸入規制はほとんどない。
- ・日系小売・日本食レストランへの販売の競合が見られる。
- ・日系百貨店などでのプロモーション活動が多く行われているが、産地ごとでバラバラに行われている。

4. 今後の方向性

重点品目: 幅広い品目で輸出に取組

- ・外食を中心に、幅広い品目でさらなる輸出の拡大が可能と考えられる。
- ・輸出ロットの拡大、流通マージンの削減等による価格競争力の強化、日系小売・日本食レストラン以外への販路の拡大などを進め、ショールーム効果も活用し、他のアジア諸国への輸出拡大にもつなげる。
- ・プロモーション活動を、イベントカレンダーに基づき、日本ブランドの下で統一的・戦略的に実施するとともに、リレー出荷にも取り組む。
- ・現地小売との関係性を深めるとともに、消費者も利用できる市場の設置や商業施設の開発・出店などにより、小売の販売ルート of 拡大を目指す。

※参考: 農林水産業の輸出力強化戦略
(平成28年5月 農林水産業・地域の活力創造本部)

5. 消費者の味覚、嗜好上の特徴

- ・外食中心の食文化。昼食の他、朝食、夕食も外食又は中食で済ます人が多い。
- ・多様な民族構成から、様々な食文化が共存。宗教上の食事制限がある人もいる。
- ・塩辛い、酸っぱい、薄味、あっさり味は苦手な傾向。
- ・基本的に味付けが濃い、スパイシーなもの、甘いものを好む傾向。

6. 商流・商習慣

- ・現地小売店では委託販売が中心。賞味期限が迫ると返品されるため、輸入卸売業者が返品リスクを負う。販促費や商品登録、口座開設の手数料等を要求されることが一般的。日本と比べ場所代が高く、仕入金額の下げ圧力が生じる。
- ・日本からの輸入には輸入ライセンスが必要だが、輸入ライセンスの取得は容易で、輸入業者を経由せずに食材を直接輸入する日本食レストランもある。

7. 外食・小売等の状況



5 沖縄の農林水産物・食品の輸出に係る課題（概要①）

○ 沖縄の農林水産物・食品の輸出に係る課題概要

- ・ 沖縄産農林水産物等の輸出促進に取り組むに当たり、分野別・品目別に輸出に関する課題等について具体的に洗い出し、各々の課題に対する対応を検討する必要がある。
- ・ 分野別チームにおいて整理した課題等の概要については以下のとおり。

〈 品目ごとの課題等の概要 〉

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
青果			
分野共通	・生産者が輸出についてメリットを感じていない	・現地バイヤーとの取引円滑化 ・輸出先国の関係事業者に対するプロモーション	・EPAに基づく特定原産地証明書の発給場所の設置
マンゴー	・出荷体制の構築 ・輸出仕向けの出荷規格 ・長距離輸送に向けた品種の検討	・輸送時の品質保持	・東南アジア産マンゴーとの差別化 ・ニーズの把握
かぼちゃ	・輸出仕向け量の確保 ・生産量の拡大、安定生産体制の構築	・輸送時の品質保持 ・輸出先国における貯蔵保管施設の実態把握 ・リードタイムの短縮化	・ニーズの把握 ・ブランド化の推進 ・プロモーション
紅芋（かんしょ）	・生産量の拡大 ・輸出向けのサイズへの対応	・植物防疫法上の移動規制に対する対応	・ニーズの把握 ・ブランド化の推進 ・貯蔵技術の検討
キャベツ（新）	・輸出仕向け量の確保 ・長距離輸送に向けた品種の検討	・コールドチェーンの確保 ・海上輸送の検討	・ニーズの把握 ・ブランド化の推進
特産物			
分野共通		・現地バイヤーとの取引円滑化 ・輸出先国の関係事業者に対するプロモーション	・EPAに基づく特定原産地証明書の発給場所の設置
黒糖	・安定生産の確保	・安定供給のための保管方法の確立	・ブランド化の推進
きのこ	・安定供給体制の構築 ・価格競争力の強化	・航空輸送が必須	・ニーズの把握 ・ブランド化の推進
シークワサー加工品（新）	・安定供給体制の構築	・流通体制の構築	・ニーズの把握 ・ブランド化の推進 ・プロモーション

〈 品目ごとの課題等の概要 〉

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
畜産物			
分野共通		<ul style="list-style-type: none"> ・現地バイヤーとの取引円滑化 ・輸出先国の関係事業者に対するプロモーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・EPAに基づく特定原産地証明書の発給場所の設置 ・沖縄の共通ブランドとしてのPR
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> ・生産量の確保 ・安定した生産体制を確保するための衛生対策及び飼養管理の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・アグー豚肉・一般豚肉の飲食店への流通量の拡大 ・需要が少ない部位の販路確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉処理施設における国際基準認定対応 ・食育・健康面のPR
鶏肉	<ul style="list-style-type: none"> ・生産量の確保 ・安定した生産体制を確保するための衛生対策及び飼養管理の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出ルートの確保について 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の食鳥処理施設の統合による新しい食鳥処理施設の整備

※牛肉については、国内の情勢として子牛価格が高価格で推移していることから、県内の肥育についても子牛導入の調達の面から大幅な生産拡大が見込めない状況の中、輸出仕向け量の確保は厳しいと考えられる。このことから、今回は課題の整理は見送り、今後の状況の改善等踏まえ、適当な時期に課題の抽出及び対応を行う。

水産物			
分野共通		<ul style="list-style-type: none"> ・現地バイヤーとの取引円滑化 ・輸出先国の関係事業者に対するプロモーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・EPAに基づく特定原産地証明書の発給場所の設置
まぐろ	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出仕向けの水揚げ量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出に関する取組の面的拡大 ・付加価値向上 ・コールドチェーンの確保 ・専門知識を持ったバツカーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド化について
もずく	<ul style="list-style-type: none"> ・安定生産の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合った輸送形態及びコストの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズがない国に対するプロモーション
ミーバイ（新） （ヤイトハタ）	<ul style="list-style-type: none"> ・安定生産の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・リードタイムの短縮化 ・専門知識を持ったバツカーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮保持技術のPR

注）品目中の（新）は、現在、輸出実績が少ないが、今後輸出増が期待されるもの

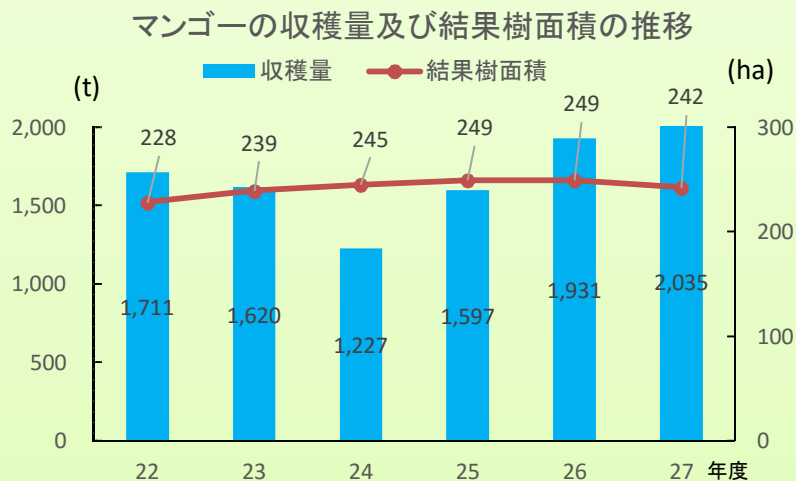
青果分野 課題及び対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
青果物分野共通			
	<p>・生産者が輸出についてメリットを感じていない</p> <p>【対応方策】</p> <p>国内市場で需要がある間は、国内仕向けに生産すれば販売できる供給主導型が維持されるものと考えられる。このような状況においては、国内他産地においても生産拡大基調にあるとみるのが妥当であるが、今後、国内の人口減少による需要の冷え込みが予測され、海外への展開が求められる中、農林水産物等の輸出については、行政を始めとして輸出関係者等による生産者への輸出意識向上に向けて丁寧な説明が必要。</p> <p>また、生産余剰が発生してから輸出しようとしても直ぐに輸出体制は整わないことから、海外からの引き合いが強いうちに海外の販売ルートを確認しておくことが必要であると考えられる。</p>	<p>・現地バイヤーとの取引円滑化【対応方策】</p> <p>・沖縄地域商社7社の活用</p> <p>平成29年3月に沖縄地域商社7社が輸出に向けた連携協定を締結していることから、当該商社を活用した取引も有効である。</p> <p>・GFPコミュニティサイト登録</p> <p>農林水産省においては、当該サイトで輸出に取り組む事業者と本土の地域商社とのマッチングに取り組んでおり、その活用も有効である。</p> <p>・輸出先国の関係事業者に対するプロモーション</p> <p>【対応方策】</p> <p>毎年11月に開催される沖縄大交易会に積極的に参加することが重要である。</p> <p>さらに、農林水産省及びJETROが作成する国・地域別イベントカレンダーの活用やJETROによる輸出のあれこれ相談所の活用も有効である。</p>	<p>・EPAに基づく特定原産地証明書の発給場所の設置</p> <p>【対応方策】</p> <p>EPAの特定特恵関税適用の条件となっている「特定原産地証明書」は、日本商工会議所（東京都）及び地方事務所で発給しており、沖縄においては発給場所が整備されていない。今後、発給場所を沖縄に設置する必要性について検討する。</p> <p>（参考：原産地を証明する書類は、EPAにより異なっている。TPP11等においては、輸出者等が自ら作成した、原産品である旨の申告書を提出する方法「自己申告制度」が導入されている。）</p>
<p>・植物検疫関係</p> <p>【平成30年1月現在の情報】※ご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。</p> <p>・香港、シンガポールは食用の野菜及び生果実について輸出時の植物検疫に係る検査を要求していないことから、植物検疫上の制約がなく日本から輸出することができる。</p> <p>・台湾は特別な検査（線虫検査）を要求していることから、輸出時の植物検疫検査に時間を要する品目が多い。</p> <p>・加工品については、加工の程度等により植物検疫に係る条件が異なることから、輸出者から取引先等を通じて相手国植物検疫機関に確認する必要がある。</p> <p>・輸出が見込まれる主なアジアの国の条件は、「諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）：貨物編（本報告書P.68に掲載）」のとおり。</p>			

6 【青果分野】 マンゴー：国内生産及び輸出の現状

1. 生産状況

・ 収穫量は、平成24年度に台風等の影響により前年度を下回り1,227tとなったものの、それ以降は前年度を上回って推移している。また、結果樹面積は、平成26年度において約250haとなっており、漸増している。



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」を基に沖縄総合事務局作成

2. 輸出状況

・ マンゴーは、単品での輸出の把握ができないため、グアバ、マンゴー及びマンゴスチンとして分類されている項目で見ると、平成26年に400千円の輸出実績がある。

マンゴー及びグアバ等の輸出金額及び数量

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
金額 (千円)	-	-	400	-	-	-	-
数量 (kg)	-	-	50	-	-	-	-

資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
青果			
マンゴー	<p>・ 出荷体制の構築 【対応方策】 生産者はJ A系統外が多いため、戦略的に出荷をするのが難しいとされていることから、系統出荷率の高い地域から、輸出に仕向けることができるのか検討すべきである。</p> <p>・ 輸出仕向けの出荷規格 【対応方策】 これまでの見本市等への出展において既存の規格で対応が可能とされているため、輸出に仕向ける場合の現在の規格の範囲を関係者で情報共有することが必要。</p>	<p>・ 輸送時の品質保持 【対応方策】 輸送時における傷みや品質劣化が課題であり、冷凍（リーファー）コンテナ、C Aコンテナ等の輸送方法や輸送梱包用緩衝材によって、どの程度品質保持が可能かを検証することが必要。</p>	<p>・ 東南アジア産マンゴーとの差別化 【対応方策】 マンゴーはアジアに様々な品種があり、一定量生産されているため、沖縄産マンゴーと競合するおそれが指摘されており、海外のテストマーケティングなどで検証が必要と考えられる。 差別化に向けた、食としての安心・安全や、成分分析等セールスポイントの探求、プロモーションを行うことが必要。</p> <p>・ ニーズの把握 【対応方策】 県内で主に栽培されている品種（アーウィン、キーツ）や新品種（夏小紅、ていらら）等の輸出先における評価（色、味等の嗜好、価格等）の分析が必要であり、マーケティングリサーチの実施及び流通経費等の必要経費の算定も必要。</p>

6 【青果分野】 マンゴー：課題及び対応方策

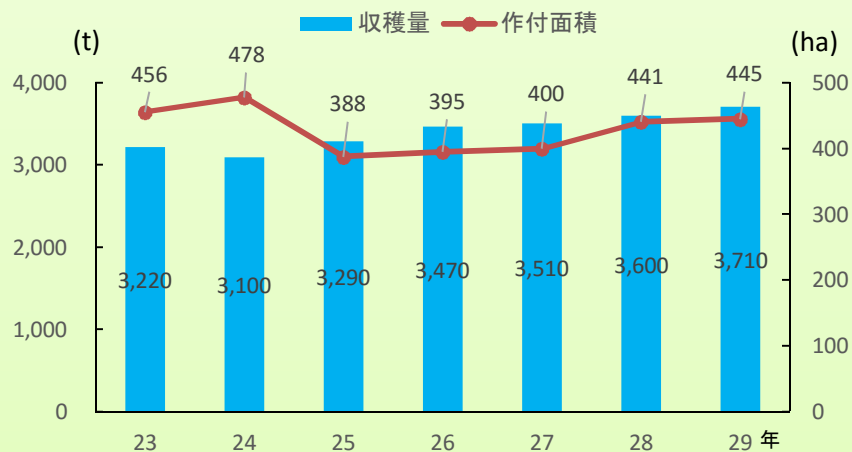
3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
青果			
マンゴー	<ul style="list-style-type: none">・長距離輸送に向けた品種の検討 【対応方策】 輸出向けの新しい品種の導入・開発を検討する場合には、貯蔵と長距離輸送に強く炭疽病に強い品種が望ましいが、果樹の育種には時間がかかることもあり、当面は、既存品種で輸出拡大を検討することが必要。		
<ul style="list-style-type: none">・植物検疫関係 【平成30年1月現在の情報】 ※ご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。 <ul style="list-style-type: none">・台湾：台湾が要求する植物検疫検査を受検し、植物検疫証明書を添付することで輸出できる。茎（果軸）付きは、線虫検査のため輸出時の植物検疫検査に時間を要する。・香港及びシンガポール：輸出先国が輸出時の植物検疫に係る検査を要求していないことから、植物検疫上の制約がなく輸出することができる。			

1. 生産状況

- 生産量は、平成23年から29年にかけて、3,000～3,700 tで推移しており、作付面積は平成28年において約450haとなっており、漸増傾向ある。

かぼちゃの収穫量及び作付面積の推移



資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」を基に沖縄総合事務局作成

2. 輸出状況

- 輸出実績がない年もあるが、平成28年には輸出金額は1,200千円を超えている。輸出金額、数量ともに明確な傾向はみられない。
- 国・地域別に見ると、平成30年は、全て香港向けとなっている。

かぼちゃの輸出金額及び数量

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
金額 (千円)	378	-	-	202	1,211	300	453
数量 (kg)	200	-	-	270	3,592	900	1,500

資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

【参考】

沖縄総合事務局が行った現地調査では、香港、台湾の量販店において、少量ながら県産かぼちゃを確認している。

7 【青果分野】かぼちゃ：課題及び対応方策

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
かぼちゃ	<p>・輸出仕向け量の確保 【対応方策】 輸出先国のニーズを把握したうえで、品種の選定、規格及び出荷時期の検討を行い、国内需要への対応と輸出対応とのバランスを考慮した輸出仕向け量の確保が必要であるとともに、輸出向け産地の造成、整理等の検討も必要である。</p>	<p>・輸送時の品質保持 【対応方策】 航空、海上輸送における品質保持のためのコールドチェーンの構築手法や包装資材の検証が必要である。</p>	<p>・ニーズの把握 【対応方策】 輸出先国における食味等の評価及び価格設定についてマーケティングリサーチが必要である。</p>
	<p>・生産量の拡大、安定生産体制の構築 【対応方策】 産地としての国内向けと合わせて、作付面積・収穫量の拡大、安定生産体制の構築に向けて、既存事業及び国の輸出促進関連事業の活用を検討が必要。 国内需要への対応に考慮し、輸出仕向けの輸出チャンネル確保のメリットについての意識醸成が必要である。</p>	<p>・輸出先国における貯蔵保管施設の実態把握 【対応方策】 輸出先国における貯蔵保管施設の利用可能性について、その実態を把握することが必要である。</p>	<p>・ブランド化の推進 【対応方策】 現地ニーズを把握したうえでセールスポイントの明確化等、差別化をどのように図っていくか検討が必要である。</p>
		<p>・リードタイムの短縮化 【対応方策】 海上輸送の場合、リードタイムの短縮化の検討が必要である。</p>	<p>・プロモーション 【対応方策】 かぼちゃは、カット状態による販売形態がみられることから、同形態も含めたニーズを把握したうえで、かぼちゃの調理面での簡便性のPRを行う等により、その需要を喚起することが重要である。</p>

・植物検疫関係

【平成30年1月現在の情報】 ※ご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。

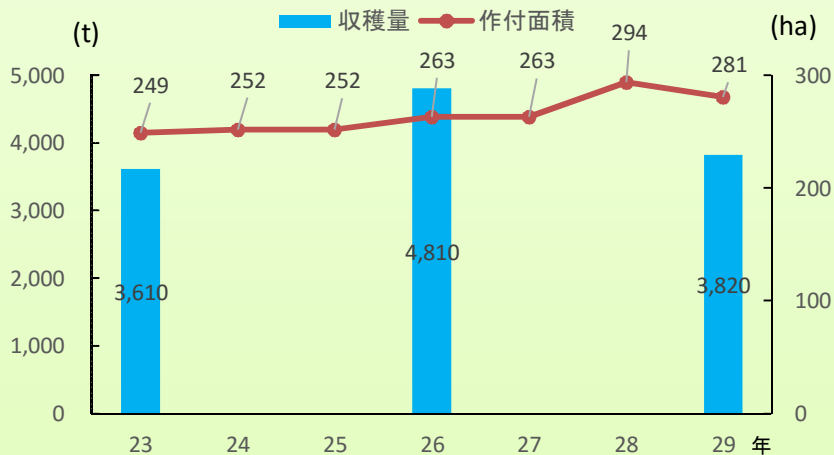
・台湾：台湾が要求する植物検疫検査を受検し、植物検疫証明書を添付することで輸出できる。茎（果軸）付きは、線虫検査のため輸出時の植物検疫検査に時間を要する。

・香港及びシンガポール：輸出先国が輸出時の植物検疫に係る検査を要求していないことから、植物検疫上の制約がなく輸出することができる。

1. 生産状況

- ・ 収穫量は、直近の平成29年において、3,820 t であり、作付面積は約300haでほぼ横ばいで推移している。

かんしょの収穫量及び作付面積の推移

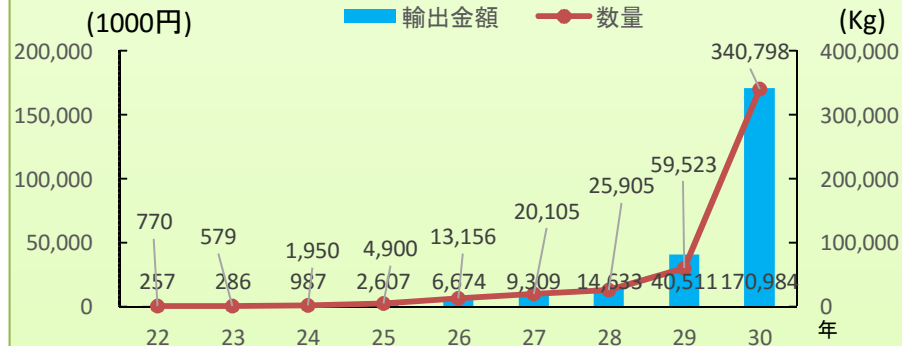


※収穫量は、3年ごとの調査
資料：農林水産省統計部「作物統計」を基に沖縄総合事務局作成

2. 輸出状況

- ・ 那覇貨物ハブの活用などにより県外産も含まれている可能性があり、沖縄産が占めている割合は、不明であるが、輸出額、数量ともに毎年伸びており、特に紅芋は、香港及びシンガポールからの要望が多く、今後も増加が期待される。
- ・ 国・地域別に見ると、シンガポール向けが全体の84%を占めている。

かんしょの輸出金額及び数量の推移



H30 国・地域別の輸出額 (単位：千円)



資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

8 【青果分野】 紅芋（かんしょ）

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
青果			
紅芋 （かんしょ）	<p>・生産量の拡大 【対応方策】</p> <p>県内にはかんしょの害虫であるイモゾウムシ、アリモドキゾウムシが生息しているため、これらの害虫が生息していない本土への移動が植物防疫法により制限されており、青果での本土市場の開拓は困難である。そのため、新たな市場開拓には、植物検疫上輸出可能な香港、シンガポールをターゲットとして、生産振興を図ることが重要である。生産拡大に向けて既存事業及び国の輸出促進関連事業等の活用を検討が必要。</p> <p>なお、生のかんしょを輸出する際には、輸出先国で当該品種を栽培されてしまう可能性があり、海外における品種登録等知的財産の保護について十分な検討が必要である。</p> <p>香港やシンガポールからは食味の良い「沖夢紫」の要望があるが、他品種も含めて県内での栽培は多くなく、県内需要も満たしていない状況であるため、要望に応えきれない現状にある。</p> <p>県内各産地における生産拡大に向けた取組として、担い手確保や生産規模拡大など各産地の課題を整理し、対策を検討の上、実践していくことが重要である。</p>	<p>・植物防疫法上の移動規制に対する対応 【対応方策】</p> <p>植物防疫法上、沖縄県から本土へは移動規制があるため、本土経由の輸出は想定されていない。このため、県内の青果需要や加工原料需要を考慮し、輸出仕向けの物流ルートの確保を検討する必要がある。</p>	<p>・ニーズの把握 【対応方策】</p> <p>輸出先国における品種、サイズ等評価及び価格設定についてマーケティングリサーチが必要である。また、価格設定については、集荷、キュアリング、流通等に係る経費を含めた検討が必要である。</p> <p>・ブランド化の推進 【対応方策】</p> <p>ブランド化を推進するため、輸出先国における商標登録が必要である。その際、アントシアニン等の機能性成分等食味以外の付加価値（セールスポイント）についての調査・PRも必要である。</p> <p>・貯蔵技術の検討 【対応方策】</p> <p>県内では、植付け時期をずらすことにより、周年収穫することが可能であることから、ほとんどが生果で出荷されている。台風等の影響による収穫量の変動に対応するため、貯蔵期間の確保や品質保持のためのキュアリング技術等定時・定量を確保するための手法について検討を行う必要がある。</p>

3. 課題・対応方策

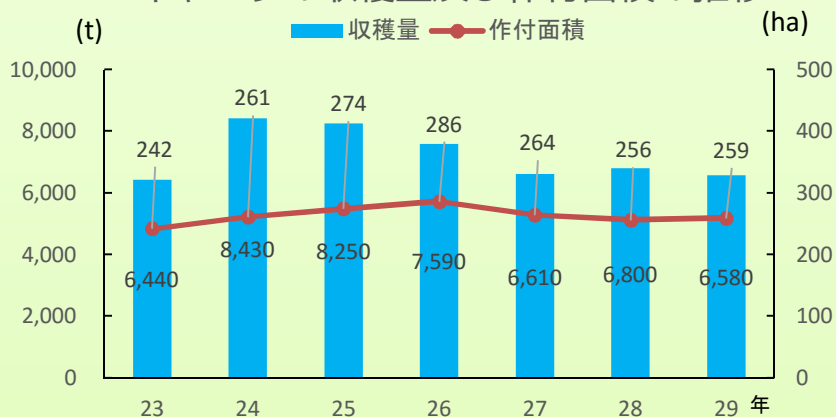
品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
青果			
紅芋 （かんしょ）	<p>・輸出向けのサイズへの対応 【対応方策】</p> <p>香港では50～100g程度の小サイズが要求されるため、定期的に一定量を確保することが難しく、また、小サイズのための栽培は現在のところ難しい状況にある。</p> <p>県内の一般的なサイズのかんしょ生産体系では、一定の割合（約1割程度）で小サイズの芋が生産されることから、それらを集荷し、輸出する仕組みづくりを検討することが必要である。</p> <p>また、今後は、輸出に向けた小サイズの芋栽培の検討も重要である。</p>		
<p>・植物検疫関係</p> <p>【平成30年1月現在の情報】 ※ご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾：台湾の植物検疫上の理由により沖縄県産（経由も含む）は輸出ができない（輸入禁止品）。 香港及びシンガポール：輸出先国が輸出時の植物検疫に係る検査を要求していないことから、植物検疫上の制約がなく輸出できる。 			

9 【青果分野】 キャベツ（新）：国内生産及び輸出の現状

1. 生産状況

・平成24年、25年に収穫量は、8,000 tを超えたが、近年は、約6,500～7,000tで推移している。作付面積は、近年200～260haで推移している。

キャベツの収穫量及び作付面積の推移

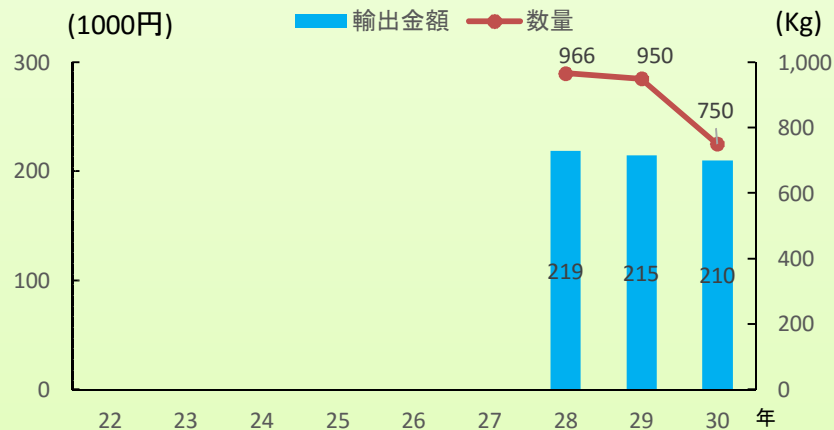


資料：農林水産省統計部「野菜生産出荷統計」を基に沖縄総合事務局作成

2. 輸出状況

- ・キャベツ及びカリフラワー等の品目は、最近3カ年輸出の実績があり、輸出金額は約200千円で推移しており、数量は約1 tである。
- ・国・地域別に見ると、全てシンガポール向けとなっている。

キャベツ及びカリフラワー等のうちその他の輸出金額及び数量の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
青果			
キャベツ （新）	<p>・輸出仕向け量の確保 【対応方策】 国内の需要を考慮し、輸出に仕向ける量の確保が必要であり、生産体制の構築や、輸出仕向け産地の造成等の検討が必要である。</p>	<p>・コールドチェーンの確保 【対応方策】 輸出先国において、コールドチェーンが確立されているか、貯蔵施設が確保できるか等の調査、検討が必要である。</p>	<p>・ニーズの把握 【対応方策】 輸出先国における食味評価や販売形態の調査（1 / 2、1 / 4カット等）及び価格設定について、マーケティングリサーチが必要である。</p>
	<p>・長距離輸送に向けた品種の検討 【対応方策】 輸出先国のニーズに合った品種、例えば、カット野菜用であれば、寒玉系のような歩留まりが高い品種の栽培試験が必要となる。さらに経路（海路、空路）ごとの輸送時間を考慮した品種の検討が必要であるが、当面は、既存品種について輸出拡大を検討してることが重要である。</p>		

・植物検疫関係

【平成30年1月現在の情報】 ※ご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。

- ・台湾：台湾が要求する植物検疫検査を受検し、植物検疫証明書を添付することで輸出できる。線虫検査のため輸出時の植物検査に時間を要する。
- ・香港及びシンガポール：輸出先国が輸出時の植物検疫に係る検査を要求していないことから、植物検疫上の制約がなく輸出することができる。

特産物分野 課題及び対応方策

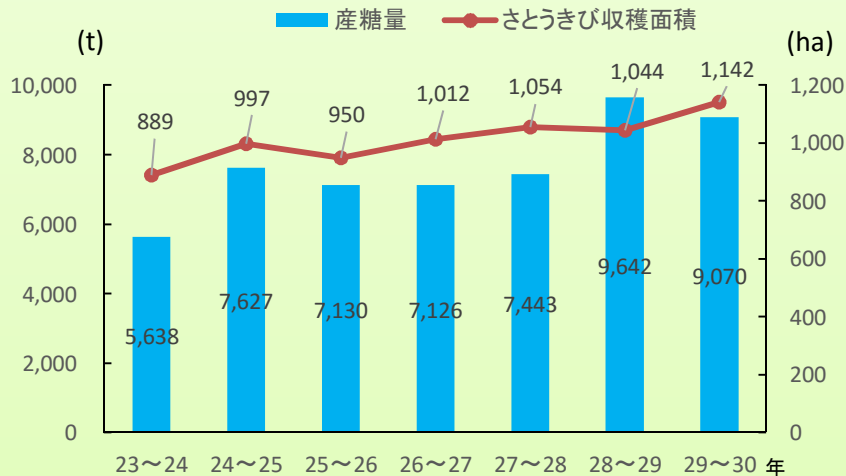
品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
特産物分野共通			
		<p>・現地バイヤーとの取引円滑化 【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄地域商社 7 社の活用 平成29年 3 月に沖縄地域商社 7 社が輸出に向けた連携協定を締結していることから、当該商社を活用した取引も有効である。 ・ GFPコミュニティサイト登録 農林水産省においては、当該サイトで輸出に取り組む事業者と本土の地域商社とのマッチングに取り組んでおり、その活用も有効である。 <p>・ 輸出先国の関係事業者に対するプロモーション 【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年11月に開催される沖縄大交易会に積極的に参加することが重要である。 ・ さらに、農林水産省及びJETROが作成する国・地域別イベントカレンダーの活用やJETROによる輸出のあれこれ相談所の活用も有効である。 	<p>・ EPAに基づく特定原産地証明書の発給場所の設置 【対応方策】</p> <p>EPAの特定特恵関税適用の条件となっている「特定原産地証明書」は、日本商工会議所（東京都）及び地方事務所で発給しており、沖縄においては発給場所が整備されていない。今後、発給場所を沖縄に設置する必要性について検討する。</p> <p>（参考：原産地を証明する書類は、EPAにより異なっている。TPP11等においては、輸出者等が自ら作成した、原産品である旨の申告書を提出する方法「自己申告制度」が導入されている。）</p>
<p>・ 植物検疫関係 【平成30年 1 月現在の情報】 ※ご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 香港、シンガポールは食用の野菜及び生果実について輸出時の植物検疫に係る検査を要求していないことから、植物検疫上の制約がなく日本から輸出することができる。 ・ 台湾は特別な検査（線虫検査）を要求していることから、輸出時の植物検疫検査に時間を要する品目が多い。 ・ 加工品については、加工の程度等により植物検疫に係る条件が異なることから、輸出者から取引先等を通じて相手国植物検疫機関に確認する必要がある。 ・ 輸出が見込まれる主なアジアの国の条件は、「諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）：貨物編（本報告書P.68に掲載）」のとおり。 			

10【特産物分野】黒糖：国内生産及び輸出の現状

1. 生産状況

- 黒糖の生産量は年により変動があり、近年は7,000 t 超で推移していたが、直近の平成28～29年産及び平成29～30年産は気象条件等がよくなり、9,000 t 超となっている。

黒糖の産糖量及びさとうきび収穫面積の推移

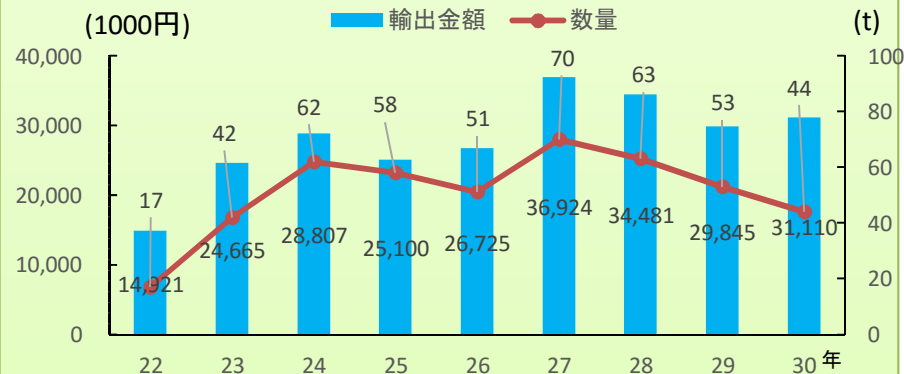


資料：沖縄県黒砂糖協同組合「沖縄黒糖実績」を基に沖縄総合事務局作成

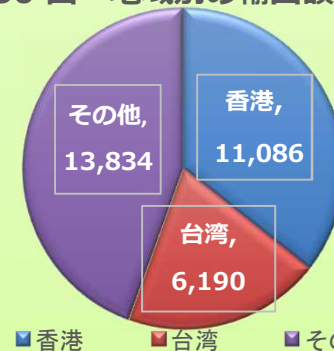
2. 輸出状況

- 黒糖は、単品での輸出が把握できないため、黒糖を含む砂糖に分類されている品目をみると、輸出金額は平成29年には減少したものの、平成30年には31,110千円となっており、近年は29,000～30,000千円台で推移している。
- 国・地域別に見ると、香港、台湾向けが全体の約5割を占めている。

砂糖の輸出金額及び数量の推移



H30 国・地域別の輸出額 (単位：千円)



■香港 ■台湾 ■その他

資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
特産物			
黒糖	<p>・安定生産の確保 【対応方策】 黒糖の原料であるさとうきびは、台風、干ばつ等の気象災害や病害虫の被害により影響を受け、生産量や品質が不安定な状況にある。黒糖の生産はさとうきびの豊凶に左右されるため、年によって生産量・品質にばらつきがある。また、黒糖の産地は、県内の中でも特に地理的条件が不利な小規模離島（多良間島、波照間島など八つの離島）に位置しており、さとうきびの栽培面積は横ばいの状況にあるが、さとうきび生産農家の高齢化、担い手不足等の課題がある これらの課題に対応するためには、</p> <p>① 台風、干ばつ等の気象条件や病害虫の発生がさとうきびの生産量・品質に大きく影響することから、畑かん施設や防潮・防風林等基盤整備や病害虫防除体制の推進が必要、</p> <p>② 地域に適応した安定多収となる品種及び高品質の黒糖原料となる品種の開発・育成が必要、</p> <p>③ 生産農家の高齢化、担い手不足へ対応するため、農作業受託組織等の育成の推進、作業省力化のため高性能農業機械の導入及び機械化一貫体系の確立・普及推進が必要である。</p>	<p>・安定供給のための保管方法の確立 【対応方策】 a 安定供給のための保管方法の確立 黒糖は、常温で長期保管すると品質低下等を招くことから、真空包装、低温度帯を含む定温倉庫での保管、脱酸素貯蔵等の保管方法を検討し導入することが必要である。</p> <p>b 大口顧客と海外への販路拡大について 黒糖の販売先は、大半が県外菓子メーカー等に対する原料用となっており、今後、海外への販路拡大にあたっては、既存の大口顧客との需給調整を含めた安定供給体制の構築が必要である。</p> <p>c 品質を保持した輸送方法の確立 保管方法の検討と併せて、輸送時に品質低下が起こらないような輸送方法についても検討し確立することが重要である。</p>	<p>・ブランド化の推進 【対応方策】 a ブランド化の推進 海外展開を図るためには、模倣品対策を含むブランドへ向けた取組が不可欠である。 具体的には、機能性表示食品の届出、海外での商標登録、GI（地理的表示）保護制度への登録、国産、海外産の加工黒糖との差別化、海外輸出に対応できる消費期限の延長等を検討していくことが重要である。</p> <p>b 販売戦略の見直し 既存の黒糖ユーザー（菓子メーカー等）向けの需要量の確保、今後の海外への販売展開を踏まえ、黒糖の安定供給に向け、販売戦略の抜本的見直しが必要と考えられることから、今後、検討することが必要である。具体的には、連携協定を締結している沖縄地域商社7社やGFPコミュニティサイトの活用、沖縄大交易会（商談会等）に積極的に参加することにより、海外の実需者との接点強化及び流通ルートの確保が期待できる。</p>

10【特産物分野】黒糖：課題及び対応方策

3. 課題・対応方策

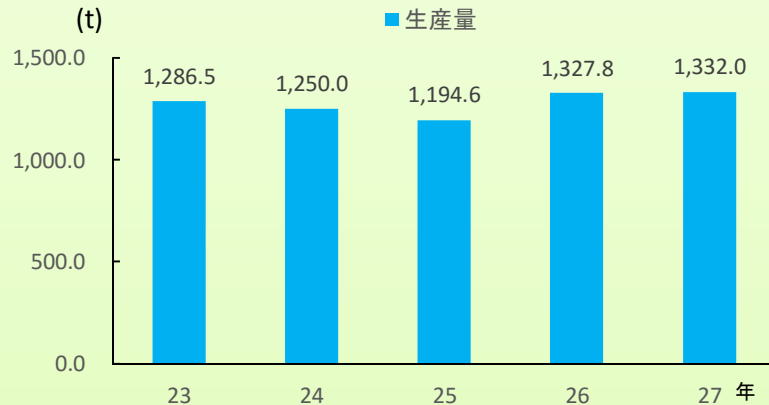
品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
特産物			
黒糖			c 輸出国における保管機能の確保 菓子や調味料等の原材料として 輸出する場合は、国内で加工する よりも輸出先の利用方法に応じた 加工を行う事が適当であるため、 現地に保管施設等の整備の可能性 について検討することが必要。

11 【特産物分野】きのこ：国内生産及び輸出の現状

1. 生産状況

- きのこ類の生産量は、近年1,200t～1,300tで推移し、平成27年においては前年を上回っており、若干の増加傾向にある。

きのこ類の生産量の推移

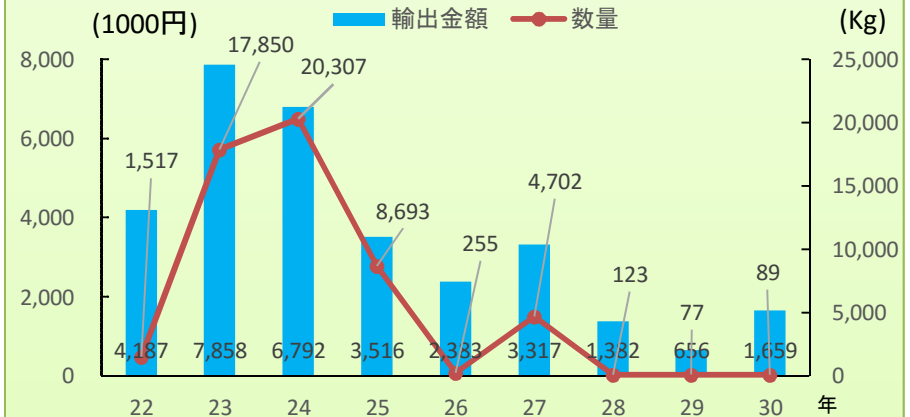


資料：沖縄県「沖縄の森林・林業」を基に沖縄総合事務局作成

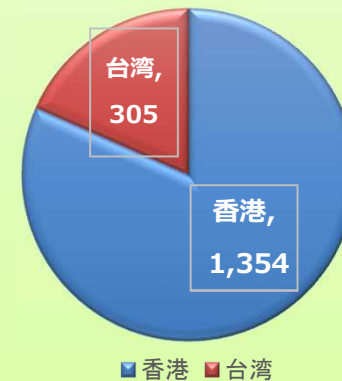
2. 輸出状況

- 輸出金額は増加しているものの、数量はほぼ横ばいである。
- 国・地域別に見ると、香港向けが全体の82%を占めている。

きのこの輸出金額及び数量の推移



H30 国・地域別の輸出額 (単位：千円)



資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

11 【特産物分野】きのこ：課題及び対応方策

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
特産物			
きのこ	<p>・安定供給体制の構築 【対応方策】 空調設備のある施設で生産されたきのこ以外のきのこについては、生産量が少なく、輸出対象にするのは難しいと考えられる。空調整備の整った施設では、年間を通してきのこの安定生産・安定供給が可能であるが、施設の導入にあたっては、そのコストの把握、採算性の確保が重要である。</p> <p>また、安定供給に向けては、生産性向上のため、研究機関等と協力しながら、きのこ菌床の原料となるおが粉の調査等を行っており、引き続き、調査等を実施していく必要がある。</p> <p>おが粉などの資材を県内でまかなうことができれば、コスト削減に繋がり、更なる安定供給を図ることが可能である。</p>	<p>・航空輸送が必須 【対応方策】 沖縄県産きのこは日本産ブランドの「安心・安全」に加え、新鮮さを付加価値としているため、航空輸送が必須であり、物流コストの削減が課題となっている。</p> <p>また、船便輸送の活用を検討する場合は、沖縄への船舶発着のスケジュールについても同時に検討することが必要。</p>	<p>・ニーズの把握 【対応方策】 海外の市場や飲食店におけるニーズを把握するため、マーケティングリサーチの実施を検討する必要がある。</p> <p>・ブランド化の推進 【対応方策】 県産きのこの認知度向上と消費拡大を目的として「沖縄きのこ」のロゴマークが平成30年10月に商標登録された。</p> <p>当該ロゴマークを店頭販売やチラシ等に広く活用し、県産きのこのブランド化の実現に向けて取り組む。</p>

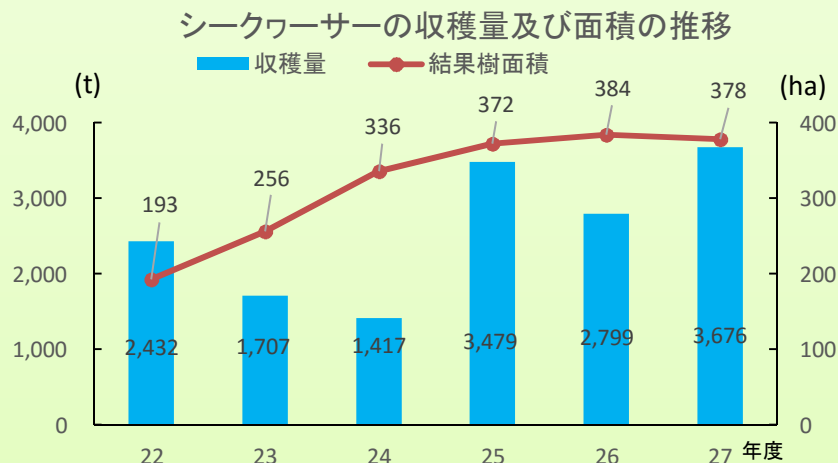
・植物検疫関係

【平成30年1月時点の情報】 ※ご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。

- ・台湾：台湾が要求する植物検疫検査を受検し、植物検疫証明書を添付することで輸出できる。
- ・香港：香港が輸出時の植物検疫に係る検査を要求していないことから、植物検疫上の制約がなく輸出することができる。
- ・シンガポール：植物検疫対象となるか情報がない。菌床は検疫対象。

1. 生産状況

・ シークワサーは露地栽培が多いことから気象要因等の影響を受けやすく、収穫量は、平成22～24年は、大型の台風の影響により大幅に落ち込んだものの、25年以降は回復傾向にある。



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」を基に沖縄総合事務局作成

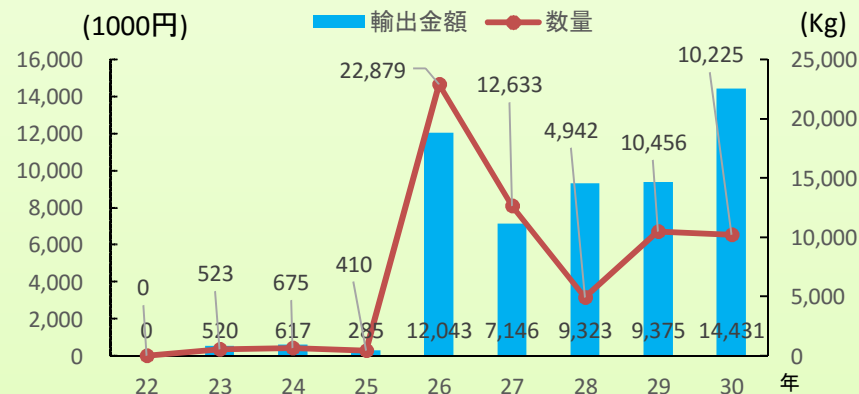
2. 輸出状況

・ シークワサーは生の果実としての輸出は想定されず、果汁等加工品の形態で輸出されており、シークワサー加工品の分類では輸出状況が把握できず、シークワサー加工品を含むその他かんきつの品目の輸出金額及び数量をみ

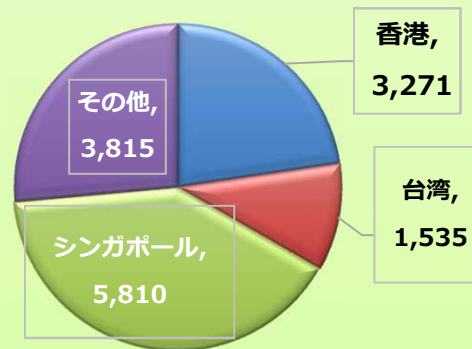
ると、平成28～30年は27年に比べ数量は減少しているものの輸出金額は増加しており、単価の高い品目が占める割合が高くなっていると考えられる。

・ 国・地域別に見ると、シンガポール向けが全体の40%、香港向けが23%を占めている。

その他かんきつ輸出金額及び数量の推移



H30 国・地域別の輸出額 (単位：千円)



■香港 ■台湾 ■シンガポール ■その他

資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

12【特産物分野】シークワサー加工品（新）：課題及び対応方策

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
特産物			
シークワサー加工品	<p>・ 安定供給体制の構築 【対応方策】 シークワサーは生産量の増減が激しく、安定供給に課題があり、生産の大規模化、栽培方針の導入等による生産・安定供給の体制構築が必要である。</p> <p>また、ここ数年は供給過剰の状況が続いており、新たな市場を開拓し、需要を安定化させることが必要である。</p>	<p>・ 流通体制の構築 【対応方策】 一次加工品（原料果汁）は、現在一斗缶を容器として冷凍されており、安定供給を図るためには冷凍保管倉庫の確保が必要である。また、効率よく海上輸送を行うためには、冷凍保管倉庫の確保に加えて、ドラム缶による冷凍保管にも取り組む必要がある。</p> <p>二次加工品（ペットボトル等の製品）については、海上輸送の場合、重量がかさむため輸送コストが高くなり、販売価格も高くなることが課題である。海上輸送の場合、コスト削減のためには、コンテナ1本を満たす量で輸出する必要があるが、需要先の需要量に見合うとは限らない上、集荷に時間を要する場合もあり、また、混載する場合も量によってはコスト高となることがあるため、コスト低減を図るための輸送方法の検討が必要である。</p> <p>・ 混載技術の確立 【対応方策】 海上輸送におけるコンテナ混載については、商品それぞれの適温を維持するため、温度帯の異なる混載技術の確立と輸送コスト低減の検討が必要である。</p>	<p>・ ニーズの把握 【対応方策】 海外の市場や飲食店におけるニーズを把握するため、マーケティングリサーチの実施を検討する必要がある。</p> <p>・ ブランド化の推進 【対応方策】 ・ 東南アジア諸国においては、シークワサーの認知度が低いため、他の柑橘類との価格競争になることが想定される。このため、地理的表示（GI）登録や機能性表示食品の表示によるブランド化・差別化が必要である。</p> <p>・ プロモーション 【対応方策】 ・ シークワサーの英語表記を統一し、沖縄の特産物としてブランド化することが必要。</p>

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
----	-----	-----	-----------

特産物

- ・植物検疫関係

【平成30年1月時点の情報】 ※ご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。

- ・加工品については、加工の程度等により条件が異なることから、輸出者から取引先等を通じて相手国植物検疫機関に確認する必要がある。

畜産物分野 課題及び対応方策

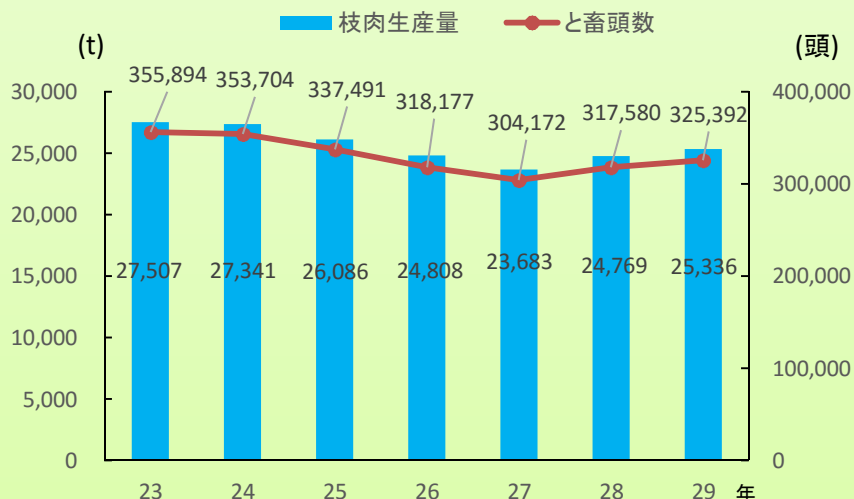
品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
畜産物分野共通			
		<p>・現地バイヤーとの取引円滑化 【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄地域商社7社の活用 平成29年3月に沖縄地域商社7社が輸出に向けた連携協定を締結していることから、当該商社を活用した取引も有効である。 ・GFPコミュニティサイト登録 農林水産省においては、当該サイトで輸出に取り組む事業者と本土の地域商社とのマッチングに取り組んでおり、その活用も可能である。 <p>・輸出先国の関係事業者に対するプロモーション 【対応方策】</p> <p>毎年11月に開催される沖縄大交易会に積極的に参加することが重要である。</p> <p>さらに、農林水産省及びJETROが作成する国・地域別イベントカレンダーの活用やJETROによる輸出のあれこれ相談所の活用も有効である。</p>	<p>・EPAに基づく特定原産地証明書の発給場所の設置 【対応方策】</p> <p>EPAの特定特恵関税適用の条件となっている「特定原産地証明書」は、日本商工会議所（東京都）及び地方事務所で発給しており、沖縄においては発給場所が整備されていない。今後、発給場所を沖縄に設置する必要性について検討する。</p> <p>（参考：原産地を証明する書類は、EPAにより異なっている。TPP11等においては、輸出者等が自ら作成した、原産品である旨の申告書を提出する方法「自己申告制度」が導入されている。）</p> <p>・沖縄の共通ブランドとしてのPR 【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県畜産物輸出促進協議会の活用 本協議会は、県内16の牛・豚・鶏生産者、畜産物輸出事業者が会員となっている。当協議会を活用した県産畜産物のPRも有効である。

13【畜産物分野】豚肉：国内生産及び輸出の現状

1. 生産状況

・ 混住化の進展等を背景とした環境問題の発生、高齢化による離農及び疾病事故の発生等により、と畜頭数が減少傾向で推移していたが、大規模飼養施設及び1母豚あたり出荷頭数の増加等により、平成28年から回復傾向にあり、平成29年は前年に比べ約600 t 増加した。

豚の枝肉生産量及びと畜頭数の推移

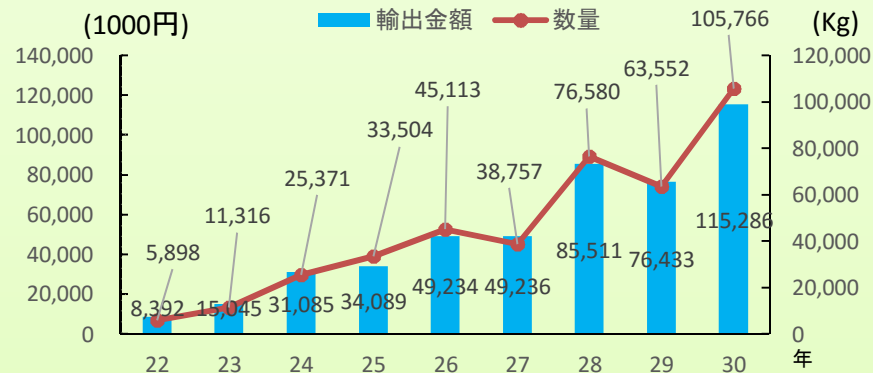


資料：農林水産省「畜産物流通調査」を基に沖縄総合事務局作成

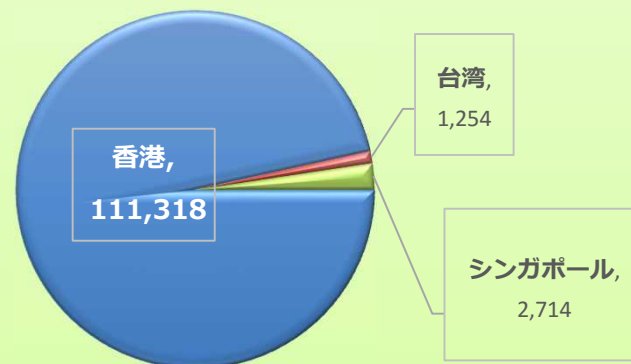
2. 輸出状況

・ 近年、平成29年度を除いては、輸出金額及び数量は増加傾向に推移している。
 ・ 国・地域別に見ると、香港向けが全体の97%を占めている。

豚肉の輸出金額及び数量の推移



H30 国・地域別の輸出額 (単位：千円)



■香港 ■台湾 ■シンガポール

資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

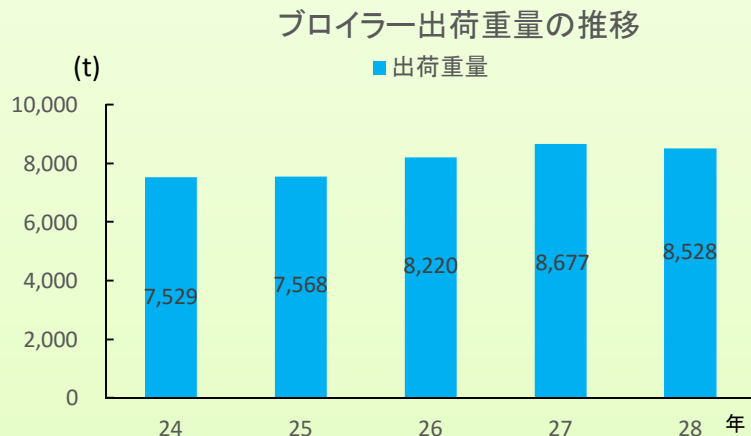
3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
畜産物			
豚肉	<p>・生産量の確保 【対応方策】 県内（インバウンドを含む）や輸出の需要に対応した生産基盤の整備や後継者の育成・確保や環境問題への対応の強化が重要である。</p> <p>・飼養管理技術の向上 【対応方策】 安定した輸出体制を構築するためには、供給していく上では生産現場における飼養管理及び衛生管理技術の向上が必要である。 特に、家畜伝染病等の侵入防止や農場HACCP、畜産GAP等の飼養管理の徹底した取組が必要である。</p>	<p>・アグー豚肉・一般豚肉の飲食店への流通量の拡大 【対応方策】 豚肉を輸出する場合は、輸出先国から認定を受けた食肉処理施設での処理が必要となる。県内では、香港、マカオ、ベトナム政府から認定を受けた食肉処理施設があり、現在は、香港を中心に輸出が行われている。香港においては、県産豚肉の中で、アグー豚肉は定着しているが、一般豚の定着度は低い状況にある。最近では、アグー豚肉の知名度により、県産の一般豚肉の引き合いも強くなっており、相乗効果を高める取組が重要である。 また、量販店への流通はみられるが飲食店への流通が少ないことから、飲食店への販路拡大が必要である。</p> <p>・需要が少ない部位の販路確保 【対応方策】 （主にアジア向け）輸出での引き合いは部位（ロース等）に偏りが見られることから、他の部位の販路確保が必要（加工品にする、国内販売する等）。</p>	<p>・食肉処理施設における国際基準認定対応 【対応方策】 現在、沖縄県内の食肉処理施設において、香港、マカオ、ベトナムへの輸出対応は可能であるが、シンガポール、台湾への輸出については、対応可能な施設がない。このため、厚生労働省の輸出食肉認定制度に基づき、沖縄県内の食肉処理施設において、輸出先国が求めるHACCP等の国際基準認定への対応が重要である。</p> <p>・食育、健康面のPR 【対応方策】 シンガポール、香港等では豚の脂を避ける傾向があることから、しゃぶしゃぶ等の食べ方や現地の食べ方に配慮したPRをする必要がある。</p>

14【畜産物分野】鶏肉：国内生産及び輸出の現状

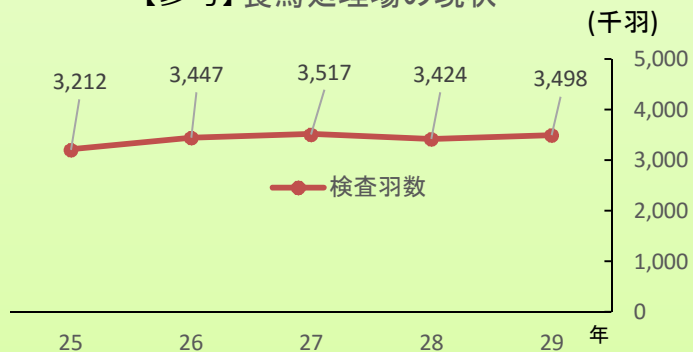
1. 生産状況

- 平成28年における肉用若鶏の出荷重量は8,528 tで、若干増加傾向にある。



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の農林水産業」を基に沖縄総合事務局作成

【参考】食鳥処理場の現状



資料：沖縄県中央食肉衛生検査所・沖縄県北部食肉衛生検査所「事業概要」を基に沖縄総合事務局作成

2. 輸出状況

- 直近3カ年の鶏肉の輸出状況を見ると、輸出額は1,000～3,000千円台で推移しており、輸出量はほぼ横ばいとなっている。
- 国・地域別に見ると、全て香港向けとなっている。

鶏肉の輸出金額及び数量

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
金額 (千円)	295	-	307	-	2,548	3,874	1,545
数量 (kg)	492	-	408	-	2,982	3,570	2,160

資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
畜産物			
鶏肉	<p>・生産量の確保 【対応方策】 鶏肉については県内の需要に見合った計画的な生産が行われていることから、県内（インバウンドを含む）や輸出の需給を考慮した生産基盤の整備が重要である。</p> <p>・安定した生産体制を確保するための衛生対策及び飼養管理の強化 【対応方策】 安定した輸出体制を構築するためには、高病原性鳥インフルエンザの侵入防止や、農場HACCP等の飼養管理の徹底した取組が必要である。</p>	<p>・輸出ルートの確保について 【対応方策】 沖縄県畜産物輸出促進協議会では、香港において鶏肉を含む県産畜産物の定着に向けて取り組んでおり、香港で需要の高い部位（「胸肉」や「ささみ」など）を中心に、今後も輸出拡大の取組を継続していくことが重要である。</p>	<p>・従来の食鳥処理施設の統合による新しい食鳥処理施設の整備 【対応方策】 現在、県内2箇所の老朽化した食鳥処理施設を統合し、新たな食鳥処理施設の整備が進められており、施設の整備後に改めて輸出に必要となる輸出先国による食鳥処理施設認定を取得することとなる。今後、新たな食鳥処理施設を活用した一層の輸出拡大へ向けた取組強化が期待される。</p>

水産物分野 課題及び対応方策

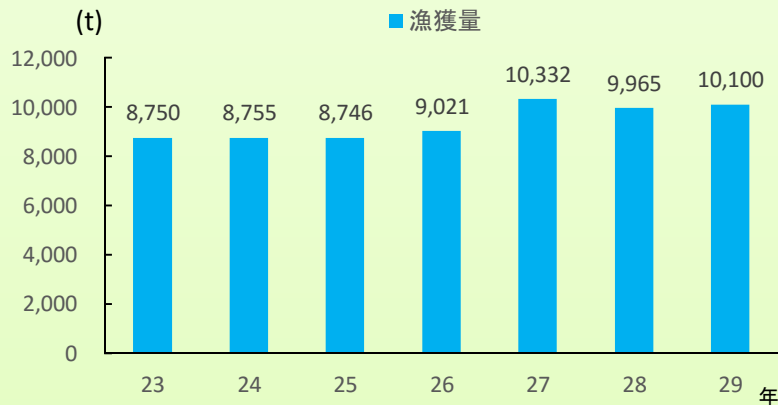
品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
水産物分野共通			
		<p>・現地バイヤーとの取引円滑化 【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄地域商社7社の活用 平成29年3月に沖縄地域商社7社が輸出に向けた連携協定を締結していることから、当該商社を活用した取引も有効である。 ・GFPコミュニティサイト登録 農林水産省においては、当該サイトで輸出に取り組む事業者と本土の地域商社とのマッチングに取り組んでおり、その活用も可能である。 <p>・輸出先国の関係事業者に対するプロモーション 【対応方策】</p> <p>毎年11月に開催される沖縄大交易会に積極的に参加することが重要である。</p> <p>さらに、農林水産省及びJETROが作成する国・地域別イベントカレンダーの活用やJETROによる輸出のあれこれ相談所の活用も有効である。</p>	<p>・EPAに基づく特定原産地証明書の発給場所の設置 【対応方策】</p> <p>EPAの特定特恵関税適用の条件となっている「特定原産地証明書」は、日本商工会議所（東京都）及び地方事務所で発給しており、沖縄においては発給場所が整備されていない。今後、発給場所を沖縄に設置する必要性について検討する。</p> <p>（参考：原産地を証明する書類は、EPAにより異なっている。TPP11等においては、輸出者等が自ら作成した、原産品である旨の申告書を提出する方法「自己申告制度」が導入されている。）</p>

15【水産物分野】まぐろ：国内生産及び輸出の現状

1. 生産状況

- まぐろ類の漁獲量は近年は1万t前後で推移している。

まぐろ類の漁獲量の推移

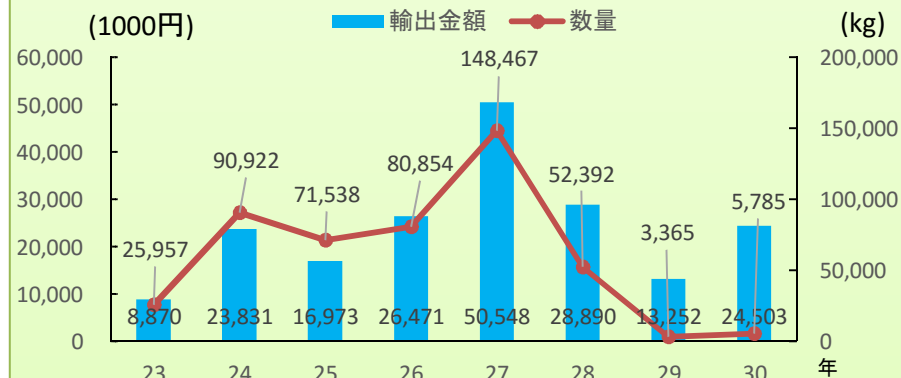


資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」を基に沖縄総合事務局作成

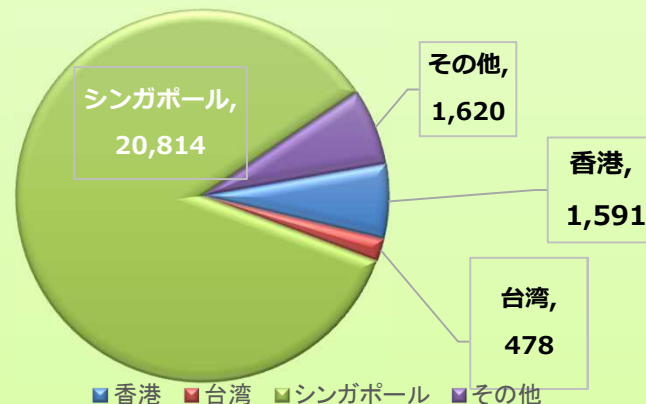
2. 輸出状況

- 輸出金額について、平成23年から30年の推移をみると1千万～5千万円台となっており、年ごとの増減が大きい状況にある。
- 国・地域別にみると、シンガポール向けが全体の85%を占めている。

まぐろ類の輸出金額及び数量の推移



H30 国・地域別の輸出額 (単位：千円)



資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

3. 課題・対応方策

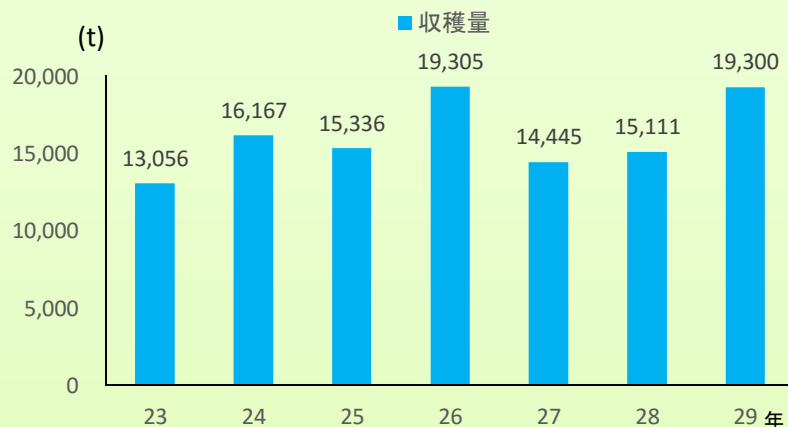
品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
水産物			
まぐろ	<p>・輸出仕向けの水揚げ量の確保 【対応方策】 ①水揚げ量確保のための条件整備 近年まぐろ類の水揚げ量は増加傾向で推移しており、輸出向けのロットを安定的に確保するためには国内向けとの仕分けが必要である。また、県内の養殖まぐろについては、事業者（生産者）の海外展開の意向も踏まえることが重要である。これらを踏まえ、輸出向けの安定数量を確保するためには、養殖も含め、生産者団体等との調整が重要である。</p> <p>なお、養殖においては、生産量確保のための技術開発や飼料等への対応が必要である。</p>	<p>・輸出に関する取組の面的拡大 【対応方策】 まぐろ類については、一部の流通業者が、中国、香港、シンガポール等への輸出に取り組んでいるが、19tマグロ船が所属する漁協は限られているため、国内の需要も考慮し、輸出仕向け量の確保に向けた取組が重要である。</p> <p>・付加価値向上 【対応方策】 沖縄のまぐろは冷凍ではなく冷蔵（チルド）で流通しており、冷凍物より食味が良いことから、その強みを更に活かすため、出漁できない場合等に対応した冷蔵施設の整備による鮮魚保管（在庫確保等）の取組が必要である。</p> <p>また、一次加工施設の整備によるフィレ（切り身）の製造や最終加工施設の整備による練り加工品等の製造等により付加価値の向上、輸送コストの縮減が図られることから、これらの加工施設の導入についても検討する必要がある。</p> <p>・コールドチェーンの確保 【対応方策】 鮮魚流通の促進や品質保持のため、コールドチェーンの確保が重要である。</p> <p>・専門知識を持ったパッカーの育成 【対応方策】 品目の性質及び取扱方法について研修等を行うことが必要である。</p>	<p>・ブランド化について 【対応方策】 沖縄は、全国第4位の生鮮まぐろの水揚げ量があるが、県外の消費者にはまぐろ産地としてあまり知られていない状況にある。沖縄県においては、まぐろの産地OKINAWA認知度向上事業により、「沖縄美ら海まぐろ」の認知度向上の取組が実施されており、引き続き沖縄産まぐろのブランド力向上へ向けた取組を進める必要がある。</p>

16【水産物分野】もずく：国内生産及び輸出の現状

1. 生産状況

- もずく類の収穫量は、年によってばらつきがあり、最近では、平成26年が19,305 tと2万tに近づいたが、27年は約5千t減少の14,445 t、29年は約19,300tとなっている。

もずく類の収穫量の推移

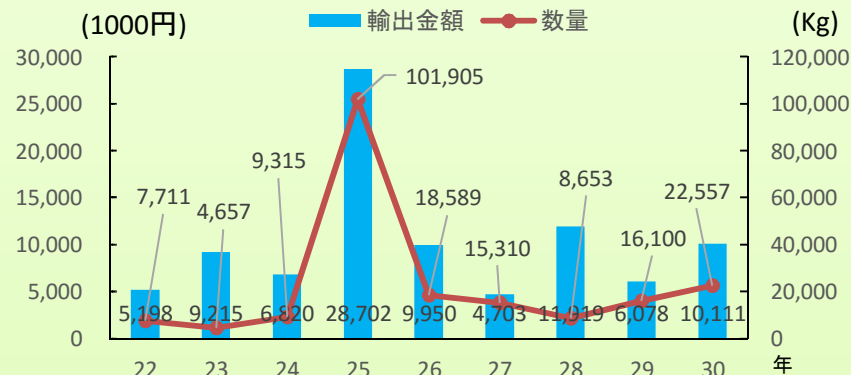


資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」を基に沖縄総合事務局作成

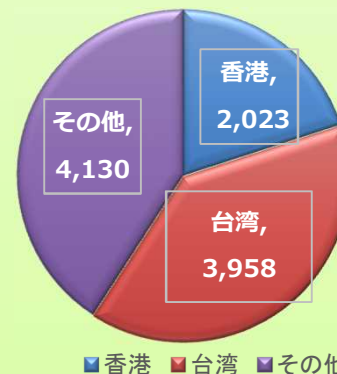
2. 輸出状況

- 輸出実績は平成25年が突出しているが、その要因は輸出先国の流通業者が大量にストックしたことによるものである。
- 国・地域別に見ると、香港、台湾向けが全体の約5割を占めている。

海藻その他の藻類の輸出金額及び数量の推移



H30 国・地域別の輸出額 (単位：千円)



■香港 ■台湾 ■その他

資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

3. 課題・対応方策

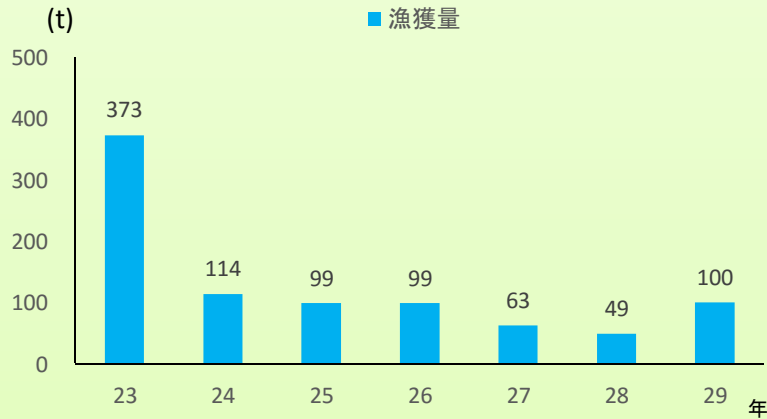
品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
水産物			
もずく	<p>・安定生産の確保 【対応方策】</p> <p>もずくについては、県内水産物の中では比較的生産量が多いことに加え、特産品目として競争力も高く、輸出増大が期待されている。しかし、近年、天候不良等の影響により、不作が続いており、国内需要に対して供給を満たさきれていない状況にある。安定生産の確保のためには、養殖施設の整備、栽培技術の開発・強化や新品種開発に向けた取組等が重要となっている。</p>	<p>・ニーズに合った輸送形態及びコストの検討 【対応方策】</p> <p>もずくは、塩蔵品、洗いもずく、乾燥もずくなど様々な商品形態で保管や流通が行われている。輸出先国のニーズに合った商品形態の輸送方法を検討するとともに、輸送コストについても考慮する必要がある。</p>	<p>・ニーズがない国に対するプロモーション 【対応方策】</p> <p>海外では、もずくの食文化がほとんどないため、商流を開拓し、定着させることが難しいとされている。海外にもずくの食文化を定着させるためには、日本食としての食べ方とセットで売り込む必要があり、例えば、海外に展開している日本料理店で、日本国内と同様に酢の物として提供する方法や、天ぷらや味噌汁の具材等としてのレシピを広める方法等が考えられる。</p> <p>また、沖縄の健康長寿のイメージとセットで売り込むことや機能性を全面に打ち出した販売促進も考えられる。</p>

17【水産物分野】ミーバイ（ヤイトハタ）（新）：国内生産及び輸出の現状

1. 生産状況

- 海面養殖業のうち、ミーバイ（ヤイトハタ）が含まれるその他の魚類の収穫量は、年々減少傾向にあったが、平成29年は約100 tとなっており、前年と比べて約50 tの増加となっている。

その他の魚類の漁獲量の推移

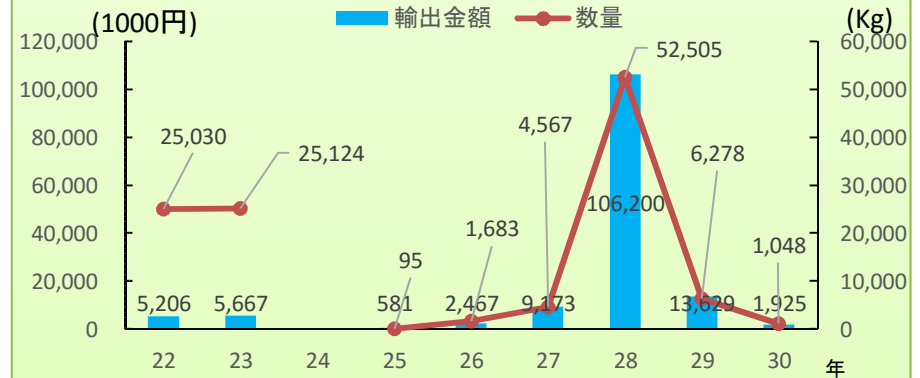


資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」を基に沖縄総合事務局作成

2. 輸出状況

- ミーバイ（ヤイトハタ）は、単品での輸出の把握ができないため、ミーバイ（ヤイトハタ）を含むその他魚類の項目の輸出額をみると、特に平成28年の輸出額が1億円を超え突出している。
- 国・地域別に見ると、香港向けが全体の75%を占めている。

その他魚類の輸出金額及び数量の推移



H30 国・地域別の輸出額 (単位：千円)



資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成

3. 課題・対応方策

品目	生産面	流通面	その他（販売含む）
水産物 ミーバイ (ヤイトハタ)	<p>・安定生産の確保 【対応方策】</p> <p>近年、国内需要も増加している中、生産が不安定な状況が続いており、国外需要に対して、十分な供給が難しいとされている。</p> <p>このため、養殖施設の拡充、安定した種苗、輸出向けの出荷サイズに合わせたサイズ確保のための技術開発等が重要である。</p> <p><参考> 出荷サイズまでの期間 ヤイトハタ：約2年(1,000g以上) スジアラ：約3年(500g以上)</p>	<p>・リードタイムの短縮化 【対応方策】</p> <p>東南アジア、例えば香港では生け簀や水槽の活魚を調理して提供する料理店があり、活魚は、一般で流通する鮮魚、冷凍魚よりも高値で取引されている。過去に沖縄県水産海洋研究センターで、ヤイトハタの水無し活魚輸送試験が行われており、8時間以内であれば、同試験の方法により95%以上の生存率で水無し状態で活魚輸送が可能との結果が出ており、その普及が期待される。</p> <p>なお、ヤイトハタの養殖は沖縄の伊平屋島等の離島でも行われており、産地から消費地（輸出の場合は輸出先国の都市）まで、8時間以内の輸送条件をクリアーすることは困難であることから、リードタイムを短縮するための後背地での一時貯留施設を整備することが必要と考えられる。</p> <p>さらに、鮮魚輸送については、産地から消費地まで滞留時間が発生しないことが理想であるが、滞留時間があつた場合には、その原因を究明し、解消法を検討することが重要である。</p> <p>・専門知識を持ったパッカーの育成 【対応方策】</p> <p>品目の性質及び取扱方法について研修等を行うことが必要である。</p>	<p>・新鮮保持技術のPR 【対応方策】</p> <p>日本の高度な冷蔵技術について海外であまり知られておらず、沖縄で流通している鮮魚の品質や安全性の強みが輸出の場面で活かされていないことから、日本の高度な冷蔵技術による鮮魚の品質の高さや安全性を前面に出したプロモーションを行うことが重要である。</p>

事例集

ケース1	品目	相談内容	対応内容
中国向け	酒類と食品の混載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内輸出事業者が酒類と食品を混載し中国向けに輸出するため、沖縄総合事務局に対し産地証明書発行を申請。局は、「輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領」等（農林水産省通知）に基づき、産地証明書を発行し、輸出事業者へ手交。 ・ 輸出事業者は、当該産地証明書をもって現地通関担当者へ説明したところ、「中国当局（北京）から、混載された酒類について農政局等が証明書を発行することができる旨の通知を受けていないので通関させることはできない」との回答を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品と酒類を混載して輸出する際、当該要領ではまとめて地方農政局等に申請することが可能としているものの輸出先国ではその旨の通知がなく通関できない場合、事業者は産地証明書申請について二度手間となる上に、通関に時間がかかってしまい、他の混載物（食品等）が傷み廃棄となるリスクが生じる、また、通関するまでの保税倉庫での保管代金等の追徴などコストも重なる。 ・ このような状況を生じさせないために、産地証明書発行に係るQ&Aの改正について農林水産省に要望。現在、改正済み。
ケース2	品目	相談内容	対応内容
シンガポール向け	牡蠣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産庁発行の証明書に記載されている項目以外について、現地通関から記載を求められた。証明書様式は政府間で合意したものであり、追記できないため通関できなかった。 ・ 政府間で合意した輸出証明関係書類について現場（通関担当）へ周知徹底されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地通関担当者において、政府間の合意が周知徹底されていないため、証明書に記載されている事項以外についても求められている実態を農林水産省に報告し、同時に現地大使館等を通じ、現場に周知徹底するよう要望。
ケース3	品目	相談内容	対応内容
シンガポール向け	桃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地証明書を発行して通関に提出したものの、レターのタイトルが「Declaration」になっており「Certificate」ではないということで通関できなかった。 ・ 政府間で合意した輸出証明関係書類について現場（通関担当）へ周知徹底されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省へ確認し、現地インポーターに対し「事務処理要領等を基に、シンガポール政府と日本政府の協議の上で決定している様式である」旨、再度、現地通関担当者へ丁寧に説明するよう依頼。農林水産省へ現場への周知徹底を要望。

○事例集（通関トラブル関係②）

ケース4	品目	相談内容	対応内容
台湾向け	岩牡蠣	・学名が輸出先国の規定に登録されていないため、通関できない。	・輸出先国の規定に岩牡蠣の学名は登録されていないが、輸出先国において台湾側輸入事業者の輸入許可申請等必要手続きを踏めば通関可能であることを確認。
ケース5	品目	相談内容	対応内容
シンガポール向け	桃	・産地証明書を発行した後に、台風接近のため出港日及び便が変更になったため、産地証明書の取り直しとなった。	・輸出事業者と密に連絡をとり、迅速に対応し、産地証明書を発行。

ケース1	品目	相談内容	対応内容
中国向け 各種証明書の発行 について	まぐろ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮魚という最も鮮度の高さが求められる商品に対し、限られた時間の中で多くの作業（放射能検査、放射能検査証明書・産地証明書、衛生証明書）を実施する必要がある。輸出実現のためには、輸出事業者、国、県、保健所、関係機関による緊密な連携が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県アジア経済戦略課、県上海事務所が主導して企業・関係機関の下で実際に鮮魚を複数回輸出し、輸出体制を整備。
ケース2	品目	相談内容	対応内容
シンガポール向け 「くろまぐろ漁獲 証明書」の発行に ついて	くろまぐろ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県からのくろまぐろ輸出に係る漁獲証明書は、水産庁が申請先となっている。原本での申請の場合、水産庁への申請及び証明書の送付に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地輸入事業者を確認した上で、メールでの申請及び漁獲証明書のPDFの送付で搬入当日に対応可能とした。原本は後日、水産庁から輸出事業者へ郵送。 ・ 平成30年10月、県水産課が漁獲証明書の申請先として登録された。

參考資料

3 産業成長戦略に係る取組

産業成長戦略ア	農林水畜産業
1. 目指す姿	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄国際物流ハブの活用により、アジア主要地域への高スピード・高品質な農林水畜産物の輸出拡大を目指す。 ○ 県産農林水産物の販路拡大と高付加価値化を推進し、おきなわブランドの確立を図る。 ○ 海ブドウ、ヤイトハタ(ミーバイ)、もずく、マンゴー等の野菜や果物、牛肉、豚肉など、きらりと光る比較優位を持ち、世界に通用する農林水産物の生産を促進する。 	
2. 現状と課題	
<p>【産業共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄国際物流ハブの開始により、航空輸送を中心に物流機能が飛躍的に向上し、県産品輸出額も増加しているものの、農林水産物をはじめ、県産品の多くは生産基盤が脆弱で供給量が不安定な状況である。 ○ 県産品は東南アジア諸国と競合する生産品目が多く、価格も3～10倍の開きがあることから、価格差を超えた価値があることを現地のバイヤーや消費者に的確に伝える必要がある。 ○ 県内の生産者や出荷団体には輸出ノウハウや海外展開に向けた情報が乏しいことから、海外バイヤーの生の声を聞ける場を設定する必要がある。 ○ 本県は1年を通じて高温多湿な状態にあり、他地域に比べ収穫後の生産物が劣化しやすい。また、近年開発された高度な鮮度保持技術は、メジャー品目への適用例はあるが、本県特有のマイナー品目(パイン、マンゴー等)への適用例は少ないことから、適用可能性について検証する必要がある。 ○ 一部の品目では収穫の集中による単価暴落、滞貨発生等が問題となっており、これを事前に察知して貯蔵または加工に仕向ける仕組みが必要である。 <p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 黒糖を中心に県産農林水産物の知名度があるものの、国内需要や台風等の気候条件の影響により、安定出荷に至っておらず、また現地生産と重複する品目については価格競争力が弱い。 ○ 沖縄県産の難消化米開発に向け、現在、OIST・琉大・県外大学による共同研究を進めているところであり、新品種の登録申請を行った。併せて、難消化米を原料とした加工食品の試作品を作成している。 <p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 泊魚市場においては、①施設の老朽化等による衛生面での課題、②漁港の狭隘化に伴う水揚げピーク時の港内の混雑による水揚げの遅延、③新たな施設整備拡大のための用地の確保等の課題がある。 <p>【畜産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 香港に対する県産豚肉の輸出は、現地にブランド推進員を配置し、販路拡大や定番化を図ったことや、香港現地に流通保管施設を設置し、迅速にニーズに対応したことにより、平成23年度から平成25年度の輸出量は、16tから40tと堅調に推移した。平成26年度には国内の豚肉不足による輸出量の減少も見られたが、平成27年度には、輸出量51tと目標を達成した。 ○ 香港市場における県産食肉のニーズは非常に高いため、今後も県内の生産量を注視しつつ、継続的に輸出を展開する。 	
3. 取組方針	
<p>【産業共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄が物流拠点として更なる飛躍を遂げるためには、輸出促進のハードルを下げる取組を推進するとともに、全国特産品の流通拠点化を促進し、物量を拡大する。 ○ 全国からサプライヤーが集積し、東南アジアを中心に多くのバイヤーが参加する「沖縄大交易会」を継続開催するとともに、更なるサプライヤー、バイヤーの拡充を図り、国際商談会としてのブランド力の向上を図る。 ○ 農林水産物のブランド構築を加速させるため、高鮮度冷蔵技術や高度冷凍技術による短期・長期貯蔵試験を実施し、適用可能性を検証する。 ○ 農業クラウド技術を用いた出荷予測システムを構築し、精度の高い出荷予測を行うことで、収穫の集中による単価暴落、滞貨発生等に対応する。 ○ OIST、大学などの研究機関及び民間企業等との共同研究、受託研究などの実施による研究交流を図る。 <p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地でニーズのある品目を中心に、ギフト化や現地ホテル向けの食材提案など、高付加価値化につながるプロモーションを行う。また、県内観光施設等で海外観光客向けのプロモーションを行い、認知度向上を図る。 ○ 新しい米の育種及び機能性評価に対するOISTとの研究支援に引き続き、機能性食品の製品化等に向けた企業との共同研究を支援する。 <p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 糸満漁港へ泊魚市場機能を移転し、①高度衛生管理型荷捌施設の整備、②漁港及び広大な後背地の有効活用、③水産物一次加 	

工処理施設の整備支援等に取り組むことで、水産物の生産拠点となる市場機能を整備する。

○ 県産農林水産物の海外市場拡大に向けたマーケティング戦略を構築するとともに、輸出货量増大に向けた資源量調査や輸送技術の確立を図る。

【畜産】

○ 日本産農林水産物の最大輸出先であり、各国との競争が激しい香港市場において、県産食肉の持続的な需要を確保する。

○ 持続的な需要を確保するため、県内民間流通業者が香港現地バイヤーと取引できる体制を支援することで、現地ニーズに対応する。

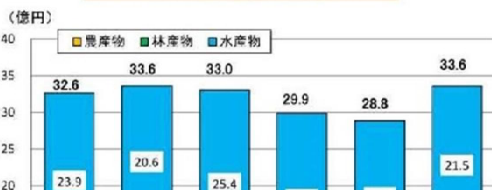
○ 香港での豚肉以外の県産食肉の定着化と新規市場の開拓を図る。

○ 県内食鳥処理施設を集約化し、機能高度化(HACCP基準への対応)を図るため、新たな食鳥処理施設を整備する。

4. 施策の現状を表すグラフ・図表

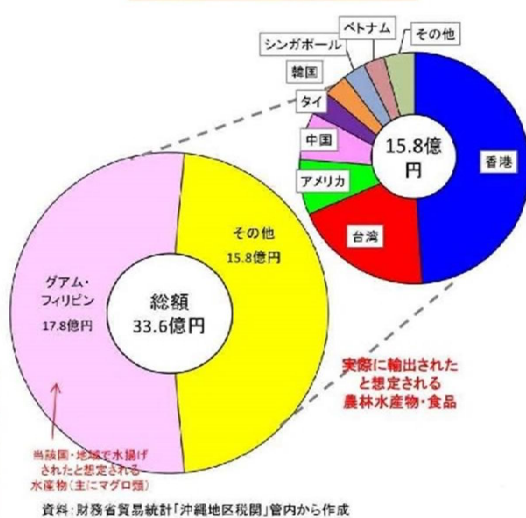
図表ア 沖縄からの農林水産物・食品輸出状況

沖縄からの輸出額の推移

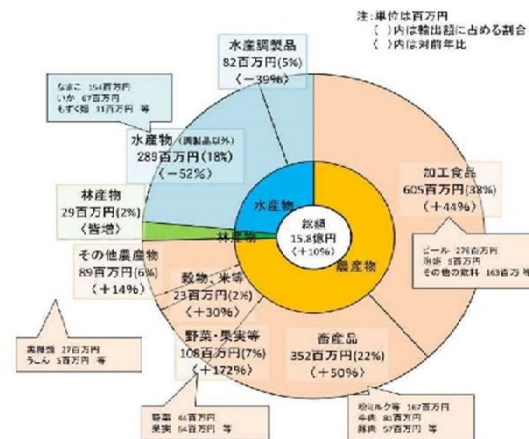


	輸出額 (総額)		うち農林水産物・食品		割合	
	金額	増減	金額	増減		
全国(前年比)	731,019億円	(+5%)	6,117億円	(+11%)	0.8%	
沖縄(前年比)	812億円	(▲3%)	34億円	(+16%)	4.2%	
			【 Guam・フィリピンを除く 】	13.8億円	(+10%)	1.9%

輸出先国・地域別内訳(平成26年)



○ 品目別内訳(平成26年)



(参考) アジア向け輸出の概要



5. 戦略における成果指標					
	指標名	推進計画策定時	現状	平成33年度の目標	全国(参考)
(1)	県産農林水産物の輸出額	10.7億円 (H26年)	12.9億円 (H27年)	増加	6,100億円 (H26年度)
(2)	県産食肉等の輸出量	42トン (H26年)	51.6トン (H27年)	50トン	1,781トン (H26年度)
(3)	沖縄からの食料品・飲料の輸出額増	14.5億円 (H26年)	18.3億円 (H27年)	22億円	6,117億円 (H26年)
(4)	沖縄大交易会総商談件数 (個別商談、フリー商談含む)	2,273商談 (H27年度)	2,771商談 (H28年度)	3,500商談	—

6. 重点市場への対応方針	
重点市場	台湾、香港、シンガポール(短期) 中国、東南アジア(長期)
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ アジアにおける健康志向の高まりを背景に、高品質かつ安全性の高い日本産の農林水産物に対する需要が急速に拡大しており、農林水産省はアジアを中心に現在5,000億円程度の農林水産物の輸出を2020年までに1兆円規模に拡大することを目指し、輸出促進に向けた取組を強化している。 ○ 香港は、関税や動植物検疫規制等がほぼフリーであるなど規制緩和の進んだ自由な市場経済を備え、中国のゲートウェイとしての役割も果たしており、肉類やなまこを中心に最大の輸出先となっている。一方で、日本産品が豊富な成熟市場のため他県産品との競合も激しい。 ○ 台湾は親日的で沖縄を訪れる観光客数が最も多く、農林水産物の輸出額も香港に次いで大きく、特に野菜やもずく等の重要な輸出先となっている。今後は、厳しい農業規制への対応や観光と連携した輸出拡大の取組が求められる。 ○ 中国は巨大な市場を有するものの、動植物検疫等の輸入規制が厳しく通関時間が長いなどの課題により、十分に展開できていない。各種課題の解決を図り、今後重点的に市場の開拓を図って行く必要がある。 ○ 農林水産物の一部品目では収穫の集中による単価暴落、滞貨発生等が問題となっており、これを事前に察知して高度な貯蔵技術等に仕向ける仕組みが必要である。 ○ 黒糖を中心に県産農林水産物の知名度があるものの、国内需要や台風等の気候条件の影響により、安定出荷に至っておらず、また現地生産と重複する品目については価格競争力が弱い。 ○ 畜産においては、県産食肉のニーズは非常に高いものの、県内の生産量が落ち込んでいるため、輸出量が十分に確保できず、また、県内のと畜場等がシンガポールや台湾等から認定を受けていないため、沖縄県から直接輸出できない課題がある。
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度衛生管理型荷捌施設の整備や鮮度保持技術の確立、現地への流通保管施設の設置、沖縄国際物流ハブの活用等により、鮮度が高く衛生管理の行き届いた高品質の商品を供給できる環境を整え、沖縄産農林水産物の差別化・高付加価値化を図る。 ○ 観光や沖縄大交易会等の商談会と連携したプロモーション、マッチング等の実施により、海外販路の拡大及び県産品の認知度・ブランド力の向上等を図る。 ○ 国・地域ごとの市場の特性等を踏まえた戦略的な価格設定や商流の構築等による計画的な販路拡大に取り組む。 ○ 沖縄からの食料品輸出額が少ない国・地域に対しては県が主導して販路拡大を進めつつ、個々の商品にあった適切な市場選択を促す。 ○ 農林水産物のブランド構築を加速させるため、出荷予測システムを構築するとともに、高度な鮮度保持技術による貯蔵試験を実施し、本県品目への適用可能性を検証する。 ○ 現地でニーズのある品目を中心に、ギフト化や現地ホテル向けの食材提案など、高付加価値化につながるプロモーションを行うと同時に、県内観光施設等で海外観光客向けのプロモーションを行い、認知度向上を図る等、県内事業者による海外展開を後押しする取組を強化する。 ○ 畜産においては、生産基盤を強化する事業等により生産量を確保していく。 ○ 牛、豚、野菜、果物等の農林水産物の展開については、シェアが高い香港への継続的な展開に加え、シェアが広がりがつつあるシンガポール、タイへの展開・拡大を図る。 ○ 展開方法としては、現地飲食店や量販店での評価や観光、物産展を通じたリピーター獲得が有効と考えられる。

7. 施策展開実行に当たっての具体的な取組内容及び取組主体								
プロジェクト	短期的取組 (1~2年)		中期的取組 (3~4年)		長期的取組 (5年~)		県担当部局	実施主体
	具体的施策	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度		
	実施事業等							
(1) 県産農林水産物の輸出力強化に向けたプロモーション活動の推進								
① 現地バイヤーを招へいた商談会等プロモーション活動の推進								
	【再掲】沖縄国際物流ハブ活用推進事業						商工労働部	県
		県として事業者を取り纏めての海外見本市出展、海外バイヤー招へいへの補助等						
	【再掲】県産農林水産物輸出力強化事業						農林水産部	県
		県産農林水産物の認知度向上 輸出先の特性に合わせたプロモーション、マッチング支援						
② 訪日観光客等を対象とした情報発信の強化								
	【再掲】県産農林水産物輸出力強化事業						農林水産部	県
		県産農林水産物の認知度向上 輸出先の特性に合わせたプロモーション、マッチング支援						
(2) 「沖縄大交易会」ブランドの向上								
① 「沖縄大交易会」の国際商談会としてのブランドの向上								
	【再掲】全国特産品流通拠点化推進事業						商工労働部	沖縄大交易会実行委員会
		沖縄大交易会の開催、拡充						
(3) 県産食品のブランド化と国内外流通強化に向けた体制整備								
① 香港における流通保管施設の設置								
	県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業						農林水産部	県民間
		施設設置	民間における機能の継続					
② アジア等主要都市へのブランド推進員の配置								
	【再掲】県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業						農林水産部	県民間
		ブランド推進員の配置	民間における機能の継続					
③ 現地語による効果的な情報提供および販売手法の実証・検証の実施								
	【再掲】県産農林水産物輸出力強化事業						農林水産部	県
		県産農林水産物の認知度向上 輸出先の特性に合わせたプロモーション、マッチング支援						
	【再掲】沖縄国際物流ハブ活用推進事業						商工労働部	県
		県内商社等の海外イベント参加にあわせたパンフ等現地語翻訳への補助等						
(4) 食肉処理・加工処理施設の輸出体制構築								
① アジアへの食肉等輸出体制の構築								
	【再掲】県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業						農林水産部	県民間等
		海外市場等の調査・検討や民間取組支援等						
	【再掲】県産農林水産物輸出力強化事業(畜産)						農林水産部	県民間等
		海外市場等の調査・検討や民間の取組支援等						

プロジェクト	短期的取組 (1~2年)		中期的取組 (3~4年)		長期的取組 (5年~)		県担当部局	実施主体
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度~		
具体的施策 実施事業等								
②各国の輸出食肉取扱施設として認定した食肉処理、加工施設の設置								
食鳥処理施設整備事業			食鳥処理施設整備、認定		運用開始		農林水産部	県民間等
(5)水産物及び加工品の国内外の流通を強化								
①高度衛生管理型荷捌施設の整備の推進								
糸満漁港への高度衛生管理型荷捌施設の整備	実施設計及び荷捌き施設建設工事予算の確保	実施設計	建設工事着手	工事完了	荷捌き施設竣工	農林水産部		県
②加工施設等の整備の推進								
水産物一次加工処理施設の整備	基本計画及び基本設計の策定	実施設計	一次加工処理場工事着手	工事完了	一次加工処理場竣工	農林水産部		県民間等
(6)鮮度保持に向けた技術の確立								
①鮮度保持技術の導入試験と最適な輸送方法の検証の実施								
鮮度保持技術と戦略出荷によるブランド確立事業	鮮度保持、出荷予測システムの実証試験						農林水産部	県
県産水産物の海外市場拡大事業	資源量調査、水産物集荷実証試験、海外市場拡大戦略の構築						農林水産部	県
(7)OISTの研究成果、県内研究施設・企業と連携した研究成果を産業化する仕組みの構築								
①OISTの研究成果を産業化につなげるシステムの構築								
知的・産業クラスター形成推進事業	OIST等が参画した国際共同研究への支援						企画部	県研究機関等
沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業	OIST等と企業との共同研究への支援						企画部	県研究機関等

○参考資料2 各国の輸入規制（原発事故後の規制）

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

諸外国・地域の規制措置（平成30年11月30日現在）

- ・規制情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を参照し、各国の政府機関へ御確認下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱については、輸出国との間で発行条件等に関する協議が無い次第、順次当ホームページに掲載します。

① 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求

	対象国	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉（8県）	全ての水産物	輸入停止	ほうれんそう、かきなど3市町（旭市、香取市、多古町）のみが対象。	駐日大韓民国大使館（経済部） 電話 03-3225-8667 E-mail economic_jp@mofat.go.kr （問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること）	(食品医薬品安全処:食品) http://www.mfds.go.kr/index.do (農林畜産食品部:飼料) http://www.mafra.go.kr/main.jsp
	福島	ほうれんそう、かきなど、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、大豆、小豆、米、原乳、きのこ類、たけのこ、たらめめ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、わさび、わらび、ウド、飼料				
	群馬	ほうれんそう、かきなど、茶、きのこ類、飼料				
	栃木	ほうれんそう、かきなど、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらめめ、ぜんまい、わらび、栗、飼料				
	茨城	ほうれんそう、かきなど、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、飼料				
	宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、たらめめ、こしあぶら、ぜんまい、そば、大豆、米				
	千葉	ほうれんそう、かきなど、きのこ類、たけのこ、茶				
	神奈川	茶				
	岩手	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、そば、大豆				
	長野	きのこ類、こしあぶら				
	埼玉	きのこ類				
	青森	きのこ類				
	山梨	きのこ類				
	静岡	きのこ類				
	新潟	こしあぶら				
	中国	北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（8都道県）				
宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡（13都県）		全ての食品（上記輸入停止のもの及び水産物を除く）				
北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（12都道県）		養魚用飼料、魚粉				
青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡（9県）		その他の飼料（牛、馬、豚、家禽等）				
16都道県以外（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島 以外）		全ての水産物				
13都県以外（宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡 以外）		全ての食品（上記輸入停止のもの及び水産物を除く）				
10都県	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟	全ての食品、飼料	輸入停止	政府作成の産地証明書を要求		
	新潟	米	政府作成の産地証明書を要求			
		米を除く食品、飼料	輸入停止			
	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品（※）	政府作成の放射性物質検査証明書及び産地証明書を要求			
	水産物	政府作成の産地証明書を要求				
	その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書を要求				

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

② 日本のすべての食品につき証明書を要求

	対象国	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	4 7 都道府県	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜、加工食品、ミネラルウォーター	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求	報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		水産物、養殖用薬品、えさ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
ブルネイ	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話 03-3447-7997	
	福島県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求			
オマーン	4 7 都道府県	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
		生鮮食品、果実、ミルク（粉ミルクを含む）	上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施			
バーレーン	4 7 都道府県	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3584-8001	
エジプト	福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉（7県）	水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
	上記7県以外					
	4 7 都道府県	全ての食品、飼料（水産物を除く）				
コンゴ民主共和国	4 7 都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質検査証明書を要求等		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5820-1579	
モロッコ	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野（13都県）	全ての食品及び飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月28日以前に日本を出港し、且つ、平成23年3月11日以前に収穫・加工されたものは規制の対象外	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-5485-7171	
	13都県以外	全ての食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			
レバノン	4 7 都道府県	全ての食品、飼料	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 レバノンにて検査を実施		駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	

○参考資料2 各国の輸入規制（原発事故後の規制）

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

③-1 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	福島県（全市町村）	林産物、水産物	輸入停止	放射性物質が検出された場合、通関不可	シンガポール農食品獣医庁 (Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Import & Export Regulation Department Tel: +65 6325 7576 Email:ava_import&export_foodstuff@ava.gov.sg	○Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
	南相馬市、富岡町、大飯町、双葉町、浪江町、高尾村、飯館村	全食品及び農産物				
	上記以外の市町村	米、食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品	政府作成の市町村ごとの産地証明書に加え、検査機関発行の放射性物質検査報告書（初回輸出時は原本を提出。次回以降、同一市町村・産品であれば3ヶ月間はその写しで可）			
	茨城、栃木、群馬（3県）	林産物、水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
香港	福島	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止	香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo_enquiry@hketotyto.gov.hk	○香港経済貿易代表部(東京) http://www.hketotyto.gov.hk/	
	茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	政府作成の放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書を要求			
	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（5県）	食肉（卵を含む）、水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
	5県以外	その他の食品	香港にて水際検査			
マカオ	福島	全ての食品	輸入停止	米、加工度の高い食品、飲料は、対象外		
	宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（9都県）	野菜・果物、乳製品	輸入停止			
		食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品				
	山形、山梨（2県）	野菜・果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	産地が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査結果報告書を要求			
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（5県）	全ての食品（酒類を除く）	輸入停止	左記の規制に加え、 ・野菜・果実、水産物、海産物、乳製品、飲料水、乳幼児用食品については、台湾にて全ロット検査を実施。 ・加工食品については、台湾にてサンプル検査を実施。	台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org	
	5県以外	全ての食品（酒類を除く）	産地証明書を要求（以下のいずれか） ①政府（地方公共団体を含む） （植物検査証明書、自由販売証明書、衛生証明書等も可） ②政府が授権した機関（商工会議所等） ③業者等が公的機関に確認を受ける			
	岩手、宮城、東京、愛媛	水産物	産地証明書に加え、以下の検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求 ①中央主管機関が公表している機関 ②その他日本の政府の認証を受けた機関 ③国際認証機関の認証を受けた機関			
	5県以外	富城、埼玉、東京	乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、ビスケット、錠剤調整品等			
フィリピン	福島、茨城（2県）	茶類産品	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求	牛肉は、衛生証明書を要求	駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600	
	2県以外	牛肉、野菜・果実、植物、種苗等	産地証明書を要求			
	福島	ヤマメ、イカナゴ、ウグイ、アユ	輸入停止			
	上記以外の水産物					
	茨城、栃木、群馬（3県）	水産物	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求			
福島及び3県以外		産地証明書を要求				

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

③-2 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
米国	青森	野生のキノコ類				
	岩手	タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、野生のセリ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、ワラビ、クロダイ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、シカの肉、ヤマドリの肉				
	宮城	ゼンマイ、タケノコ、（野生の）コシアブラ、（野生の）タラノメ、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、ワラビ、アユ（養殖を除く）、ヤマメ（養殖を除く）、クロダイ、ウグイ、イワナ（養殖を除く）、牛の肉、クマの肉、イノシシの肉、シカの肉				
	山形	クマの肉				
	福島	原乳、野生のタラノメ、タケノコ、非結球性葉菜類（コマツナ、シュンギク、チンゲンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及びその他の非結球性葉菜類）、結球性葉菜類（キャベツ、ハウサイ、レタス）、アブラナ科の茎菜類（ブロッコリー、カリフラワー）、クリ、野生のフキノトウ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、キウイフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、カブ、ウメ、フキ、ウツハミソウ、ユズ、カサゴ、アユ（養殖を除く）、ウミタナゴ、クロダイ、スマガレイ、ムラソイ、ビノスガイ、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉	輸入停止（平成30年11月30日付けのFDA輸入アラートに基づく）		駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局（FDA）： （Import Alert） http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html （Questions about Food Safety） http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan
	茨城	原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、ウナギ、アメリカナマズ（養殖を除く）、イノシシの肉				
	栃木	野生のタラノメ、タケノコ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、（野生の）コシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、牛の肉、イノシシの肉、シカの肉				
	群馬	野生のキノコ類、野生のコシアブラ、野生のタラノメ、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉				
	埼玉	野生のキノコ類				
	千葉	シイタケ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉				
	新潟	コシアブラ、クマの肉				
	山梨	野生のキノコ類				
	長野	野生のキノコ類、コシアブラ、シカの肉				
静岡	野生のキノコ類					
ロシア	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京（6都県）		政府作成の放射性物質検査証明書（放射性物質検査報告書を添付）を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については、日付証明書	駐日ロシア大使館 電話 03-3583-4224 / 03-3583-5582 Fax 03-3505-0593	消費権保護・福祉分野監督庁
	6都県以外	全ての食品				
	47都道府県	水産物・水産加工品				動植物衛生監督庁 http://www.fsvps.ru/fsvps/importExport/Japan/

○参考資料2 各国の輸入規制（原発事故後の規制）

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

③-3 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
EU等 (EU28カ国及びEFTA (ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド))	福島	きのこ類、水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマダコ、マサバ）を除く）、大豆、柿、一部の山菜類（フキノトウ・フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ）	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	・平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料（左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）については、日付証明書 ・生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書	(EU) 右記ホームページを参照	駐日欧州連合代表部 (英語) "Agriculture and Food Safety" https://eeas.europa.eu/delegations/japan/19226/trade-and-investment-relations_en よくある質問(FAQ): https://eeas.europa.eu/archives/delegations/japan/wp-content/uploads/FREQUENTLY-ASKED-QUESTIONS-EN-23062016.pdf (日本語)「農業と食品安全」 https://eeas.europa.eu/delegations/japan/19227/ja よくある質問(FAQ): https://eeas.europa.eu/archives/delegations/japan/wp-content/uploads/23FREQUENTLY-ASKED-QUESTIONS-JP-23062016.pdf
	山形、新潟、山梨、静岡	きのこ類、一部の山菜類（コシアブラ）				
	長野	きのこ類、タラノキ属、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ				
	岩手、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマダコ、マサバ）を除く）、一部の山菜類（タケノコ、コシアブラ）				
	宮城	きのこ類、水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマダコ、マサバ）を除く）、一部の山菜（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ）				
	47都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料				
	47都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			
仏領ポリネシア	福島	きのこ類、水産物（活魚、海藻及びホタテを除く）、米、大豆、柿、フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	・平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料（左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）については、日付証明書 ・生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書		仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/
	新潟、山梨、静岡	きのこ類、コシアブラ				
	秋田、山形、長野	きのこ類、タラノキ属、タケノコ、ゼンマイ、コシアブラ				
	岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、水産物（活魚、海藻及びホタテを除く）、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ				
	47都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料				
	47都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料				
アラブ首長国連邦	福島	全ての食品、飼料	指定検査機関が作成した放射性物質検査報告書を要求 輸入国にてサンプル検査が行われる場合がある		駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
イスラエル	福島	全ての食品			駐日イスラエル大使館 電話 03-3264-0911	
	岩手、宮城	穀物（コメを含む）、きのこ類、山菜類、水産物	産地が確認できる書類（インボイス等）を要求 イスラエルにてサンプル検査（放射性物質検査報告書があれば検査を免除）			
	栃木、群馬、千葉	きのこ類、山菜類、水産物				
	福島を除く46都道府県	上記以外の全ての食品	産地が確認できる書類（インボイス等）を要求			

参考資料2 各国の輸入規制（原発事故後の規制）

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

⑤-1 その他（規制措置の完全解除）

対象国	対象品	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ （これまで右の措置を講じていたが、平成23年8月13日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（12都県）	全ての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質検査証明書（3月1日より前）に収検・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要） カナダにてサンプル検査を実施 取壊業者作成の廃出届、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査を実施	適切な書類がないものは、通関を認めてよいが判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03 5412 6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/ffsa/imp/eareare.shtml
ミャンマー （これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月16日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査を実施	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港のみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3441-7394	
セルビア （これまで右の措置を講じていたが、平成23年7月1日から全て解除）	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡（11都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書要求 セルビアにてサンプル検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		
チリ （これまで右の措置を講じていたが、平成23年9月30日から全て解除）	4 7 都道府県	穀物、植物の根、ゆず、野菜、果実、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質検査証明書要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0755	
メキシコ （これまで右の措置を講じていたが、平成24年1月1日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品、飼料	輸入をマサンニョ港、ベラクルス港及びメキシコシティー国際空港に限定		駐日メキシコ合衆国大使館 電話 03 3581 1131 / 03 3581 1135	
ペルー （これまで右の措置を講じていたが、平成24年4月20日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟（7県）	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書要求		駐日ペルー大使館 電話 03-3406-4243 FAX 03-3409-7589	
ニュージーランド （これまで右の措置を講じていたが、平成24年6月22日から全て解除）	4 7 都道府県	牛乳及び派生品、魚類その他の海産物	輸入停止		駐日ニュージーランド大使館 電話 03 3467 2271	○NZ第一次産業省 http://www.foodsaftey.govt.nz/
ニュージーランド （これまで右の措置を講じていたが、平成24年7月15日から全て解除）	4 7 都道府県	茶	NZにて検査を実施			
コロンビア （これまで右の措置を講じていたが、平成24年8月23日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、新潟、山梨、長野（12都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書要求（スペイン語印刷付き）		駐日コロンビア大使館 電話 03-3440-9451 FAX 03-3440-9724	
マレーシア （これまで右の措置を講じていたが、平成25年3月1日から全て解除）	福島	全ての食品	政府作成の産地証明書要求 マレーシアにて全ロット検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明書	駐日マレーシア大使館 電話 03-3416-3840	
マレーシア （これまで右の措置を講じていたが、平成25年3月1日から全て解除）	福島県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書要求			
エクアドル （これまで右の措置を講じていたが、平成25年4月3日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、新潟、山梨、長野（12都県）	農畜産品及びその副産物	政府作成の放射性物質検査証明書要求 政府作成の産地証明書要求	平成23年3月11日より前に収穫処理された食品については、日付証明書	駐日エクアドル大使館 電話 03 3499 2900/03 3499 3984 FAX 03- 3499-4400	
ベトナム （これまで右の措置を講じていたが、平成25年9月1日から全て解除）	福島、茨城、栃木（3県）	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略） ベトナムにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略）		駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311	
ベトナム （これまで右の措置を講じていたが、平成25年9月1日から全て解除）	3県以外					
イラク （これまで右の措置を講じていたが、平成26年1月9日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品	イラク政府指定検査機関作成の放射性物質検査証明書要求		駐日イラク大使館 電話 03 5449 9231	
豪州 （これまで右の措置を講じていたが、平成26年1月23日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京（8都県）	水産物（魚類）、茶、乾焼きのこ	豪州にて全ロット検査を実施		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・農水産省 http://www.daff.gov.au/aqis/import/food/notices/2009/2012/inf0712 (Importing Food from Japan (3 September 2011))
タイ （これまで右の措置を講じていたが、平成27年5月11日から一部の鮮生動物肉を検査含む解除）	宮城、福島、群馬（3県）	全ての食品 （酒類、食品添加物等は対象外）	タイの告示で示された検査機関作成の産地が記載された放射性物質検査報告書要求 政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の原産地証明書（産出量が記載されたもの）を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書	駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3781-1400 E-mail agri@thaiwextra.com.th.jp	
ボリビア （これまで右の措置を講じていたが、平成27年11月16日から全て解除）	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書要求 ボリビアにてサンプル検査		駐日ボリビア大使館 電話 03-3489-5441	
インド （これまで右の措置を講じていたが、平成28年2月26日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品	インドにて全ロット検査を実施		駐日インド大使館 電話 03-3282-2391 FAX 03 3234 4866 E-mail embassy@indombjp.org	
クウェート （これまで右の措置を講じていたが、平成28年5月13日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書要求 クウェートにて検査		駐日クウェート大使館 電話 03-3455-0281	
ネパール （これまで右の措置を講じていたが、平成28年8月8日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査を実施		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-8241	
モリシャス （これまで右の措置を講じていたが、平成28年12月15日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品及び農産物	モリシャスにてサンプル検査を実施			
イラン （これまで右の措置を講じていたが、平成28年12月6日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査を実施		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

⑤ - 2 その他（規制措置の完全解除）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カタール （これまで右の措置を講じていたが、平成29年4月3日から全て解除）	47都道府県	全ての食品	カタールにてサンプル検査を実施		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
ウクライナ （これまで右の措置を講じていたが、平成29年4月14日から全て解除）	47都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査を強化		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
パキスタン （これまで右の措置を講じていたが、平成29年10月6日から全て解除）	47都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略） （個人輸入の持ち帰り物はサンプル検査を除外）		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
サウジアラビア （これまで右の措置を講じていたが、平成29年11月2日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨及び長野（12都県） 12都県以外	全ての食品、飼料 全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 放射性物質検査報告書を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については日付証明書	駐日サウジアラビア王国大使館 電話 03-3589-5241	
アルゼンチン （これまで右の措置を講じていたが、平成29年12月8日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟（7県） 上記7県以外 47都道府県	全ての食品（種子は対象外） 全ての食品（種子は対象外） 飼料	政府又は非国家原子力委員会作成の放射性物質検査証明書を要求、政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣言書を要求 政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣言書を要求 政府作成の産地証明書を要求		駐日アルゼンチン大使館 電話 03-5420-7101	
トルコ （これまで右の措置を講じていたが、平成30年2月17日から全て解除）	47都道府県	全ての食品及び農水産物（※HSコード第6類を除く） ※切り花、鉢載などの植物	トルコにて全ロット検査を実施			
ニューカレドニア （これまで右の措置を講じていたが、平成30年7月24日から全て解除）	福島 新潟、山梨、静岡 秋田、山形、長野 岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉 47都道府県 47都道府県	きのご類、水産物（ホタテ及び海藻を除く）、米、大豆、柿、フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ きのご類、コシアブラ きのご類、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ きのご類、水産物（ホタテ及び海藻を除く）、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ 上記の品ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 政府作成の産地証明書を要求	・平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料（左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）については、日付証明書・生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書	ニューカレドニア http://www.gouv.nc/	
ブラジル（これまで右の措置を講じていたが、平成30年8月21日から全て解除）	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 （ポルトガル語翻訳付き）	平成23年3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明書（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	

○参考資料2 各国の輸入規制（植物検疫：貨物編）

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

諸外国に植物等を輸出する場合の検査条件一覧（早見表）：貨物編 本表は平成31年1月3日現在の情報に基づくものです。

種類	くだもの														やさい(果菜)				やさい(葉菜)				やさい(根菜)				コメ		備考						
	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン	キャベツ	ネギ	ミョウガ	レタス	カンショ	シヨウガ	ダイコン	タマネギ	ナガイモ	ニンジン		ワサビ	精米	玄米			
アジア	韓国	Q	Q	Q	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	Q ^{*11}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	Q	Q	x ^{*1}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	Q	Q	Q	Q	Q ^{*3}	Q	Q	Q	Q	Q	◎	【本表について】 ・諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫制度に従う必要があります。 ・本表では、輸出相手国が公表している規則等を元に各品目に求められている検査条件を掲載しています。 ・本表に掲載されていない国、品目については、植物防疫所へお問い合わせください。 ・ファイル上で国名をクリックすると、その国の品目別検査条件一覧表をWEB上で参照できます。	
	台湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*15}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	【表中の記号について】 ◎：植物検疫証明書（注1）無しで輸出できます。 Q：植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。 P：輸出相手国の「輸入許可証（注2）」を取得する必要があります。 ☆：二国間合意に基づく特別な検査条件を満たしたもののみ輸出できます。 x：輸出できません。 （注1：植物検疫証明書は輸出検査に合格すると発給されます。） （注2：輸入許可証は輸出相手国より発給されます。）		
	中国	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}		
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	フィリピン	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	PQ		
	ベトナム	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q	Q		
	タイ	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	☆	Q	Q	Q	x ^{*1}	Q	Q	x ^{*1}	Q	x ^{*1}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*2}	Q	
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*10}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
	ブルネイ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ		
	インド	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*10}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*10}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*10}	Q ^{*10}		
	スリランカ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	x ^{*1}	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	x ^{*1}	PQ	PQ	PQ	x ^{*1}	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	
パキスタン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ			
中東	アラブ首長国連邦	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q			
	バーレーン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ			
	クウェート	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ			
	オマーン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ		
	カタール	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ		
サウジアラビア	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ			
欧州	EU	Q	◎	Q	Q	Q	◎ ^{*4}	Q ^{*9-10}	Q	Q	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1.利用上の注意 当早見表に掲載されている検査条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外国の検疫規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。このため、実際の輸出に際しては、現地輸入業者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検疫当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせいただくことをお勧めします。ご不明点等ありましたら、植物防疫所にお問い合わせください。 また、検査条件は、各国の植物検疫法での要求であり、当早見表で輸入が可能となっている場合であっても、各国の他の法令やワシントン条約等により輸入が制限される場合があります。	
	スイス	Q	◎	Q	Q	Q	◎	Q ^{*8-9}	Q	Q	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	ノルウェー	◎	◎	Q	Q	Q	◎	Q	Q	Q	◎ ^{*5}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	ロシア	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q	Q	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q		
北米・中南米	米国(本土)	☆	P ^{*6}	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	☆	P ^{*6}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	2.諸外国の輸入許可制度について 輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入業者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検疫当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせください。			
	カナダ	◎	◎	x ^{*2}	☆	☆	◎	Q ^{*8-9}	◎	x ^{*2}	☆	x ^{*12}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	メキシコ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}			
	ペルー	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}			
	チリ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}			
ブラジル	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}				
大洋州	オーストラリア	☆	☆	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*18}	x ^{*18}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}				
	ニュージーランド	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}				

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表)：郵便物編 本表は平成31年1月3日現在の情報に基づくものです。

種類	くだもの																			やさい(果菜)				やさい(葉菜)				やさい(根菜)				コメ		備考
	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン	キヤベツ	ネギ	ミョウガ	レタス	カンショ	ショウガ	ダイコン	タマネギ	ナガイモ	ニンジン	ワサビ	精米	玄米			
アジア	韓国	◎	◎	◎	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	◎	Q ^{*12}	× ^{*1}	× ^{*1}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【本表について】 ・ 諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫制度に従う必要があります。 ・ 本表では、輸出相手国が公表している規則等を元にして各品目に求められている検疫条件を掲載しています。 ・ 本表に掲載されていない国、品目については、植物防疫所へお問い合わせください。 ・ ファイル上で国名をクリックすると、その国の品目別検疫条件一覧表をWEB上で参照できます。		
	台湾	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	Q	Q	Q	Q	Q ^{*17}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	【表中の記号について】 ◎：植物検疫証明書(注1)無しで輸出できます。 Q：植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。 P：輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。 ☆：二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出できます。 ×：輸出できません。 (注1：植物検疫証明書は輸出検査に合格すると発給されます。) (注2：輸入許可証は輸出相手国より発給されます。)			
	中国	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}			
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	フィリピン	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	PQ	PQ	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	PQ	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	PQ	PQ	◎		
	ベトナム	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*1}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}		
	タイ	Q	Q	Q	◎	× ^{*1}	× ^{*1}	Q	× ^{*1}	Q	Q	× ^{*1}	Q	× ^{*1}	Q	× ^{*1}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	× ^{*2}	Q		
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*10}	Q	Q	Q	Q ^{*10}	Q ^{*10}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*10}	Q	Q	Q	Q	Q	Q		
	ブルネイ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*12}		
	インド	× ^{*2}	× ^{*2}	Q ^{*10}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}		
スリランカ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	× ^{*1}	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	× ^{*1}	PQ	PQ	× ^{*1}	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*12}			
パキスタン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*12}			
中東	アラブ首長国連邦	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*12}			
	バーレーン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*12}			
	クウェート	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*12}			
	オマーン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*12}			
	カタール	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*12}			
サウジアラビア	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*12}	※注意事項・ご利用方法		
欧州	EU	Q	◎	Q	Q	Q	◎	× ^{*6}	Q ^{*8-1}	Q	Q	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1. 利用上の注意 当早見表に掲載されている検疫条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外国の検疫規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。 このため、ご不明点等ありましたら、植物防疫所にお問い合わせください。 また、検疫条件は、各国の植物検疫上での要求であり、当早見表で輸入が可能となっている場合であっても、各国の他の法令やワシントン条約等により輸入が制限される場合があります。		
	スイス	Q	◎	Q	Q	Q	◎	Q ^{*8-1}	Q	Q	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	ノルウェー	◎	◎	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*5}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	ロシア	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q	Q	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q			
北米・中南米	米国(本土)	× ^{*1}	P ^{*6}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	P ^{*8}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	× ^{*1}	◎	2. 諸外国の輸入許可制度について 輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入業者等の関係者を通じて輸入国の農業担当当局または植物検疫当局に確認するか、あるいは対象国の在日大使館にお問い合わせください。		
	カナダ	◎	◎	× ^{*1}	× ^{*2}	◎	Q ^{*8-2}	◎	× ^{*1}	× ^{*2}	× ^{*12}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	メキシコ	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	◎			
	ペルー	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	◎			
	チリ	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	◎			
	ブラジル	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	◎			
大洋州	オーストラリア	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	◎				
	ニュージーランド	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	× ^{*2}	◎			

日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧^(※1)

平成30年7月17日現在

国	牛肉	豚肉	鶏肉	【凡例】 (輸出できるもの)
アジア	香港	☆	☆	☆
	韓国	●	●	●
	台湾	☆	☆	●
	中国	●	●	●
	インドネシア	☆	□	●
	カンボジア	○	○	○
	シンガポール	☆	☆	●
	タイ	☆	●	×
	パキスタン	□	□	●
	バングラデシュ	○	□	●
	フィリピン	☆	●	●
	ブルネイ	●	□	□
	ベトナム	☆	☆	☆
	マカオ	☆	☆	●
	マレーシア	☆	×	●
	ミャンマー	☆	□	□
	モンゴル	○	○	●
	ラオス	○	□	□
中東	アラブ首長国連邦	☆	○ ^{※2}	●
	イスラエル	●	□	□
	オマーン	○	□	□
	カタール	☆	□	□
	クウェート	●	□	□
	サウジアラビア	●	×	×
	トルコ	●	×	×
	バーレーン	☆	□	□
	レバノン	●	□	□
欧州	EU	☆	●	●
	スイス	☆	×	×
	ノルウェー	☆	×	×
	リヒテンシュタイン	☆	×	×
	ロシア	☆	×	●
	ベラルーシ	☆	×	×
北米・中南米	カナダ	☆	×	×
	米 国	☆	●	●
	メキシコ	☆	●	□
	ブラジル	☆	□	□
	ペルー	●	□	□
	チリ	●	□	□
	アルゼンチン	☆	□	□
	ウルグアイ	●	□	□
大洋州	オーストラリア	☆	×	□
	ニュージーランド	☆	×	□
アフリカ	南アフリカ	●	□	□
	エチオピア	×	×	×

☆: 二国間条件を満たす必要(動物検疫所で検査を受ける必要がある。)
 ○: 二国間条件はないが、個別に要求される相手国の受入条件を満たす必要(動物検疫所で検査を受ける必要がある。)
 □: 「輸出できないもの又は不明」
 ●: 解禁に向けて協議中
 ×: 相手国が疾病の発生等を理由に輸入を認めていない
 □: 「農林水産業の輸出力強化戦略」における重点対象国ではなく、協議未実施。
 ※1: 平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域は、従来の検査に加え、日本からの食品に対して輸入規制を強化。
 ※2: ドバイ首長国に限る。

○参考資料2 各国の輸入規制(食肉の受入れ状況)

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

※農林水産省動物検疫所ホームページより
 ※輸出をご検討される場合は、事前に動物検疫所にお問い合わせください。
 動物検疫所 沖縄支所 TEL: 098-861-4370

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

我が国からの水産物・水産加工品の輸出に必要な手続き(国・地域別一覧表)(平成30年11月30日現在)

注1) 衛生関係の規制措置が判明しており、日本国政府(農林水産省、水産庁又は厚生労働省)が通知により衛生証明書の申請や施設登録の申請手続き等を定めている国・地域及び水産物輸出額上位国について記載しています。

その他の国・地域における放射性物質関係の規制については、「諸外国・地域の規制措置」(農林水産省HP)を参照ください。

注2) 以下の表に記載のある手続き(日本国政府で定めているもの)のほか、輸出先国・地域からその他の手続きを求められる場合がございますので、輸出にあたっては、事前に輸出先国・地域の政府に必要な手続きを確認頂きますようお願いいたします。

注3) 輸出先国・地域によらず、我が国から特定種のマグロ類等を輸出する際には、別途証明書の添付が必要となります。(証明書の申請手続き等については、水産庁HPを参照。)

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書発行機関	加工・保管施設等における対応	施設登録等申請先	衛生証明書	証明書発行機関	
<東アジア>							
中国 (活を除く)	・10都県(宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野):輸入停止 ・その他道府県:政府による放射性物質検査証明書及び産地証明書	【放射性物質検査証明書及び産地証明】 水産庁及び一部の道府県 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関	要 (施設登録)	厚生労働省	要 (食品衛生)	都道府県等、地方厚生局(衛生部局)	サケ類の場合には、漁獲証明書が必要。 (水産庁)
中国 (活)			—	—	要 (食品衛生及び動物衛生)	水産庁及び一部の道府県	
韓国	・8県(青森、宮城、岩手、福島、茨城、栃木、群馬、千葉):輸入停止 ・8都道県(北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島):政府による放射性物質検査証明書 ・その他府県:産地証明書	【放射性物質検査証明書及び産地証明】 水産庁及び一部の道府県 ※放射性物質検査は指定の検査機関	要 (施設登録) ※冷凍魚類の頭部及び内臓のみ	地方厚生局	要 ※動物衛生(活の二枚貝・マダイ・ブリその他韓国の指定する水産動物、冷蔵冷凍のエビ類・アワビ類) ※食品衛生(冷凍魚類の頭部及び内臓)	【動物衛生】 都道府県水産試験場 【食品衛生】 地方厚生局	—
台湾	・5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉):輸入停止 ・4都県(岩手、宮城、東京、愛媛):放射性物質検査報告書、産地証明書、台湾にて全ロット検査 ・その他道府県:産地証明書、台湾にて全ロット検査	【放射性物質検査報告書】 指定の検査機関 【産地証明】 水産庁、一部の道府県及び一部の商工会議所	—	—	要 (貝類のみ、食品衛生) H30.1.1~	【活貝類】 水産庁、都道府県(水産部局) 【活以外】地方厚生局、都道府県等(衛生部局)	一部の貝類は動物衛生証明書が必要。 (消安局)
香港	・5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉):政府による放射性物質検査証明書	【放射性物質検査証明書】 水産庁 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関	—	—	要 (モクズガニ、食品衛生)	一部の商工会議所及び一部の漁業協同組合	—

※水産庁ホームページより

○参考資料2 各国の輸入規制（水産物・水産加工品関係手続き）

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設登録等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
<東南アジア>							
ベトナム	—	—	要 (施設登録) ※ベトナムで消費 されない水産物 は不要	都道府県 水産部局	要 (食品衛生)	都道府県等(衛 生部局)	—
シンガ ポール	・福島県:輸入停止 ・3県(茨城、栃木、群馬):政 府による放射性物質検査証明 書 ・その他都道府県:政府による 産地証明書、商工会議所によ るサイン証明	【放射性物質検査 証明】 水産庁及び一部の 道県 ※放射性物質検査は登 録検査機関又は都道府 県の検査機関 【産地証明】 水産庁、一部の道 県及び商工会議所	—	—	要 (食品衛生) ※フグのみ	都道府県等(衛 生部局)	—
マレーシ ア	—	—	—	—	要 (食品衛生) ※エビ、カニ のみ	都道府県等(衛 生部局)	—
インドネ シア	・全都道府県:政府による放射 性物質検査証明書	【放射性物質検査 証明】 水産庁 ※放射性物質検査 は登録検査機関又 は都道府県の検査 機関	要 (施設登録)	登録検査機関 ((一財)日本食 品検査)	要 (食品衛生及び 動物衛生)	登録検査機関 ((一財)日本食品 検査)	—
タイ	—	—	—	—	—	—	税関の輸出許可通 知書において輸出 品目が省略記載の 場合、商工会議所 のサイン証明書

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設登録等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
<欧州>							
EU	<ul style="list-style-type: none"> ・7県（岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉）：政府による放射性物質検査証明書（甲殻類、軟体動物、一部の魚種、海藻及び活魚を除く） ・その他道都県：政府による産地証明書（甲殻類、軟体動物、一部の魚種、海藻及び活魚を除く） ※一部の魚種：ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ 	【放射性物質検査証明及び産地証明】 水産庁及び一部の県 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関	要 （HACCPに基づく衛生管理） （対EU・HACCP認定取得・施設登録）	都道府県等（衛生部局）、水産庁	要 （食品衛生及び動物衛生）	【厚生労働省で施設認定を受けた場合】 都道府県等（衛生部局） 【水産庁で施設認定を受けた場合】 水産庁	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲証明書又は加工証明書が必要。（水産庁） ※養殖水産物等一部の品目は除く。 ・加工施設に至る段階（漁船、養殖場、市場等）の登録も必要。
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアにてサンプル検査 	—	要 （施設登録）	登録検査機関 （（一財）日本食品検査）	要 （食品衛生及び動物衛生）	登録検査機関 （（一財）日本食品検査）	—
ウクライナ	—	—	要 （施設登録）	登録検査機関 （（一財）日本食品検査）	要 （食品衛生及び動物衛生）	登録検査機関 （（一財）日本食品検査）	—
<北米・中南米>							
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国において出荷制限対象となっている一部の品目：輸入停止 	—	要 （HACCPに基づく衛生管理） （施設登録）	都道府県等（衛生部局、（一社）大日本水産会等	—	—	エビ製品の場合には、原産地証明書が必要。（水産庁）
ブラジル	—	—	要 （HACCPに基づく衛生管理） （施設登録）	登録検査機関 （（一財）日本食品検査）	要 （食品衛生及び動物衛生二種類の証明書が必要）	【食品衛生証明】 登録検査機関 （（一財）日本食品検査） 【動物衛生証明】 水産庁	ラベル登録が必要。 （（一財）日本食品検査）

○参考資料2 各国の輸入規制（水産物・水産加工品関係手続き）

※詳細は、75ページ以降に掲載されている該当URLのサイトでご確認ください。

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設登録等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
＜大洋州＞							
豪州	—	—	—	—	要 (動物衛生)	登録検査機関 ((一財)日本食品 検査)	食品・餌料いず れも要証明書
ニュー ジーラ ンド	—	—	要 (HACCPに基づく 衛生管理) (対EU・HACCP認 定取得) ※二枚貝のみ	都道府県等 (衛生部局) (EU向け登録 の手續き)	要 (食品衛生及び 動物衛生) ※二枚貝のみ	都道府県等(衛 生部局)	—
＜アフリカ＞							
エジプト	・7県(岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉):政府によ る放射性物質検査証明書 ・その他道府県:政府による産 地証明書	【放射性物質検査 証明及び産地証 明】 水産庁 ※放射性物質検査は登 録検査機関又は都道府 県の検査機関	—	—	—	—	—
ナイジェ リア	—	—	要 (施設登録)	登録検査機関 ((一財)日本 食品検査)	要 (食品衛生)	登録検査機関 ((一財)日本食品 検査)	—

○参考資料3（輸出規制に関するもの）

※資料のご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。

※参考資料1～3については、沖縄総合事務局ホームページにも掲載しています。

【沖縄総合事務局 農林水産部 ホームページURL】 <http://www.ogb.go.jp/nousui/>

→ 事務局農林水産部トップ > 輸出促進 > 輸出手続き等 > 【手続き一般】関係資料リンク集

内閣府 沖縄総合事務局

組織・制度 | 目的別から検索 | 広報・情報提供 | 暮らし・お役立ち情報

事務局トップ > 農林水産部

農林水産部

- 組織図
- 農林水産部の紹介
- 沖縄農林水産業の概要
- 基本政策
- 経営
- 農村振興
- 農畜産業の生産振興
- 統計
- 消費・安全
- 食品産業・流通・知的財産
- 環境・バイオマス
- 輸出促進**
- 森林・林業
- 水産業
- 補助金等の情報開示
- その他のトピックス



内閣府 沖縄総合事務局

組織・制度 | 目的別から検索 | 広報・情報提供

事務局トップ > 農林水産部 > 輸出促進 > 輸出手続き等 > 【手続き一般】関係資料リンク集

【手続き一般】関係資料リンク集

- 沖縄県産品の輸出円滑化マニュアル等 (平成27年3月31日) (沖縄国際航空物流/ハブ活用推進事業共同企業体)
- 諸外国・地域の規制措置 (農林水産省食料産業局)
- 諸外国に植物等を輸出する場合の検査条件一覧 (早見表) : 貨物種 (農林水産省植物防疫所)
- 諸外国に植物等を輸出する場合の検査条件一覧 (早見表) : 郵便物種 (農林水産省植物防疫所)
- 輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業 ((一社) 全国植物検査協会)
- 日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧 (農林水産省動物防疫所)
- シンガポール向けおみやげ輸出検査 (肉製品) (農林水産省動物防疫所)
- ブラジル向けおみやげ輸出検査 (肉製品) (農林水産省動物防疫所)
- 輸出に関する証明書検査 (農林水産省)
- 輸出のあれこれ相談所 (農林水産省×JETRO)
- 国・地域別イベントカレンダー (農林水産省×JETRO)
- 日本食品海外プロモーションセンター (FOODOO) (農林水産省×JETRO)
- World Tariff (世界各国の関税率) (JETRO)
- 貿易・投資相談Q&A HSコードについて (JETRO)
- 輸出入に関する基本的な制度 (JETRO)
- 農林水産物・食品の輸出支援ポータル (JETRO)
- 貿易保険 (商品概要) (NEXI (日本貿易保険))
- 農林水産業の輸出強化戦略 (香港) (農林水産省・地域の活力創造本部)
- 農林水産業の輸出強化戦略 (台湾) (農林水産省・地域の活力創造本部)
- 農林水産業の輸出強化戦略 (シンガポール) (農林水産省・地域の活力創造本部)

※資料のご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。

このホームページについて | サイトマップ | 沖縄総合事務局について

内閣府 沖縄総合事務局 | 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎 | 電話番号 098-866-0031

Copyright 2018 Okinawa General Bureau All Rights Reserved.

平成 29 年 3 月 22 日
農 林 水 産 部

シンガポール現地調査報告書

1 本調査の目的

沖縄産農産物の輸出促進の取組の 1 つとして、シンガポールにおける関連施設や市場、現地バイヤー等の調査を実施する。

2 報告概要

① チャンギ空港の物流センター（Changi Airfreight Centre: CAC）

○現状：

- ・チャンギ空港には、Changi airport group と Civil aviation authority Singapore (CAAS : シンガポール民間航空庁) の 2 つのグループがあり、Changi airport group がメインで運営している。
- ・物流センター（CAC）は、面積 70ha の FTZ（Free Trade Zone）内に設置され、Airport Logistic Park Singapore, Airfreight Terminal, Cargo Agents Buildings（C～D）, Custom Checkpoints で構成される（別紙 2 参照）。
- ・チャンギ空港は滑走路 2 本、年間 300 万トンの物流キャパを有し、同空港における我が国の貨物量（2015 年）は世界第 7 位。貨物取扱量トップ 5 は、生鮮物（農畜林産物：畜産生体含む）、医薬品、Express（配送品）、Live animals（畜産以外の動物）、Aerospace Parts である。
- ・また、空港周辺の隣接地には、物流倉庫が整備されている（別紙 1 参照）。
- ・通関は 24 時間体制。「トレードネット」EDI（電子データ交換）システムにより、通常 30 分程度で行われる。

○新たな空港 CEIZ（Changi East Industrial Zone）構想：

- ・現在、新しい滑走路（第 3）・ターミナルを 2030 年までに建設予定。大きさは既存ターミナル 1～3 と同規模を予定。
- ・CEIZ 整備に当たっては、FTZ の確保及び既存地区を専用道路で連結し、フルオートメーション車両（無人）の導入予定。
- ・整備後の 2050 年代までには、5,400 万トンの貨物を扱うようにしたいとの考え（参考：2015 年の貨物取扱量は 185 万トン）
- ・各施設等の整備計画は、関係業界団体で構成している協議会で 1 年間議論し、各意見等のバランスを取って Changi airport group が作成した。

○空港及び関連施設整備：

- ・現在の物流センター内の保税倉庫等の整備は、所管する企業が独自で整備し、行政側からの支援はほとんどない。クールポートやロジスティクスセンター等についても、行政側の支援はなく企業が独自にあつらえている。
- ・チャンギ空港グループは、CABs（貨物代理店）や MEGAPLEX 等（別紙 2 参照）の施設整備や専用道路、信号の整備を行っている。また、企業が物流施設を建てる上での許可申請等の手続き支援を行っている。

② 日系小売業

- ・シンガポールの人口は約 550 万人、そのうち他国からの労働者、ムスリムを差し引くと約 350 万人の小さなマーケットになる。だいたい沖縄県 + 鹿児島県のマーケット規模である。
- ・小さなマーケットである上に、シンガポールは周辺国と FTA を締結しているため、農産物輸出国は競争が厳しい。日本はプロダクトアウトでずっと商品を販売してきたが、消費者の意見を積極的に取り入れ、マーケットインに考え方を変えるべきである。
- ・個人的な見解であるが、那覇空港の利点であるリードタイムの短さは、活用できる品目等が少ないと思われる。しかしながら、沖縄のものには魅力があり、昨年の大交易会にも参加している。

③ BEN FOODS（シンガポール最大級食品卸加工業）

- ・1958 年に起業。取扱製品は、冷凍、チルド、ドライを扱っており、ロジスティックセンターとして機能。国内大手スーパーマーケットへの配給、フィリピン、マレーシア等近隣諸国への輸出も行っている。
- ・同社は、シンガポールの食品に関して、ほぼ全体を取り扱う大企業で、国からも優良企業（スーパーブランド及び HACCP 取得）として認可されている。
- ・施設の特徴として、温度管理が細かくできる倉庫（-25～常温）を保有。合わせて、肉類の一部加工も行う。コールドチェーンとして冷蔵の温度調節が可能なトラックを 30 台保有している。

④ Chinatown Complex（シンガポール市場）

- ・地下 1 階のウエットマーケットにおいて、魚介類、野菜・果物、花きを販売している大きな市場。
- ・沖縄で栽培されている野菜、果実、魚類等、同じものが多い。ゴーヤー、ドラゴンフルーツ、パパイヤ、ハタ（スジアラ）、イカ、他。
- ・価格的には、リンゴ 130 円～280 円、甘藷 160 円/kg、ドラゴンフルーツ 320 円/kg、パパイヤ 120 円/kg、ハタ類 3,360 円/kg、マナガツオ 5,600 円/kg

3 チャンギ空港と那覇空港の物流関係

	チャンギ国際空港	那覇空港（集積地域）
土地	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール政府が整備 ・FTZ 面積は 70 ha。FTZ 内に物流センターを設置（SATS Coolport: 14,000 m²、dnata Coolchain: 1,400 m²、空港ロジスティックパーク(ALPS): 26 ha≒<u>27.5 ha</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍用地（県と米軍の共同利用） ・集積地域（那覇地区）の面積は <u>2.7 ha</u>（参考）沖縄ハブ上屋：27,700 m²(<u>2.8 ha</u>)
建物・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・チャンギ空港グループ及び企業で整備 ・空港後背地には、地域配給及び輸出用商材等のロジスティクス倉庫を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県が整備し、民間に賃借（FTZ 内）
食品加工	<ul style="list-style-type: none"> ・空港後背地にセントラルキッチンを整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケイタリング会社 1 社が入居

4 チャンギ空港の優位性及び特徴

① 貿易会社に対する経済的メリット・制度

- ・チャンギ空港グループ自体は、貿易会社等に対して経済的補助等の制度はない。
- ・チャンギ空港グループとしては、エアカーゴのコミュニティに対してリベート制度（航空会社の着陸割引（landing rebate）、貨物会社の取扱い貨物量に応じた倉庫の賃貸割引制度）を設置している。

② 新規プレーヤーや企業の獲得に向けたチャンギ空港グループの事業について

- ・現在実施している全ての事業は、既存パートナーの定着化のため実施している。チャンギ空港グループのパートナーである SATS（地上取扱い会社）は現在 e-commerce 用の施設を建設しており、当空港グループはその需要について対応するべく事業（空港隣接機能（airside access）等）を集中させている。
- ・新規ターミナルの拡大開発は、既存パートナー（航空会社、地上取扱い会社、テナント、大手航空貨物フォワーダー会社）と協議している。また、航空業界そのものがどのように成長するかの社内協議を検討しながら実施している。

③ 国の支援

- ・シンガポール経済開発庁（EDB）が、税金還付制度（tax rebate）を通して、大手輸出業者を誘致している。

【参考1】シンガポール基本情報（輸出力強化戦略及び聞き取り）

人口 人口：約 600 万人
 （近隣他国から労働者として来ている者：約 70～80 万人、ムスリムの方：約 90 万人。
 これらを差し引いた場合、シンガポールは約 350 万人の小さなマーケットである）

消費者の動向 外食中心の食文化である。
 デパートでの「惣菜を買う」という概念はなく、レストラン以外ではフードコート等で料理をテイクアウトする。

品目（日本）	輸出金額 (2015 年)	品目(沖縄)	輸出金額 (2016 年)
1 アルコール飲料	20 億円	1 ビール	19,305 千円
2 小麦粉	12 億円	2 調製食品	13,422 千円
3 ソース混合調味料	11 億円	3 豚肉（冷凍）	6,596 千円
4 牛肉	10 億円	4 くるまぐろ	6,188 千円
5 緑茶	9 億円	5 桃	3,420 千円
6 菓子(米菓を除く)	8 億円	6 かんしょ	3,279 千円
7 メントール	8 億円	7 精米	3,184 千円
8 たばこ	6 億円	8 牛肉（骨なし冷凍）	2,764 千円
9 清涼飲料水	6 億円	9 オレンジ	1,915 千円
10 スープブロス	5 億円	10 うんしゅう等	1,875 千円

【参考2】主な日本産農林水産品の市場における価格の比較

（※S\$ 1 = ¥80 で換算）

1 いちご

- ・おおきみ：S\$ 88.00（¥7,040）/1パック
- ・あわゆき：S\$ 58.00（¥4,640）/1パック
- ・紅ほっぺ：S\$ 28.80（¥2,304）/1パック
- ・あまおう：S\$ 29.00（¥2,320）/300g
- ・韓国いちご：S\$ 50.00（¥4,000）/900g



2 かぼちゃ

- ・日本産 : S \$ 11.90 (¥ 952) / 1 kg
- ・NZ産 : S \$ 3.50 (¥ 280) / 1 kg



3 キャベツ

- ・日本産 : S \$ 0.89 (¥ 71) / 100 g
- ・オランダ産 (有機) :
S \$ 1.70 (¥ 136) / 100 g
- ・Grace Cap (シンガポール近隣諸国) :
S \$ 0.50 (¥ 40) / 100 g



4 鮮魚

- ・きはだまぐろ : S \$ 108.00 (¥ 8,640) / 1 kg
- ・ハタ類 : S \$ 42.00 (¥ 3,360) / 1 kg
- ・まながつお : S \$ 70.00
(¥ 5,600) / 1 kg
- ・はまち : S \$ 158.00
(¥ 12,640 円) / 1 kg



【参考3】主な日本食品・農産品の市場における価格の比較 (JETRO 資料より)

りんご (1コあたり)

- 王林 : S \$ 5.25 (¥ 420)
- ジョナゴールド S \$ 4.45 (¥ 356)
- ふじ : S \$ 3.75 (¥ 300)
- 中国産ふじ : S \$ 0.98 (¥ 78)
- 米国産ふじ : S \$ 1.33 (¥ 106)
- NZ産 Queen Apple : S \$ 0.73 (¥ 58)

牛肉 (100g あたり)

- 和牛 (鹿児島県) : S \$ 29.90 (¥ 2,392)
- 黒毛和牛 (宮崎県) : S \$ 36.80 (¥ 2,944)
- 米国産 Wagyu Beef : S \$ 15.80 (¥ 1,264)
- 豪州産 Wagyu ロース : S \$ 14.90 (¥ 1,192)
- 米国産 PRIME サーロイン : S \$ 9.40 (¥ 752)
- 豪州産 Angus : S \$ 6.70 (¥ 536)

【別紙】シンガポール基本情報 その他（外務省ホームページより）

I 略史

年	略史
1400 年頃	現在のシンガポール領域にマラッカ王国建国。
1511 年	マラッカがポルトガルに占領され、マラッカ王国が滅亡。 マラッカ王国の王はマレー半島のジョホールに移り、ジョホール王国を建国。それに伴い、ジョホール王国によって現在のシンガポール領域が支配される。
1819 年	英国人トーマス・ラッフルズが上陸。ジョホール王国より許可を受け商館建設。
1824 年	正式に英国の植民地となる。
1832 年	英国の海峡植民地の首都に定められる。
(1942 年～1945 年)	(日本軍による占領)
1959 年	英国より自治権を獲得、シンガポール自治州となる。
1963 年	マレーシア成立に伴い、その一州として参加。
1965 年	マレーシアより分離、シンガポール共和国として独立。

II 政治体制・内政

1 政体

立憲共和制（1965 年 8 月 9 日成立）（英連邦加盟）

2 元首

大統領（任期 6 年。トニー・タン・ケン・ヤム現大統領は、2011 年 9 月、第 7 代大統領として就任。）

3 議会

一院制。選出議員数 89（任期 5 年）（与党：人民行動党 83 議席、野党 6 議席）

4 政府

- (1) 首相名：リー・シェンロン（人民行動党 [PAP]）
- (2) 外相名：ピビアン・バラクリシュナン（人民行動党 [PAP]）

5 内政

リー首相は、14 年間首相を務めたゴー・チョクトン前首相（現名誉上級相）から 2004 年に政権を継承。建国以来、与党人民行動党（PAP）が圧倒的多数を維持しており（2015 年 9 月の総選挙においては、89 議席中、83 議席を獲得）、内政は安定している。

Ⅲ 外交・国防

1 外交基本方針

ASEAN 諸国との友好協力関係を基軸とした地域協力を努力。アジア太平洋地域における政治、安全保障、経済面での米国の関与を重視（ただし、非同盟諸国の一員でもある。）。

2 軍事力

- (1) 予算：139.7 億シンガポール・ドル（全歳出予算の 19%、2016 年度）
- (2) 兵役：2 年の義務兵役制度（訓練終了後は、予備役に編入。）
- (3) 兵力：正規 6.85 万名（陸軍 50,000 名、海軍 5,000 名、空軍 13,500 名）
（出典：「ミリタリー・バランス」、シンガポール政府統計局統計、シンガポール財務省ホームページ）

台湾現地調査報告概要

1 本調査の目的

台湾への輸出促進の取組のひとつとして、国際総合食品見本市フードタイプ2017の出展状況、高雄港における食品の物流・保管状況、高雄及び台北市内の量販店等における食品の販売状況等の調査を実施した。

2 報告概要

(1) フードタイプ2017

- 台湾最大の食品専門の見本市であり、今回、沖縄からJAおきなわ（黒糖）、みやぎ農園（マヨネーズ等）、久米島の久米仙（泡盛等）が出展。
- 黒糖については、現地パイヤーの感触も良く、数十件の商談があり、5件ほどは継続される見込み（JAおきなわ）。
- また、台湾の輸入業者である達正食品が多くの沖縄産食品の展示を行っていたほか、県外事業者が沖縄産原材料を使用した加工食品等の展示も見られた。
- 全体的に菓子類等加工品が多く、野菜果物等生鮮品はほとんど無く、水産物は冷凍加工品のみであった。

(2) 高雄港湾施設

- 高雄港は台湾最大、世界第12位の取扱量を誇る台湾を代表する港湾であり、台湾の南端に位置する。
- 2015年に琉球海運が商船三井と接続し、那覇→高雄→香港航路を新設、これまで那覇→香港2週間を6日に短縮。
- 那覇→高雄を「みやらびII」が就航しており、高雄港40号バースに毎週日曜日6:15入港、接岸7:00、12:00まで荷役が行なわれ、香港向け貨物は別バースにて積み込まれる。
- 本航路の貨物は、現在のところ本土産が多く沖縄からの積荷はほとんどないとのこと。

(3) 好好(ハオハオ)国際物流 高雄物流センター

- 同物流センターは陽明(ヤンミン)海運グループにおいて物流事業を担っており、高雄のFTZ敷地内に常温倉庫(24,638㎡)と定温(冷凍、冷蔵定湿、定温定湿)倉庫(13,893㎡)を有するほか、台北に定温倉庫を有している(ISO22000、HACCP対応)。
- 取り扱い貨物は9割以上が、食品関係で他に医薬品も取り扱う。
- アジアの輸出入の拠点として「Asia Outbound & Inbound FTZ Hub Solution」として位置づけられ、東アジア、アセアン地域とカナダ、米国及びEU地域の物流拠点としてハブ機能を果たしている。
- また、台湾域内においては輸入商品のリパック、台湾における食品表示への対応(シール貼付)等を行うとともに輸出入に必要な書類作成等も行っている。

(4) 新光三越

- 1991年に三越百貨店(日本)と新光百貨店(台湾)との共同出資により台北に1号店を開店し、現在は全て台湾側の経営で、台湾内に16店舗を有し台湾一の規模を誇る。食品では、生鮮品を含めると4割、加工品を含めると5割以上が日本産で、生鮮品の中で取り扱いが多いのは果実。
- 2011年以来、毎年秋に「日本商品展」を5店舗で開催し、2016年の開催では5店舗で190万人を動員し、台湾最大の日本フェアとなっている。また、これ以外にも、店舗毎に日本フェアを開催している。
- このフェアにおいて日本企業のテストマーケティングが行われ、テナント入り(「塩屋」)

や今後のテナント入り予定（「通堂ラーメン」）に結びつく事例や輸入商品契約等の事例もある。

(5) 愛之味(飲料等メーカー)

- ・ 健康・美容を志向した飲料等や健康食品等の製造メーカーであり、飲料については、衛生管理を重視しペットボトル容器の製造から飲料の充填まで、一貫体制で行っている（ISO22000、HACCP対応）。
- ・ 売れ筋商品のひとつに「分解茶」という健康飲料（台湾における「トクホ」を取得）があり、沖縄からゴーヤー茶を輸入し原料に使っており、特に女性に愛飲されているとのこと。
- ・ 沖縄のシークワサーに興味があり、青汁の原料として検討中とのこと。

(6) 日系通販事業者

- ・ 海外向け新規事業のひとつとして、台湾をターゲットに日本産青果を輸出しネット販売を行う「頂級水果／いいもの果実」事業を開始。当初は、旬の青果とキッチン用品を販売し、今後は加工品の取扱いも予定。
- ・ 多様な青果類の紹介・販売にも注力し、レシピ動画のコンテンツをSNSや台湾のプロガー経由で拡散を図り、産地や食文化への理解を深めてもらう狙いもある。
- ・ 台湾にはテレビ局が約150局あり、視聴率1%を獲得すると大ヒットとも言われている。テレビ局の中では、「民視」がTV通販に力を入れており、商品関連番組の制作や通販を通じた健康食品やサプリメントが有効ではないかと検討中とのこと。

(7) 「E∞JAPAN」オープニングセレモニー(新垣通商アンテナショップ)

- ・ 新垣通商が6月22日に台北駅地下街に日本情報発信館「E∞JAPAN」をオープンし、このオープニングセレモニーに立ち会い、情報収集を行った。
- ・ 沖縄を中心に日本各地の特産品を集め、台湾消費者にPRできる空間となっており、催事スペースでは、テスト販売会、ステージでの商品説明会、アンケート調査等が可能となっている。

(8) 販売状況調査

① カルフール、大立デパート(高雄市内)

【カルフル】

- ・ 台湾に63店舗を有するフランス系の量販店であり、安さを売りにした台湾で最も勢いのあるスーパーと言われている。
- ・ 日本産の生鮮品はナガイモ、ユリネのみで、この他台湾産の日本種米が多く見られた。

【大立デパート】

- ・ 品揃えの充実した高雄市内では最大の大型デパートで、日本からの生鮮品では、ブドウ、モモ、ミカン等の果実類やナガイモが売られている。
- ・ 牛肉は、地元産について米国産、豪州産があり、豪州産は「和牛」の表示がされている。

② 台北第一卸売市場、台北第二卸売市場

- ・ それぞれ、青果と水産部門を有した大規模な卸売市場であり、場外仲卸店舗が入居しており、一般消費者も購入可能となっている。

【青果】

- ・ 地元産が大部分を占め、輸入品は米国のレタス、セルリー、モモ、リンゴ、サクランボやNZからのリンゴが見られる。日本産はブドウ、モモ、ミカン、リンゴ、ユリネ等が高級品として少量取引されている。

【水産】

- ・ 台湾では、サーモンの人気が高くノルウェーやチリ産と思われるものが切り身等で多く見られ、隣接する総菜部分では、サーモン寿司も多く見られた。また、活魚として豪州産のア

ワビも見られた。

- ・ 日本産は、ウニやホタテパック、活魚としてツブ貝（？）が見られたが、マグロ等の魚類はない。
- ・ 加工品では味付けサンマや乾燥わかめ、乾燥桜エビ、メンタイコ等の日本産が多くあり、練り物では「紀文」の現地工場生産物が多数見られた。

③ 太平洋SOGO、シティスーパー、ジェイソنز(台北市内)

【太平洋SOGO】

- ・ 特設会場にて、日本食フェア「夏季日本食芸大展」が開催中で、北海道を初めとして沖縄ブースもあり、泡盛、ウコン・ゴーヤ茶、黒糖、黒糖菓子等が展示され、紅芋を使った餅等も販売されており、特にサーターアンダーギーが好評とのことであった。
- ・ 地下の食品売り場には、香港系のシティスーパーが入っており、高級感のある売り場となっている。他販売店と同じく、地元産の果物が多い中、日本産のモモ、ミカン、ブドウが高価格で販売されている。
- ・ オリオンビールも販売されているが、台湾ビール32元（128円）に比べ52元（208円）と高いが、特売では6缶1,040円（1缶173円）と安売り傾向にあるとのこと。ちなみに岩手県クラフトビール「銀河高原」は480円。

【シティスーパー】

- ・ 香港系スーパーで、地元産のマンゴーがラッピングされた状態で400円～500円程度で販売され、かなりの高級感となっている中、日本産のミカンが1,300円～6,000円、米国産のモモが贈答用と思われる箱詰めで、13,000円で販売されている。
- ・ 肉類について、牛肉は米国産（250円/100g）及び豪州産「和牛」（520円/100g）があり、豪州産が約2倍の価格、豚肉や鶏肉は殆ど地元産で輸入品は見られない。
- ・ その他に、日本産カボチャ1/2個（756円）、多良間産や波照間産の黒糖・粉糖が見られた。

粉糖	多良間産	360円/100g
	波照間産	198円/100g
	日本産（再生糖）	108円/100g

【ジェイソنز】

- ・ 台北101のショッピングモール内にあり、観光客も多い。品揃えは輸入品の割合が高く、値段も高めの設定となっている。
- ・ 岡山、山梨等のブドウ、モモ、ミカンが贈答用と思われる箱詰め販売されており、1万円を超える価格も見られた。また、米国産のモモ、ブドウは日本産の5～10分の1程度の価格となっている。その他、レタス、セルリーなど米国産軟弱野菜も多い。
- ・ また、沖縄産のカボチャもあり、1,296円/個と地元産の4倍程度の価格で販売されている。

※ 本調査報告概要に記載の価格（円）については、1台湾元＝4円で換算し記載している。

3 所見（概要）

- ① 台湾では、健康志向が高く特保の清涼飲料水や農産物では有機栽培又は無農薬栽培への嗜好性が強く、これらの表示が包装や売り場に表記されている。また、加工食品においては、HACCPやISO22000等の認証が重要視され、同様な表記がなされている。
- ② 黒糖は、漢方において血行を促進し体を温める効果があり、冷えの改善や貧血時によいとされており、特に女性の体調維持等のため食用され、嗜好性が高いとされている。台湾においては、母親から娘へ黒糖の摂取の必要性が引き継がれているとのこと。
- ③ 青果物では、高級果実としてブドウ、モモ、ミカン等あるが種類は多くない。輸入野菜では米国産のレタス、セルリー等が見られ、日本産はナガイモやユリネを除き、ほとんど見られな

い。なお、我が国の輸出統計では、日本からレタス等の野菜類が月間3,500 tを超えて輸出される時期もあり、本調査の時期が月間500 t以下で最も輸出量が少ない時期であったことから、確認できなかったと思われる。

- ④ 肉類では、豚肉及び鶏肉はほとんどが地元産で輸入品は見られないものの、牛肉は豪州及び米国ものが売り場の一部を占める。日本からは、現在のところBSE※のため、検疫上輸入が禁止されているが、地元では近い将来解禁の噂があり、本土産牛肉を初めとして石垣牛、本部牛等沖縄の牛肉にも関心が高い（沖縄旅行者からの口づてやSNSによる拡散の影響と言われている）。

なお、7月17日付け新聞報道によれば、台湾側において日本産牛肉の輸入解禁の方針を明らかにし条件を開示。2か月間で世論の反応を確認した後、9月頃解禁に踏み切る可能性があるとのこと。

※ 我が国では平成13年に発生、平成25年5月に国際獣疫事務局（OIE）がOIE陸生動物衛生規約に基づく「無視できる牛海綿状脳症（BSE）リスクの国」として認定。

- ⑤ 日本産の加工食品類では量販店における菓子類が大半を占めており、その中で黒糖関係の加工菓子も多く販売されている。
- ⑥ 台湾は、親日派と言われるとおり、日本語表記が多く特に水産物や農産物商品の包装には中国語表記にひらがなが併記されているものが多い。台湾の人は、日本のことを良く知っていて、一番近い日本として沖縄のこともかなり理解しており、認知度は高いと思われる。

【参考】台湾基本情報

人口

約2,350万人（2016年4月）

（台北市 約270万人、高雄市 278万人、新北市 397万人）

消費者の動向

都市部を中心に高い外食率。なかでも日本食（寿司、カレー、天丼、とんかつ、ラーメン等）が圧倒的な人気を誇る。

百貨店やスーパーでも数多くの日本食を取り扱い。中食においても、日本食ニーズは高く、寿司、刺身、天ぷら、コロッセ等を販売。

日本及び沖縄からの輸出状況 （上位10品目）

品目（日本）	輸出金額 （2015年）	品目（沖縄）	輸出金額 （2016年）
1 たばこ	130億円	1 ビール	191,863千円
2 りんご	99億円	2 アルコールを 含有しない飲料	43,480千円
3 さんご	73億円	3 調製食料品	33,250千円
4 ソース混合 調味料	51億円	4 調製果実 混合 していないもの	25,642千円
5 アルコール飲料	45億円	5 インスタント コーヒー	19,216千円
6 豚の皮（原皮）	33億円	6 その他ベーカリー 一製品	16,580千円
7 ほたて	32億円	7 その他の種 果実 胞子	15,766千円
8 菓子 （米菓を除く）	24億円	8 その他アルコール	12,976千円
9 清涼飲料水	17億円	9 紅茶及び部分的 発酵茶	12,324千円
10 ながいも	13億円	10 黒糖	12,173千円

5 各調査先の様子

○ フードタイペイ2017



○ 高雄港灣施設



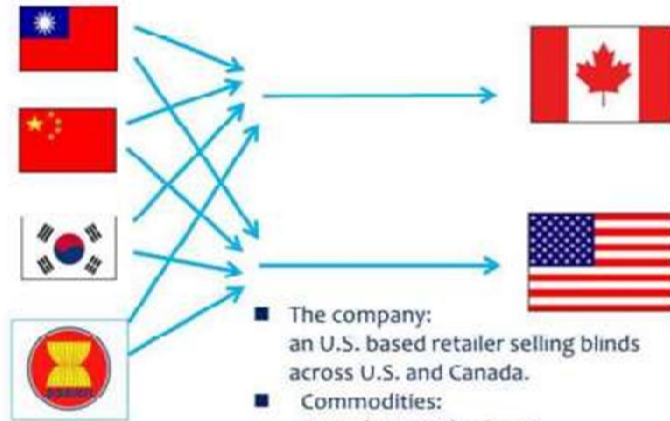
○ 好好（ハオハオ）国際物流 高雄物流センター



BIZ model

1. Asia Outbound FTZ Hub Solution 亞洲出口型FTZ加值集貨中心

Before 供應鏈優化前: 由工廠直配至美國及加拿大



- The company: an U.S. based retailer selling blinds across U.S. and Canada.
- Commodities: Blinds (curtains) related components, SKU up to 2247.

BIZ model

1. Asia Outbound FTZ Hub Solution 亞洲出口型FTZ加值集貨中心

After : set up Asia DC in TW



FTZ HUB Solution: Vander management / Inspection / Reverse logistics / Warehouse management / Order management / Customs arrangement / Consolidation goods / SEA & AIR freight forwarding

BIZ model

2. Asia Inbound FTZ Hub Solution 亞洲進口型 FTZ 加值發貨中心

Before



YES LOGISTICS CORP 好好國際物流股份有限公司

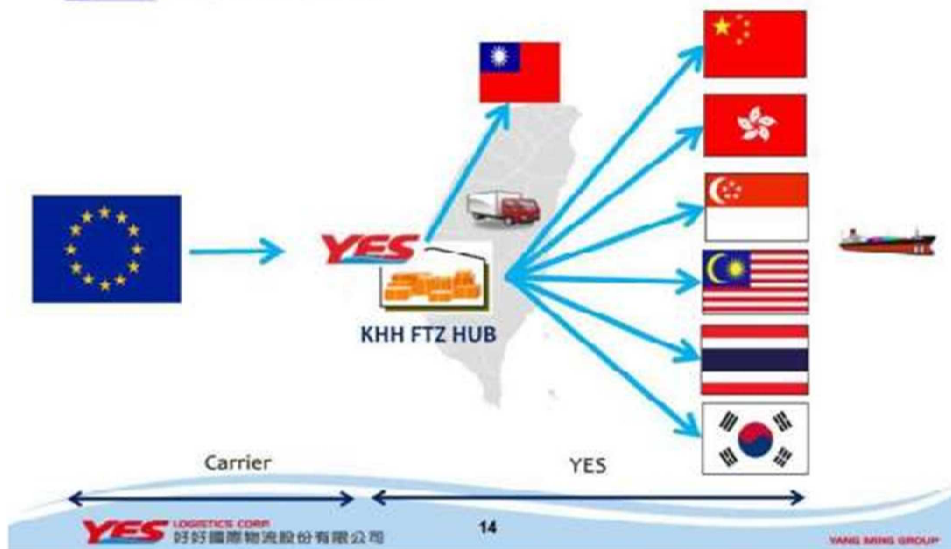
13

YANG MING GROUP

BIZ model

2. Asia Inbound FTZ Hub Solution 亞洲進口型 FTZ 加值發貨中心

After : set up Asia DC in TW



YES LOGISTICS CORP 好好國際物流股份有限公司

14

YANG MING GROUP

○ 新光三越

2017 日本商品展 -開催店舗/期間/場所

店舗	期間	日数	場所/坪	『周年慶』開催期間中
《台北》 南西店	09/30(土)-10/10(火)	11	9F/172坪	周年記念セール 第1弾
《台中》 中港店	10/13(金)-10/24(火)	12	10F/245坪 1F/72坪	周年記念セール 第1+第2弾
《台北》 信義A11	10/27(金)-11/13(月)	18	6F/300坪 4F/120坪	周年記念セール 第1+第2弾
《台南》 西門店	11/16(木)-12/03(日)	18	6F/450坪	周年記念セール 第1+第2弾
《高雄》 左營店	12/06(水)-12/17(日)	12	10F/400坪	周年記念セール 第2弾



前回 2016年 各店「日本商品展」の様様



日本商品展 -マスコミ露出と宣伝



日本商品展 -分店DM



○ 愛之味（飲料等メーカー）

愛之味股份有限公司
 創立日期：1971年6月
 工場面積：約394,610平方公尺
 營業項目：傳統美食類 - 調味料 - 甜點類 - 飲料類 - 調味系列 - 油品類 -
 保健系列 - 泡麵系列 -
 總資產額：新台幣142億元(2014年6月)
 公司地址：台灣嘉義縣民雄鄉南村工業二路11號

AGV PRODUCTS CORPORATION
 Established: June 1971
 Employees: Factory Area: 84410 square meters
 Products: Pickled foods, instant foods, snacks, beverages, juice drinks,
 seasoning & salad oil, health-care products, refrigerated products.
 Total Assets: NT \$14.2 Billion (until June, 2014)
 Address: No. 11, Rung Yeh Second Rd., Min Hsiang Industrial Zone,
 Chiayi Hsien, Taiwan, R.O.C.
<http://www.agv.com.tw>



愛之味公司嘉義總行的大樓
 AGV's Administrative Headquarters in Chiayi



○ 「E∞JAPAN」オープニングセレモニー（新垣通商アンテナショップ）



○ カルフル (高雄市内)



チリ産、ニュージーランド産 りんご



米国産 ドーナツピーチ



日本産 ながいも



日本産 ゆりね



台湾産 日本種米



愛之味「分解茶」(水耕八重岳ゴーヤー茶使用)

○ 大立デパート（高雄市内）



福岡産 ピオーネ、岡山産 シャインマスカット



愛知産 みかん



北海道産 ながいも



米国産 牛肉



豪州産 牛肉「和牛」

○ 台北第一卸売市場、台北第二卸売市場 (青果)



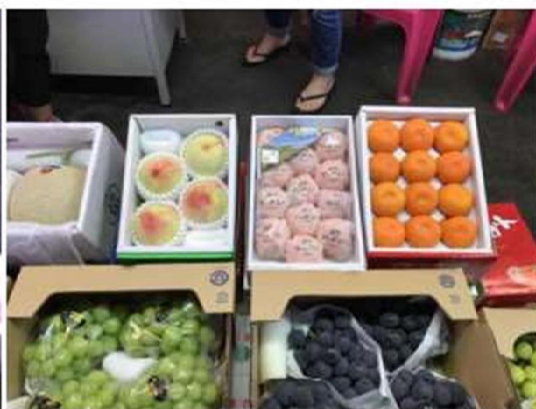
仲卸店舗の様子



台湾産 果実類



米国産 さくらんぼ、青森産 ふじ



高知産メロン、日本産もも、愛媛産みかん



ゆりね (産地不明)



米国産 セルリー

(水産)



ノルウェー産 サーモン刺身



北海道産 うに



豪州産 あわび



日本産 つぶ貝(?)



日本産 乾燥わかめ



「紀文」現地工場生産 練り物類



北海道産 味付けさんま

○ 太平洋SOGO (台北市内)



日本食フェア「夏季日本食芸大展」



沖縄ブース 泡盛、ウコン・ゴーヤー茶、黒糖等



紅芋を使った餅、サターアングギー等



銀河高原ビール

オリオンビール

台湾ビール

○ シティスーパー（台北市内）



台湾産 果実類



フルーツ詰め合わせ



日本産 みかん



日本産 かぼちゃ



米国産 牛肉

豪州産 牛肉

○ ジェイソنز (台北市内)



長野産 巨峰 岡山産 マスカット



山梨産 もも



米国産 ぶどう



米国産 もも



米国産 レタス



沖縄産 かぼちゃ

平成28年度農林水産物・食品の輸出取組事例（農林水産省作成）
に掲載された沖縄における取組事例
（5事業者）

- （株）御菓子御殿・・・紅いもタルト → 107ページ
沖縄特産販売（株）・・・シークワサー加工品 → 108ページ
沖縄製粉（株）・・・紫芋ペースト → 109ページ
オリオンビール（株）・・・ビール → 110ページ
（株）沖縄県物産公社・・・農林水産物等 → 111ページ

平成29年度農林水産物・食品の輸出取組事例（農林水産省作成）
に掲載された沖縄における取組事例
（4事業者）

- （有）サニー沖縄・・・農産物 → 112ページ
琉球黒糖（株）・・・黒糖 → 113ページ
（株）萌す・・・ミーバイ（ヤイトハタ） → 114ページ

加工食品



沖縄県 (株)御菓子御殿 『紅いもタルトをアジアへ』

【主な品目】

紅いもタルト

【主な輸出先国・地域】

香港、台湾、シンガポール

【輸出取組の概要】

- ◆ 国内外の商談会等に積極的に参加し、輸出先国の食習慣等について情報収集した上で商談を重ねて輸出を実現。
- ◆ 所在する読谷村内で既に海外展開を行っている他の2企業(酒造業者、食肉加工業者)と連携し、読谷村ブランドを構築し更なる輸出に繋げる取組を実施。

【輸出実績】 (平成24年度より輸出開始)

	輸出額(万円)	輸出量(t)	出荷時期
平成27年度	646	5	通年
平成26年度	326	2	
平成25年度	173	1	



主力商品「紅いもタルト」

【取り組む際に生じた課題】

- ・ 更なる輸出に繋げるためには、海外における読谷村の認知度を向上させ、紅いもタルトを含めた読谷村ブランドを構築する必要。

【生じた課題への対応】

- ・ 読谷村内の3企業が連携し、各企業の商品を「メニュー」として開発。飲食関係、ブライダル関係、卸関係者等を招き、プレゼン及び商談を行った。
- ・ 228万人のフォロワーを持つ外国人ブロガーを読谷村に招き、観光スポットや紅いもタルト等の読谷村ブランドについて情報発信を依頼。

【対応の結果】

- ・ 読谷村及び読谷村ブランドの認知度向上に繋がった。
- ・ 28年度インバウンドにおける対応を読谷村にある観光会社が参加し更なる認知度UPを図る。

【今後の課題・展望】

- ・ 読谷村内の3企業の連携を推進し、香港以外の輸出先国(台湾、韓国など)へ更なる販売拡大を目指す。
- ・ 主力商品「紅いもタルト」の賞味期限延長など輸出用に特化した商品開発に努める。

【活用した支援・施策】 平成27年度中小企業課題解決プロジェクト推進事業

【ウェブサイト】 <http://www.okashigoten.co.jp/>

【連絡先】 担当者名: 大城、TEL: 098-958-7333



香港SOGO沖縄フェアの様子



沖縄大交易会の様子

加工食品



沖縄県 沖縄特産販売(株) 『シークワサー商品をアジアへ』

【主な品目】

シークワサー関連加工品

【主な輸出先国・地域】

中国、台湾、香港等

【輸出取組の概要】

- ◆ 国際展示会や商談会に積極的に参加し、バイヤーとの商談を重ねて輸出を実現。
- ◆ 平成28年4月に沖縄県大宜味村にシークワサーのテーマパーク(搾汁工程見学コースなど)をオープン。インバウンド等に対し、シークワサー関連加工品のPRを実施。

【輸出実績】 (平成24年度より輸出開始)

	輸出額(万円)	輸出量(t)	出荷時期
平成27年度	850	5.6	通年
平成26年度	360	2.2	
平成25年度	166	1	



主力商品「シークワサーの底力」、「青切りシークワサー100」

【取り組む際に生じた課題】

- ・ 数多くあるフルーツ飲料の中で、価格や品質においてシークワサー関連加工品を差別化するPRが必要。

【生じた課題への対応】

- ・ シークワサーの機能性等を取りまとめた現地向けのリーフレットを作成し、現地商談会等においてプロモーションを積極的に展開。

【対応の結果】

- ・ シークワサー関連加工品の認知度及び価値の向上に繋がった。
- ・ シークワサーが沖縄の長寿の秘訣であるとの認識が深まった。

【今後の課題・展望】

- ・ 商品パッケージを現地向けのデザインに変更し、更なる販売拡大を目指す。
- ・ シークワサーを主体とし、新たに沖縄県の特産品である黒糖を使用した商品開発に努める。



中国・広州食品展示会でのプロモーションの様子

【活用した支援・施策】 中国・広州食品展示会、香港Food Expoへの出展。

【ウェブサイト】 <http://www.okitoku.co.jp/>

【連絡先】 担当者名：與那嶺、TEL：098-850-8953

加工食品



沖縄県 沖縄製粉(株)

『宮古島産紫いも(紅いも)ペーストを香港へ』

【主な品目】

宮古島産紫いもペースト

【主な輸出先国・地域】

香港

【輸出取組の概要】

- ◆ オンラインによる輸出通関制度を利用し、宮古島から直接香港へ輸出。沖縄の離島から直接輸出することは県内企業で初めて。
- ◆ 宮古島市役所と連携し、宮古島産紫いものブランド化を図る。

【輸出実績】(平成25年度より輸出開始)

	輸出量(t)	出荷時期
平成27年度	17.7	通年
平成26年度	17.9	
平成25年度	13.8	

【取り組む際に生じた課題】

- ・ これまで商社を通して輸出先国の事業者と取引していたため、相手先のニーズや課題が掴みにくく、受注するまでに時間がかかる。
- ・ 紫いもペーストの色合について、取引先と認識違いが発生。

【生じた課題への対応】

- ・ 現地情報に精通している人材を確保し、商社を通さず直接取引を行った。
- ・ 色見本(カラーチャート)を作成し、取引先と双方で持つことにより、客観的に紫いもペーストの色合を確認ができる体制を整え、認識違いが生じないようにした。
- ・ 取引先担当者を宮古島に招聘し、ほ場の状況や栽培方法等についてきめ細かい説明を行った。

【対応の結果】

- ・ 直接やり取りが出来るようになったことで、相手先のニーズや課題が掴め、それに対応したことにより、受注・納品がスムーズになった。
- ・ 色合について共通認識を構築したことにより、安定供給が図られるようになった。
- ・ ほ場の状況や栽培方法等について現場で説明し、取引先に生産地を認識してもらうことで更に信頼を築くことができ、契約数量が増加。

【今後の課題・展望】

- ・ 紫いもペーストの製造を中心に、沖縄県産農産物を使用した商品開発に努める。
- ・ 紫いもペーストの輸出拡大を図るために、宮古島市や生産者と連携し、更なる生産農家の確保に努める。

【活用した支援・施策】 Food Expo(香港)、Bakery Expo(香港)、おいしいJAPAN(シンガポール)

【ウェブサイト】 <http://www.okifun.com/index.jsp>

【連絡先】 担当者名:池原、TEL:098-852-3600



宮古島産紫いもペースト



取引先担当者へ説明している様子

アルコール飲料



沖縄県 オリオンビール(株)

『Made in Okinawaを世界へ』

【主な品目】

オリオンビール

【主な輸出先国・地域】

台湾を中心に世界14エリア

【輸出取組の概要】

◆ メイドイン沖縄を世界に届ける

【輸出実績】昭和41年より輸出開始

	輸出額(億円)	輸出量(KL)	出荷時期
平成27年度	4.7	3,158	4月～3月
平成26年度	3.0	2,012	
平成25年度	2.0	1,409	

【取り組む際に生じた課題】

- ・ 現地のニーズをどう汲み取るか。
- ・ 現地での営業方法の確立。
- ・ 現地での認知度向上。

【生じた課題への対応】

- ・ 米国、オセアニア、アジアといった様に各エリア別に担当者を配置して、それぞれの市場にあった営業方法を考え実践している。
- ・ 沖縄を強くイメージする商品であり、沖縄のビールである事が大切なブランド力となっている。海外でビアフェストなどのイベントを開催する際も、沖縄とオリオンビールを組み合わせたPRにするなどの工夫をしている。

【対応の結果】

- ・ これまでの取組みにより、台湾では事務所を構えるまでになっている。
- ・ インバウンドも追い風になり、自社工場を訪れる来場者の3割が海外からの観光客になるなど、海外でも認知度が向上している。

【今後の課題・展望】

- ・ 世界中にメイドイン沖縄を届けることを目標に、沖縄ネットワークを活かしながら新たな国への輸出に取り組んでいく。

【活用した支援・施策】ジェトロ海外事務所による現地の商習慣等の情報収集

【ウェブサイト】 <http://www.orionbeer.co.jp/>

【連絡先】 担当者名: 森山 康、TEL: 098-877-5086



台湾ビアフェスト



海外専用パッケージ

その他



沖縄県 (株)沖縄県物産公社 『全国の農林水産物・加工食品をアジアへ』

【主な品目】

農林水産物、加工食品

【主な輸出先国・地域】

香港、台湾、シンガポール、タイ等

【輸出取組の概要】

- ◆ 沖縄の国際物流ハブ機能を活用し、ディストリビューターとして沖縄県内外の農林水産物等をアジアに輸出。
- ◆ 小ロット・試験的な輸出に対応し、中小企業において課題となっている代金決済等を県物産公社が担うサービスを展開。中小企業による海外販路開拓をサポート。

【輸出実績】

	輸出額(億円)	出荷時期
平成27年度	2.36	通年
平成26年度	2.30	
平成25年度	2.27	



沖縄国際物流ハブの活用により農林水産物を新鮮な状態で輸出

【取り組む際に生じた課題】

- ・ 輸出先国の現地ニーズの収集。
- ・ 従来のような県産品のための取扱いでは、安定した物量が確保できない。
- ・ 中小企業等からの小ロット・試験的な輸出に対応するサービスの要望。

【生じた課題への対応】

- ・ 沖縄の国際物流ハブ機能を活用してアジアで宅急便事業を展開するヤマト運輸等と連携し、現地ドライバーからの生のニーズ情報を吸い上げ。
- ・ 小ロット・試験的な輸出に対応し、多くの中小企業において課題となっている代金回収・決済等を県物産公社が担うサービスを平成27年4月から本格的に開始。
- ・ BtoCの取組として、香港国内のショッピングサイトにおいて全国各地の農林水産物等を販売。

【対応の結果】

- ・ 輸出ノウハウのない中小企業や生産者の参入障壁を低くすることに貢献。
- ・ いちご、梨、桃、ぶどう、りんごなど全国各地の果物等の取扱いを拡大。

【今後の課題・展望】

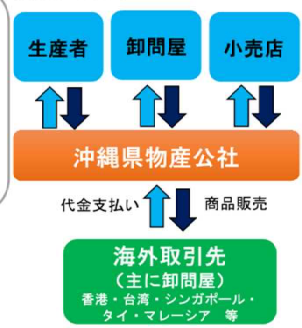
- ・ マーケティング、プロモーション、販売、物流がセットになった一気通貫型サービスを構築し、中小企業等による海外販路開拓のチャンスを広げる。
- ・ 生産者との連携強化による全国特産品のコラボレーションや産地リレー等、海外バイヤーにとって魅力的な商品の開発。
- ・ 小口取引に対する効率的かつ安全な決済方法の確立。

【活用した支援・施策】 なし

【ウェブサイト】 <http://www.washita.co.jp/info>

【連絡先】 担当者名：金城、TEL：098-859-6325

(商流の流れ)



静岡県・静岡経済連と連携して紅ほっぺを香港へ輸出

青果物



沖縄県 (有)サニー沖縄 『青果をアジア市場へ』

【主な品目】

みかん、りんご、パイナップル、紅芋、かぼ
ちや、ゴーヤー等

【主な輸出先国・地域】

シンガポール、香港

【輸出取組の概要】

- ◆ 主に沖縄県内外向けの青果物の卸売販売を行っており、数年前からは農場を確保し野菜を生産。新たな取り組みとして、シンガポールWorld Food Fairでの展示販売をきっかけに、平成28年10月から輸出開始。
- ◆ 県内外の市場取引、仲卸業者とのネットワーク、自社農場生産や契約農家との取引等による青果の品揃えを生かした輸出取引を展開。

【輸出実績】(平成28年度より輸出開始)

	輸出額(万円)	輸出量(t)	出荷時期
平成28年度	2200	40	通年

【効果があった取組】

国内取引における青果仕入・販売のノウハウを輸出に活用できたこと

【取り組む際に生じた課題】

- ・ 取引先の開拓。
- ・ 輸出ノウハウの蓄積。
- ・ 県内小売と異なる現地ニーズの把握。

【生じた課題への対応】

- ・ 商談会への参加や沖縄県担当部署の支援による現地商社への営業。
- ・ 商工会議所、JETRO等関係機関からの情報収集、シンガポールへOJT派遣。
- ・ 現地からの問い合わせや要望について、メールおよびグループLINE、WhatsApp等SNSを使った取引先との積極的なコミュニケーションにより現地ニーズを把握。

【対応の結果】

- ・ 輸出先の商社等との商談・営業を経て、現在はシンガポール、香港に向けて定期出荷を行っている。
- ・ 取引先と連携を図り経験を積む中で、現地の商流、物流への理解が深まり取引がスムーズに行えるようになった。

【今後の課題・展望】

- ・ タイ、マレーシアへの展開。
- ・ 取引の継続とともに新規取引先や取引品目の開拓。

【活用した支援・施策】沖縄国際物流ハブ活用推進事業 海外渡航支援、万国津梁産業人材育成事業国内
外OJT派遣

【連絡先】 担当者名：兼城賢作、TEL:098-860-9415



World Food Fairに出展



シンガポールにおける着荷



自社出荷場の様子

加工食品



沖縄県 琉球黒糖(株) 『黒糖商品をアジアへ』

【主な品目】

黒糖、黒糖加工品

【主な輸出先国・地域】

中国、韓国、香港、台湾等

【輸出取組の概要】

- ◆ 中国、香港、韓国、台湾に対して定期的な輸出を実現。
- ◆ 国内外の見本市・商談会に積極的に出展し、輸出先国のバイヤーのニーズに合わせた商品を開発。また、輸出先国で行われる催事に参加し、黒糖商品の認知度向上と他国の黒糖商品との差別化をPR。
- ◆ 今後シンガポール・ベトナムへの定期的な輸出を目指す。

【輸出実績】（平成20年度より輸出開始）

	輸出額(万円)	輸出量(t)	出荷時期
平成28年度	1400	15	通年
平成27年度	800	8	
平成26年度	300	3	



主力商品「チョコつとう。」

【取り組む際に生じた課題】

- ・ 黒糖商品の海外市場での認知度向上。
- ・ 他国の黒糖加工品との差別化。
- ・ バイヤーからの現地に適した商品改良の要望への対応。

【生じた課題への対応】

- ・ ジェトロ主催の商談会を始め国内外の見本市・商談会へ出展した。
- ・ 香港、台湾、韓国、シンガポールなどの沖縄物産展・催事に参加し、試食・実演販売などを通じて、認知度向上・他国の黒糖商品との差別化をPR。
- ・ 材料の配合比率やパッケージの色を変えるなど、バイヤー希望に応じた商品改良・価格調整を行った。



韓国のバイヤーからの要望に基づきパッケージを金色に改良

【対応の結果】

- ・ これまで取引のなかったバイヤーからの引き合いが生まれた。
- ・ 小売だけでなく業務用の輸出が拡大した。

【今後の課題・展望】

- ・ ジェトロの専門家の支援などを通じて、シンガポール・ベトナムへ定期的に輸出する。すでに定期的に輸出を行っている国へは輸出拡大を目指す。

【活用した支援・施策】 中小企業商標先行登録調査、ジェトロ食品輸出商談会 in 沖縄、海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス、沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金【ウェブサイト】<http://www.ryukyu-kokuto.jp/index.html>

【連絡先】 担当者名：金城幸英、TEL：098-992-8300



中国・福建省での商談会の様子

水産物



沖縄県 (株) 萌す

『ミーバイ(ヤイトハタ)等をシンガポールへ』

【主な品目】

ミーバイ(ヤイトハタ)、マグロ、メカジキ、ソデイカ

【主な輸出先国・地域】

シンガポール、台湾、タイ、香港

【輸出取組の概要】

- ◆ 観光コースで漁業体験を行っていた漁業協同組合から、養殖ミーバイ(ヤイトハタ)の販売を依頼されたことがきっかけで、観光分野から水産物販売に参入し、シンガポールのレストラン等向けに沖縄県産鮮魚を中心に輸出を開始。

【輸出実績】(平成27年度より輸出開始)

	輸出額(万円)	輸出量(t)	出荷時期
平成28年度	840	6	通年
平成27年度	250	5	

【効果があった取組】

現地レストランにおける「本日のおすすめメニュー」導入により、水揚げに応じた取引量・価格設定が可能となった。

【取り組む際に生じた課題】

- ・ 養殖ミーバイ(ヤイトハタ)の売り先を国内で新規に開拓することが困難。一方、東南アジアにも同種の魚が多く競合。
- ・ 水揚げ量や価格が一定ではないため、定量出荷が困難。

【生じた課題への対応】

- ・ 海外販路を開拓するため、旅行企画など観光分野でのネットワークを生かし、シンガポールのレストラン等に対し、東南アジアの同種の魚に比べ、沖縄は北限に近い脂が乗っておいしいと優位性をPR。
- ・ 現地レストランの担当者を沖縄に招聘し、県内飲食店において定番メニューにはない「本日のおすすめメニュー」が提供されている現状を認識してもらった。

【対応の結果】

- ・ シンガポールのレストラン等から沖縄の魚は現地産に比べ脂が乗っておいしいとの評価を獲得し、価格設定に理解が得られ取引成立に結びついた。
- ・ 現地レストランで「本日のおすすめメニュー」を提供してもらうことにより、水揚げに応じた取引量・価格設定が可能となった。

【今後の課題・展望】

- ・ インドネシア、バングラディッシュへの販路開拓。
- ・ 現地レストランからの要望により、水産物以外の県産パインアップルや県外産のメロン、桃、ブドウ等青果物の輸出を開始。



シンガポールバイヤーとの商談の様子



ミーバイ(ヤイトハタ)の調理イメージ

【連絡先】 担当者名: 後藤大輔 、TEL: 098-856-7483

沖縄県農業協同組合におけるクルーズ船向け食材等の供給

1. これまでの取組状況

沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）は、ゲンティング香港社と提携し、2018年4月から同社が運営するクルーズ船内のレストランの食材（沖縄県産の牛肉、豚肉、青果物）及び船内の売店で販売するシークワサー、黒糖等の加工商品を供給し、同年11月末までの販売数量は牛肉8.5トン、豚肉1.5トン、青果物6.3トン、加工品2,300ケースとなった。

2. 今後の取組予定

JAおきなわとゲンティング香港社は、今後の更なる取引拡大に向けて2018年11月に意見交換を行い、幅広い客層をターゲットに沖縄県産の農畜産物とあぐー豚を使用した創作料理メニューの開発、シークワサー加工品・黒糖の試食販売など船内での販売促進イベントを継続する事を確認した。

JAおきなわは、これらの取組によってインバウンド（訪日外国人）の満足度の向上を図ると共に、県内の農家所得の向上に繋がりたいとしている。



調印式 JAおきなわとゲンティン香港社
による覚書締結調印式



船内における畜産物（沖縄和牛、あぐー）
の調理、試食イベント



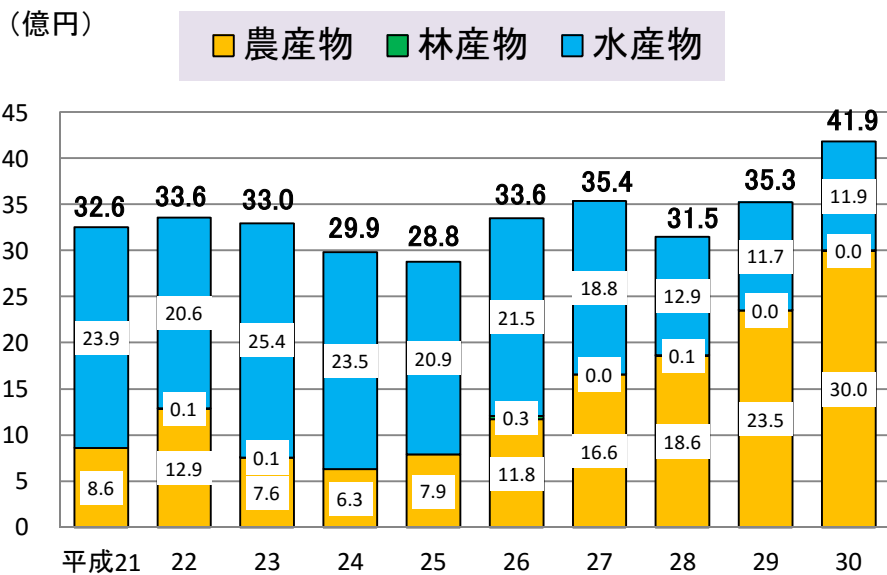
船内の売店に陳列された
シークワサー等加工品

1 沖縄からの農林水産物・食品の輸出状況

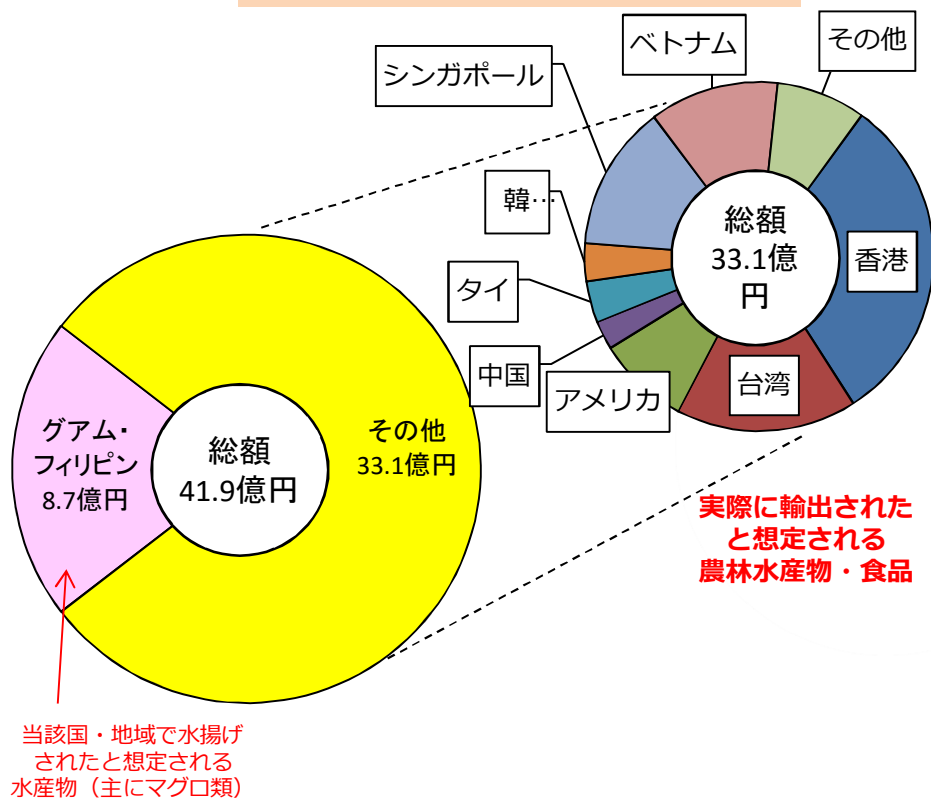
① 全体概況について

- 平成30年の沖縄からの農林水産物・食品の輸出額は、41.9億円。
- このうち、約9億円を占めるグアム及びフィリピン向けの輸出額は、水産物（主にマグロ）を海外で直接水揚げしたことで輸出扱いとなる額であり、これを除いた輸出額「実際に沖縄から輸出されたと想定される輸出額」は33.1億円。

○沖縄からの輸出額の推移



○輸出先国・地域別内訳（平成30年）



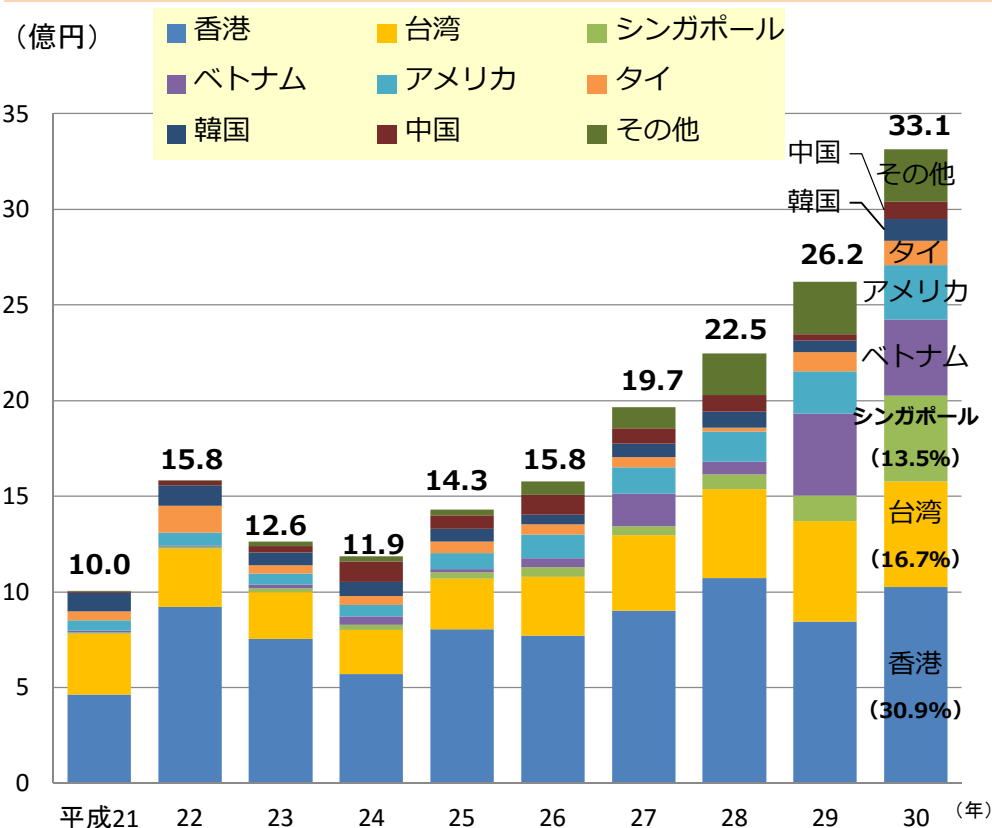
速報値 (未)	輸出額		割合
	(総額)	うち農林水産物・食品	
全国 (前年比)	814,866億円 (+4.1%)	9,068億円 (+12.4%)	1.11%
沖縄 (前年比)	291億円 (-10.0%)	41.9億円 (+18.7%)	14.4%
		【グアム・フィリピンを除く】 33.1億円 (+26.4%)	11.4%

資料：財務省貿易統計「沖縄地区税関」管内から作成（以下5ページまで同様）

② 輸出先国・地域別の輸出額推移

- 「実際に沖縄から輸出されたと想定される農林水産物・食品の輸出額」は、近年増加傾向で推移し、33.1億円（対前年比26.4%増）となっている。
- 国・地域別の構成を見ると、香港向けが10.2億円（30.9%）、次いで台湾向けが5.5億円（16.7%）、シンガポール向けが4.5億円（13.5%）で第3位となっている。

○ 沖縄からの輸出額の推移（国・地域別） （グアム・フィリピンを除く）



(百万円)

	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
香港	463	922	754	572	804	772	903	1,072	846	1,024
台湾	318	303	246	230	264	308	394	466	525	555
シンガポール	8	10	18	26	36	51	45	75	133	448
ベトナム	9	8	21	43	15	47	173	69	426	397
アメリカ	53	65	56	60	86	122	137	158	222	283
タイ	49	142	43	46	60	52	52	19	100	128
韓国	94	107	67	76	65	51	72	82	61	116
中国	9	24	34	106	72	106	80	88	33	88
その他	1	1	23	28	31	69	111	218	276	274
合計	1,003	1,583	1,262	1,187	1,432	1,578	1,967	2,247	2,622	3,313

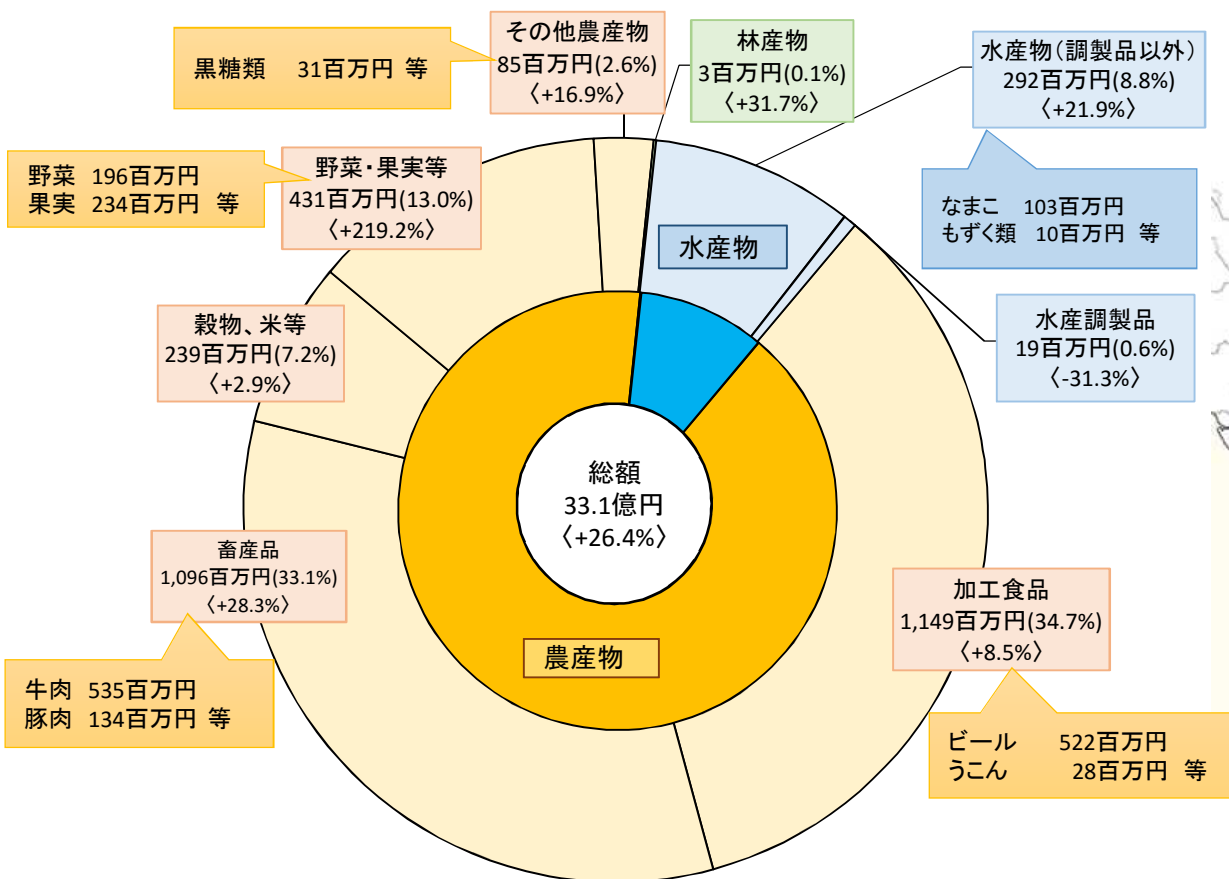
(参考)

グアム	1643	1255	1517	1610	1445	1733	1571	907	907	875
フィリピン	610	519	519	190	7	44	0	0	0	0

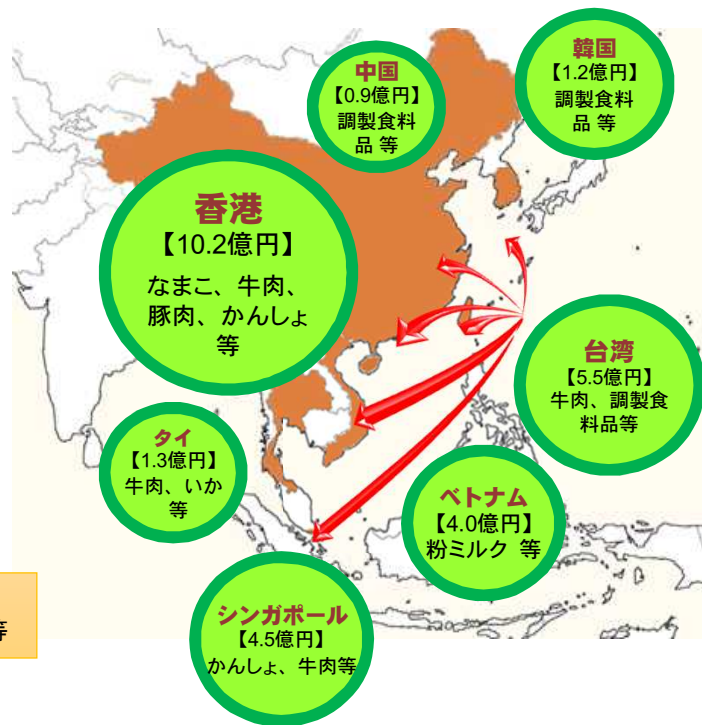
③ 品目別の輸出額推移

○ 品目別内訳は、加工食品が11.5億円（34.7%）、畜産品が11.0億円（33.1%）、野菜・果実が4.3億円（13.0%）、調製品を除いた水産物が2.9億円（8.8%）となっている。

○ 品目別内訳（平成30年）



(参考) アジア向け輸出の概要

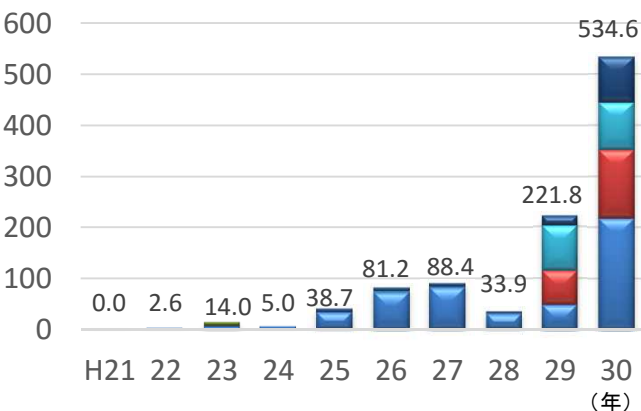


注: 単位は百万円
 ()内は輸出額に占める割合
 < >内は対前年比

③ - 1 主な品目の輸出状況（牛肉・豚肉・野菜・果実・黒糖・うこん）

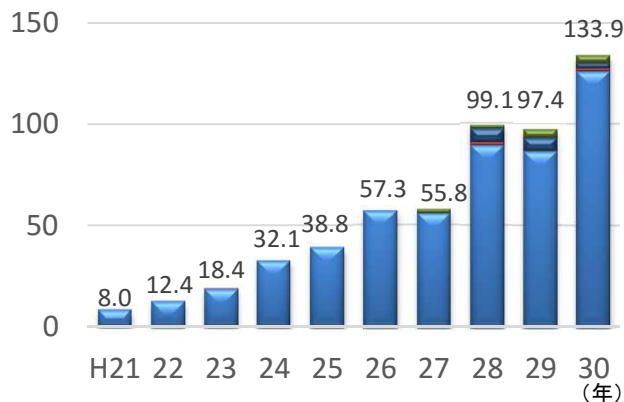
牛肉

(百万円)



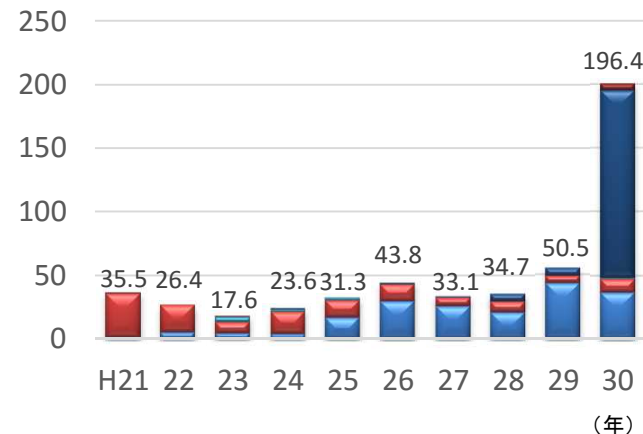
豚肉

(百万円)



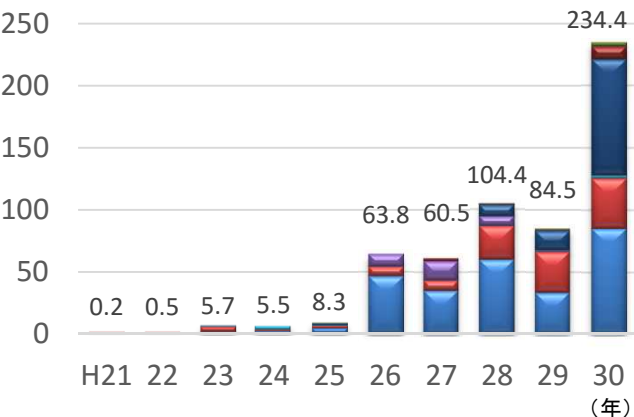
野菜

(百万円)



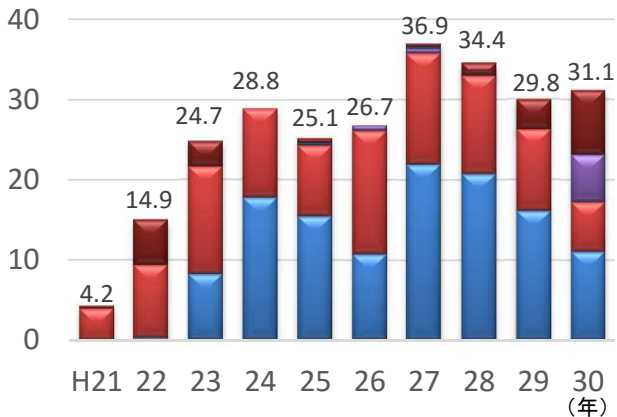
果実

(百万円)



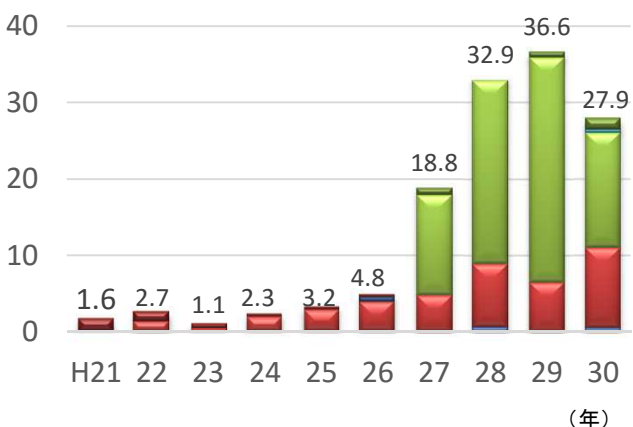
黒糖

(百万円)



うこん

(百万円)

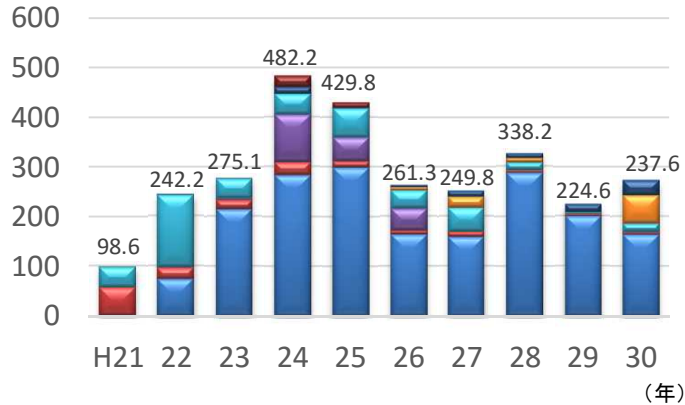


■ 香港
 ■ 台湾
 ■ アメリカ
 ■ 中国
 ■ タイ
 ■ ベトナム
 ■ シンガポール
 ■ 韓国
 ■ その他

③-2 主な品目の輸出状況（魚介類・なまこ・もずく類・ビール）

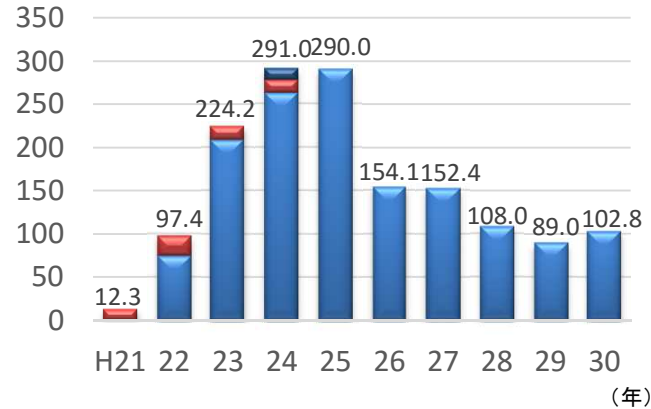
魚介類

(百万円)



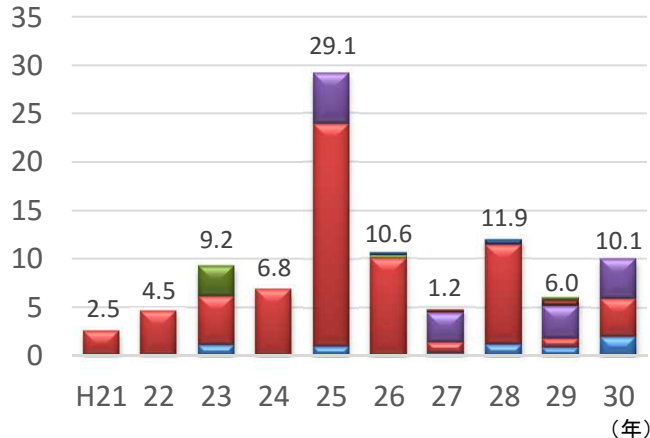
なまこ

(百万円)



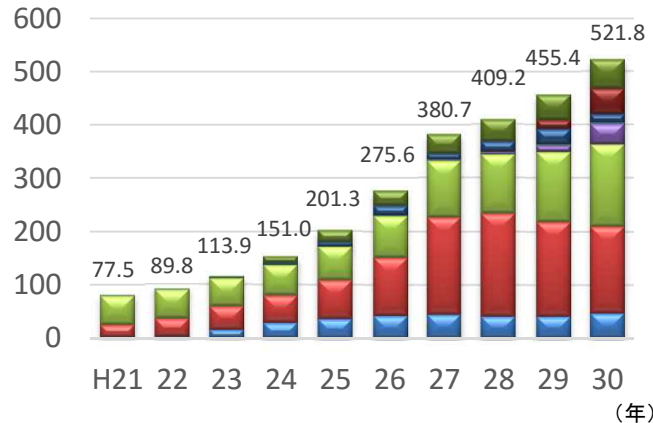
もずく類

(百万円)



ビール

(百万円)



■ 香港
 ■ 台湾
 ■ アメリカ
 ■ 中国
 ■ タイ
 ■ ベトナム
 ■ シンガポール
 ■ 韓国
 ■ その他

2 沖縄からの農林水産物・食品の輸出拡大の方向性イメージ

沖縄県入域外国人観光客数※1；
38万人(2012年度)→290万人(2018年)
沖縄へのクルーズ船寄港回数※2；
125回(2012年)→515回(2017年)



→528回(2018年:対前年同期比13回増)

出典: ※1 沖縄県資料 ※2 沖縄総合事務局開発建設部資料

(観光や輸出をめぐる最近の情勢)

クルーズ船の急増等による
外国人観光客の増加

アジア圏の
所得水準の向上

「和食」の
認知度向上

(沖縄の強みと特色)

特色ある農林水産物・食品

- ・亜熱帯性の気候を活かした多彩な農林水産物
- ・伝統的な島野菜や食文化



東アジアの中心に位置する地理的優位性を活かした物流機能

- ・沖縄国際貨物ハブ(ANA)
- ・アジアにおける宅配便網(ヤマト運輸)



ANA HPより

農林水産物・食品の“ショーケース”機能

急増する外国人観光客(インバウンド)への販売を通じた輸出拡大とともに、海外での販売・PRを通じた沖縄の魅力発信など観光との連携による相乗効果の発揮

- ・外国人受入のための人材確保・育成
- ・旅客船ターミナル等ハード面の整備
- ・観光産業との効果的な連携



美ら海水族館HPより

更に発展

全国の産地との連携・輸出国ニーズへの対応

全国の産地と連携した強みのあるマーケティングや加工・調理、ハラル認証などによる高付加価値化及び輸出国ニーズへの対応

- ・旬を繋ぐ産地リレーや特産品のコラボレーションなどによる魅力的な商品づくり
- ・商談会や海外ショッピングサイトなど様々なチャンネルを通じた販路開拓
- ・ハラルやHACCPへの対応



沖縄県物産公社資料より

【相乗効果】
インバウンド・輸出拡大
↓↑
沖縄のファンづくり・観光客呼込

観光

連携

全国の産地

【相乗効果】
全国特産品×
県産品・加工
↓
オリジナル商品

沖縄農林水産物等の輸出拡大・オールジャパンの輸出目標実現に貢献

沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会 規約

1 設立趣旨

農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出促進については、第165回国会の総理所信表明演説において、「日本の農林水産物や食品は国内向けとの固定観念を打破するため、「おいしく、安全な日本産品」の輸出を、平成25年までに1兆円規模にすることを目指します。」と表明され、政府の目標として、農林水産物等の輸出の大幅な拡大を農林水産行政の大きな柱として推進しているところである。

平成19年5月には、「農林水産物等輸出促進全国協議会」において、「我が国農林水産物・食品の総合的輸出戦略」が決定され、農林漁業者等に対する支援の取組の一つとして、「地方農政局が中心となって、国の地方支分部局、地方公共団体、日本貿易振興機構の貿易情報センター等の参画の下、地域の輸出促進に係る協議会を設立」することとされたところである。

沖縄県においてはモズクや健康食品などで先駆的な取組が見られるところであるが、こうした動きを踏まえ、輸出額及び品目数等のさらなる拡大に向けた県内農林水産物等の輸出促進方策を検討するとともに、輸出に取り組む意欲のある者を支援するため、関係機関から構成する「沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成等

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本協議会に会長及び副会長を置き、会長は沖縄総合事務局次長（総務等担当）とする。副会長は沖縄県農林水産部長とし、会長を補佐するものとする。
- (3) 構成員は、必要に応じて追加等を行うものとする。
また、必要に応じて実務者、学識経験者等の専門家から意見を聞くものとする。
- (4) 協議会を円滑に運営するため担当者会議を設けるものとする。担当者会議は、沖縄総合事務局農林水産部が主宰し、必要に応じて各関係機関が参加する。

3 活動内容

- (1) 沖縄県の農林水産物等の輸出促進に関する情報の収集・分析及び共有
- (2) 沖縄県の農林水産物等の輸出促進に係る普及啓発及び広報
- (3) 沖縄県の農林水産物等の輸出促進方策の検討及び実施
- (4) 協議会構成員による取組の連携・調整
- (5) その他農林水産物等の輸出促進のために必要な活動

4 事務局

協議会の事務局は、沖縄総合事務局農林水産部食料産業課に置く。

5 その他

協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。